

桃 山 学 院 大 学

社会学論集

第53巻 第2号

< 論 文 >

ヘルバルトの感情論

..... 本 間 栄 男 (1)

地域共生社会構築に向けた方法論研究

——都城市社会福祉協議会元職員へのインタビュー調査から——

..... 南 友二郎 (33)

中国の高齢者施設における介護事故リスクマネジメントの現状と課題

..... 馬 天 生 (59)

重度障害者の地域生活支援の方向性

——JAGによる当事者主体の活動を手がかりに——

..... 清 原 舞 (93)

< 研究ノート >

Il chiostro come una forma della coscienza

..... SAITO Caterina Caoru / 齋藤かおる (121)

< 書 評 >

山口慎太郎『「家族の幸せ」の経済学：データ分析でわかった結婚、出産、子育ての真実』
(光文社, 2019年, 259頁)

..... 軽 部 恵 子 (135)

< 資 料 >

日常に遍在する冒険

——バンクーバー編——

..... 大 野 哲 也 (141)

博士論文の要旨および博士論文審査結果の要旨 (雨森直也)

..... (163)

2020 年 2 月

桃 山 学 院 大 学 総 合 研 究 所

ヘルバルトの感情論

本 間 栄 男

キーワード：ヘルバルト (Johann Friedrich Herbart), 心理学史,
『心理学教科書』 (Lehrbuch zur Psychologie),
感情 (Gefühl), 情動 (Affect, Affekt)

第1節 ヘルバルト略伝

第2節 ヘルバルトと心理学

第2節第1項 近年の心理学史でのヘルバルト評価

第2節第2項 古い心理学史でのヘルバルト評価

第3節 ヘルバルトの感情論

第3節第1項 ヘルバルト感情論のテキスト

第3節第2項 ヘルバルトが読んだ心理学書

第3節第3項 用語

第3節第4項 ヘルバルトの感情論概略<1>

第3節第5項 ヘルバルトの感情論概略<2>

第3節第6項 ヘルバルトの感情論概略<3>

第4節 まとめ

心理学史で、現代的な心理学の出発点として挙げられるのがドイツのヴィルヘルム・ヴント (Wilhelm Maximilian Wundt, 1832-1920) である。私の関心がある感情論の歴史の中でもヴントは重要な位置を占める。このヴントの重要性と独自性を理解するためには、ヴントと同時代の常識的な感情論

についての知識が必要である。そのため、19世紀前半のドイツ語圏で最も良く流通していた感情論について基本を押さえる必要がある。前の論文ではそのための準備として用語の整理を行った（本間 2017）¹⁾。用語の日本語との対応関係はその論文に概ね従う。

19世紀前半のドイツ語圏の心理学で一大勢力であったのはヨーハン・フリードリヒ・ヘルバルト（Johann Friedrich Herbart, 1776–1841）とその影響を受けたヘルバルト派と呼ばれる人々の心理学であった。感情論はヘルバルト派の人々の著作の中に現れるが、それらを理解するために、まずこの論文ではヘルバルト自身の感情論を簡単にまとめることを目的とする。

ヘルバルトについての研究は、特に日本ではその教育学に偏ってきた。日本語で書かれたヘルバルト関係の本のほとんどは教育学に関連している。比較的新しい杉山精一による一連の研究は初期ヘルバルトの哲学思想まで視野に入れているが、やはり教育学にどれほど影響したのか、という観点で語られている（杉山 2001a, 杉山 2001b, 杉山 2005, 杉山 2008, 杉山 2009, 杉山 2010）。管見では、教育学を主眼としながらも、ヘルバルトの全体的思想を概観したものは、中島半次郎編『ヘルバルトに関する攻究』（1895）とドイツ語からの訳書であるウーファァーの『ヘルバルト教育学階梯』（1895）²⁾、稲富榮次郎の『ヘルバルト』（1936）、戦後では是常正美の『ヘルバルト研

1) 前の論文（本間 2017）での重大な誤りを訂正しておきたい（内容に関係ない細かい誤記もあるが、とりえず重大なものだけ）。その論文の58ページ以降で研究者の名前として「**ディームリンク (Diemling)**」が頻出するが、この読みと綴りは間違いであり「**ダイムリンク (Deimling)**」が正しい。本文では一貫して間違った表記になっており、最後の参考文献での綴りだけが正しいものになっている。お詫びして訂正したい。

2) Uferのドイツ語原書の初版は1883年刊だが、続けて複数の版が出ている（初版が手に入らなかったため、本論文では1888年の第5版を参照した）。さらに1894年に英語訳（J. C. Zinser, *Introduction to the pedagogy of Herbart*. Boston: D. C. Heath & Co.）が出ているが、日本語訳はドイツ語原文からである（段落の区切りがドイツ語版と対応している）。ただし、ドイツ語のどの版からかは不明である。また1897年にも同じ本が有終会訳で文学書房から出ている。これもドイツ語からの訳だが、どの版かは不明。

究』(1966) だけである(中島 1895, Ufer 1883, 稲富 1936, 是常 1966)。

欧米でも似た状況である。ヘルバルトを、その哲学・教育学・心理学・美学を含めて全般的に扱った著作は少なくとも 20 世紀後半以降にはない。それでも 20 世紀末からヘルバルトの心理学に関する論文が散見されるようになった³⁾。数少ないそれらの中でもヘルバルトの感情論を扱ったものはもっと少ない。そのために、簡単であっても記すだけの価値はあると考える。この論文はまずヘルバルトの伝記的事実を簡単にまとめ(第1節)、次に心理学史におけるヘルバルトの位置を確認し(第2節)、ヘルバルトの感情論を略述する(第3節)。

第1節 ヘルバルト略伝

ヘルバルトの伝記について、日本語でまとまって読める本はない⁴⁾。ここではいくつかの日本語の資料などを利用して、心理学に重要なポイントにしぼって簡単に伝記的事実をまとめる。

ヨーハン・フリードリヒ・ヘルバルトは 1776 年 5 月 4 日にドイツ北部のオルデンプルク (Oldenburg) に生まれた。オルデンプルクは今日ではニーダーザクセン州に属し、同州の州都ブレーメンから西に 45 キロほど離れている。1776 年はアメリカ独立革命の年であり、アダム・スミス (Adam Smith, 1723–1790) が『諸国民の富 (*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*)』を出版した年である。日本では『解体新書』が刊行された 2 年後にあたる。ドイツの文化人でいうと、ゲーテ

3) Leary 1980, Arens 1989: 84–104, Boudewijse, Murray, & Bandomir 1999, Kaiser-El-Safti 2003, Huemer & Landerer 2010, Bellucci 2015, Landerer & Huemer 2018。かなり古いが哲学史上でヘルバルトを取り上げているのは例えば以下: E. カッシーラー (須田朗・宮武昭・村岡晋一 訳) 『認識問題』第3巻 (東京: みすず書房 2013, 原書は 1920 年初版), 417–453。

4) ドイツ語では教育学者 Walter Asmus (1903–1996) による伝記 (*Johann Friedrich Herbart: Eine pädagogische Biographie*. 2 Bd. Heidelberg: Quelle & Meyer, 1968–1970) があるが、読むことができなかった。日本語では部分的に詳しい記述は存在する。全般的には稲富と高久の記述に依存し、杉山の年表などを参照した。

(Johann Wolfgang von Goethe, 1749–1832) は27歳で、『若きウェルテルの悩み (*Die Leiden des jungen Werthers*)』(1774) を出版したのが2年前、テートニス (Johannes Nikolaus Tetens, 1736–1807) は40歳で著書『人間本性とその発展についての哲学的研究 (*Philosophische Versuche über die menschliche Natur und ihre Entwicklung*)』(1777) を翌年に発表し、52歳のカント (Immanuel Kant, 1724–1804) はまだ前批判期であった。同世代の哲学者にシェリング (Friedrich Wilhelm Joseph von Schelling, 1775–1854) がいる。

ヨーハン・フリードリヒの父方の祖父ヨーハン・ミヒャエル・ヘルバルト (Johann Michael Herbart, 1703–1768) はオルデンプルクのラテン語学校 (大学で使用するラテン語を中心に教える中等教育機関) の校長であり、教育者として知られていた。その4人の息子の末子トーマス・ゲルハルト (Thomas Gerhard, 1739–1809) はオルデンプルクの法律顧問兼参事官 Justiz- und Regierungsrat であった。トーマス・ゲルハルトは医者の娘ルーシア・マルガレーテ・シューテ (Lucia Margarete Schütte, 1755–1802) と結婚し、この夫婦の唯一の子供がヨーハン・フリードリヒだった。病弱だったヨーハンは学校ではなく、初等教育を家庭でこの母親と家庭教師から受けた。この時にヴォルフ (Christian Wolff, 1679–1754) の哲学に親しむ機会があったという。ヴォルフは18世紀ドイツを代表する心理学者でもある。さらに若きヨーハンには音楽的才能があり、ピアノなどを演奏した。のちに音楽心理学を研究することになる片鱗がここに現れている⁵⁾。また、多くの数学的才能の持ち主が音楽的才能を併せ持つことを考えると、のちの数学的心理学への傾倒もここに由来するのかもしれない。

1785年から翌年までクリスティアン・クルーゼ (Christian Kruse, 1753

5) Nadia Moro, *Der musikalische Herbart : Harmonie und Kontrapunkt als Gegenstände der Psychologie und der Ästhetik* (Würzburg: Königshausen & Neumann, 2006) という研究書が21世紀になって発表された。私は未読。

-1827) の私塾に通って自然科学に対する興味を涵養されたという (稲富 1936 : 9)。1788 年にはオルデンプルクのラテン語学校 (1789 年にギムナジウムに昇格する) に入学, ここでカント哲学を学び, 1794 年に卒業した。カントの『人間学』はヘルバルトに大きな影響を与えた。

両親の期待により法学を学ぶために, ヘルバルトは 1794 年に当時のワイマール公国にあったイエーナ大学 (今日のフリードリヒ・シラー大学イエーナ) に入学する⁶⁾。しかし, ヘルバルト自身にはその気がなく哲学を学び, 法学を学ばせたい母親と対立するが, 結局は母親を説得することができた。和解した母親 (だけ) はイエーナに住むことになる。当時イエーナ大学の哲学のスターといえ、ヨーハン・ゴットリープ・フィヒテ (Johann Gottlieb Fichte, 1762-1814) であった。1792 年に 30 歳で教授となったフィヒテは若い大学生に大きな影響力を持っていた。ヘルバルトも例外ではなく, 一時は強くフィヒテに傾倒していたが, やがて袂を分かつことになる。

大学は卒業せずに, 1797 年に貴族フォン・シタイガー (von Steiger) 家の 3 人の息子の家庭教師になってスイスのベルン近郊インターラーケン (Interlaken) に滞在した⁷⁾。この決定は母親の後押しによる (杉山 2001a : 50-51)。この時の経験がヘルバルトに教育研究の道を選ばせることになる。この地で, スイスの著名な教育家ヨーハン・ハインリヒ・ペスタロツィ (Johann Heinrich Pestalozzi, 1746-1827) と知己になり, 大きな影響を受けた⁸⁾。また数学の本格的研究を始めたのもこの時代である⁹⁾。家庭教師は 1799 年末まで続けた。

6) イエーナ大学時代のヘルバルトについては以下 : 杉山 2001a : 19-48, 杉山 2005, 杉山 2008, 杉山 2009, 杉山 2010。

7) スイス時代のヘルバルトについては以下 : 杉山 2001a : 49-101。

8) ペスタロツィはイタリア系の名字だがドイツ語を母語としたスイス人なので, ドイツ語風に表記する。

9) ヘルバルトの思想が数学者に影響した例として, ベルンハルト・リーマン (Bernhard Riemann, 1826-1866) がある。Erhard Scholz, "Herbart's influence on Bernhard Riemann", *Historia Mathematica*, 1982, **9** : 413-440 ; Erik C. Banks, "Kant, Herbart and Riemann", *Kant Studien*, 2005, **96** : 208-234 ;

しばらく旅し、ブレーメン滞在中にベスタロツィに関する論文・著作をものにした¹⁰⁾。1802年にゲッティンゲン大学で大学教授資格を取得し、同大学で哲学私講師として教え始めた¹¹⁾。

1809年にはプロイセンのケーニヒスベルク大学の哲学と教育学の教授になった¹²⁾。かつてカントが占めていた職である。この時、言語学者ヴィルヘルム・フォン・フンボルト (Friedrich Wilhelm Christian Karl Ferdinand Freiherr von Humboldt, 1767-1835) と知り合いになる。このフンボルトは1810年にベルリン大学 (今日のフンボルト大学) を創設することになる。1811年にヘルバルトはイギリス商人の娘メアリ・ジェイン・ドレイク (Mary Jane Drake, 1791-1876) と結婚した。この結婚で子供は産まれなかった。この時代にヘルバルトの主要な著作 (心理学含む) が執筆された。

1831年にヘーゲル (Georg Wilhelm Friedrich Hegel, 1770-1831) の死によって空席となったベルリン大学の哲学教授職を希望したがかなわず、1833年にゲッティンゲン大学に移動した¹³⁾。結局ここで生涯を終えることになる。1841年8月14日に卒中の発作で死亡した。65歳だった。日本では徳川家斉 (1773-1841) が亡くなって天保の改革が本格化した年で、『甲子夜話』で知られる松浦静山 (1760-1841) はヘルバルト死亡日の翌日に亡くなっている。ドイツ語圏の文化では、ショーペンハウアー (Arthur Schopenhauer, 1788-1860) が現役、ヘルムホルツ (Hermann Ludwig Ferdinand von Helmholtz, 1821-1894) はまだ学位取得を目指していて、ヴントは8歳で

Werner Ehm, "Broad views of the philosophy of nature: Riemann, Herbart, and the 'Matter of the Mind' ", *Philosophical Psychology*, 2010, **23**(2) : 2-20 ; 山本敦之, 「リーマンの多様体概念へのガウスとヘルバルトからの影響について」, 『吉備国際大学社会福祉学部研究紀要』, 2007, **12** : 93-102, など参照。

10) *Pestalozzi's Idee eines ABC der Anschauung untersucht und wissenschaftlich ausgeführt* (Göttingen: Johann Friedrich Röwer, 1802)。この著作は是常正美監訳『ベスタロッチの直観のABCの理念』(東京: 玉川大学出版部 1982)として翻訳されている。ブレーメン時代のヘルバルトについては以下: 杉山 2001b。

11) この、第一ゲッティンゲン時代についての日本語で読める詳しい記述がない。

12) ケーニヒスベルク大学に招聘された経緯については以下: 浜田 1995 : 184-202。

13) この、第2ゲッティンゲン時代についても日本語で読める詳しい記述がない。

あった（ヴントの誕生日は8月16日）。遺体はゲッティンゲンのアルバニ・フリートホフ（Albani-Friedhof）に葬られた。

第2節 ヘルバルトと心理学

第2節第1項 近年の心理学史でのヘルバルト評価

ヘルバルトの学問体系の中で心理学はいかなる位置を占めているだろうか。

ヘルバルトは哲学を論理学・形而上学・美学の3つに分け、心理学は応用形而上学として形而上学の下位分類に入る。ちなみに倫理学は美学の一分野である（中島力造 1895）。当然ながらヘルバルトは心理学研究の成果を教育学に取り入れようとしていた。「心理学の教育学への適用についての書簡（Briefe über die Anwendung der Psychologie auf die Pädagogik）」という1831年の書簡もある（K 9：339-462）¹⁴⁾。

教育への応用という文脈を離れて、心理学の歴史的な文脈で見たヘルバルト心理学の重要性はどうだろうか。

2012年に初版が出たベイカー編による『オクスフォード・ハンドブック心理学史（*The Oxford handbook of the history of psychology*）』では地域別に心理学史を扱う中のドイツ編（著者はHorst U. K. Gundlach）で、「1800年頃の心理学」の下で1ページ弱扱われている（Baker(ed.) 2012：263-264）。ヴォルフ、カントより若干少ない程度である。ここではヘルバルトの表象心理学だけでなく、民族心理学と社会心理学への影響も触れられ、ヘルバルト心理学の意義は次世代に科学的に基礎づけられた心理学と教育学を残したことだ、とまとめられている。

2015年版で第5版になるグドウィンの『現代心理学史（*A history of*

14) 英語訳もある。Translated and edited by Beatrice C. Mulliner, *The application of psychology to the science of education* (New York: Charles Scribner's Sons, 1898)。

modern psychology』では精神物理学の祖として項目が立てられておおよそ1ページで解説されている (Goodwin 2015 : 84-85)。これはカントの1ページ弱 (Goodwin 2015 : 46-47) より良い扱いであるが (ヴォルフやテートスは載ってすらいない), ヴントの10ページ半には全く及ばない (Goodwin 2015 : 88-99)。ここでのヘルバルトの意義は, 心理学を哲学から切り離れたことと生理学を必要としなかったこと, とまとめられている。

同じく2015年に第2版になるグリーンウッズの『心理学概念史 (*A conceptual history of psychology*)』ではドイツ心理学の章で, 「ヴント以前のドイツ心理学」の中で2ページ弱触れられている (Greenwood 2015 : 237-239)。カントとほぼ同じ分量だが, ヴントの1/7ほどである。それでも8行のヴォルフよりは扱いは大きい。ここでのヘルバルトは, ヴント以前にもっとも影響力のあった心理学者として挙げられている。

2018年版が第8版になるリーヒの『古代から現代までの心理学史 (*A history of psychology: From antiquity to modernity*)』では, ヘルバルトは名前だけ, それもフロイトにつながる系譜の1人として挙げられるのみである (Leahey 2018 : 274)。

このように, 2010年代でのヘルバルトの扱いはさほど大きくない。特に, ドイツ心理学史の専門家でない著者の場合は, 以前の二次文献の評価をそのまま使っている場合もあった。

第2節第2項 古い心理学史でのヘルバルト評価

もちろん, 歴史を遡ればそれだけヘルバルトの扱いが大きくなることは容易に予想できる。ここでは日本の心理学史を中心に振り返っていこう¹⁵⁾。

1962年に出た今田恵の『心理学史』では, 第X章「科学的心理学の独立」の第2節「19世紀前半におけるドイツの心理学」で真っ先にヘルバルトが扱われている (今田 1962 : 173-177)。そこでは科学としての心理学の独立

15) 以下, 漢字とかなについては現在のものを断りなく用いる。

に尽くしたが、だが生理学や実験によるのではなく数学化で科学化を図ろうとした人だ、とされている。

1937 年に出た松本亦太郎の『心理学史』では、第 2 篇「近世の心理学」の第 4 節「ヘルバルトの表象力学説」がヘルバルトとヘルバルト主義者を扱っている（松本 1937：157-171）。ここでのヘルバルトの評価は、ヘルバルトの数学的心理学が後に影響を及ぼさなかったこと、意識と無意識を関係づけたこと、経験と共に形而上学にも基づいたヘルバルト心理学は実験を否定したために、科学的心理学の一部にしかならなかった、というものである。

同じ 1937 年に出た野島忠太郎の『心理学発達史』では、第 2 章「近世心理学の自覚 経験心理学の流」の第 4 節「精神法則の探究 能力心理学と連想心理学」さらに第 3 項「観念力学説」でヘルバルトとヘルバルト学派が扱われる（野島 1937：90-94）。この部分は下の上野・野田の著作から来ている。

1931 年に出た西山庸平の『心理学史』¹⁶⁾では、第 4 篇「近世史」第 8 節「半カント派」の第 2 節「ヘルバルト及びヘルバルト派」が現れる（西山 1931：283-292）。「半カント派」というのは、カント主義ではなく、反カントでもなく、カントを修正して独自の論を組み上げた人びとを指す。やはりここでの説明も上野・野田の著作から来ている。

1922 年に出た上野陽一・野田信夫の『近世心理学史』では、第 3 章「現代前の心理学」第 3 節「説明的心理学」の (3)「表象機械説（ヘルバルト）」がヘルバルトとその学派を扱っている（上野・野田 1922：123-131）。上の野島などの解説の元ネタで、かなり詳しい。ここでのヘルバルトは、自然科学の数理的力学的解釈とヴォルフの経験的思想に基づいた機械的な表象力学を唱道し、その抽象的なやり方で不足する部分を歴史的発達の説明を通じて補足しようとして民族心理学研究の端を開いた、とされる。さらに、ヘルバルトの表象力学（上野・野田訳では「機械学」）についての微分方程式を論

16) おそらくこの本は 1927 年に出た『心理学史概論』の再録だと思われるのだが、確認できなかった。

じている¹⁷⁾。

そして最後に1898年に出た金子馬治の『最近心理学』（内容は心理学史）は、後篇「獨派最近心理学」の第一「ヘルバルト」で、分量的に最も多くヘルバルトとヘルバルト派に割いた著作である（金子 1898：208-251）。ヴントの半分強（ヴントの部分はおよそ70ページ）で、ドイツ編では2番目の分量になる。金子は、おそらく欧文の二次文献に依拠しながら、ヘルバルトについて一通り説明して、その上で、ヘルバルトの時代的制約を考慮した上で、能力論を排したこと、数量的扱いを試みたことを評価している。

ヘルバルトの心理学史上での位置を確認しよう。旧来の能力論を排したことが、科学的な心理学を目指して心理学の数学化（力学化）を目指したことが新規性として良く評価されている一方で、生理学との関係を構築せず、人間での実験を拒否した点（「心理学は人間で実験すべきでない」（LP3 4：9）¹⁸⁾）で〈遅れている〉と否定的に評価されている。もちろん、時代の前後の間にいる人は常に中途半端に見えるものだ。ヘルバルトが生理学を受け入れなかったのは、生理学が医学の一分野であって、大学で学部が異なったことに由来するのかもしれない（文献の根拠は無いが）。また、確かに現代心理学は実験の導入によって始まるというのが通説であり、その実験は知覚の実験から始まる。しかし後知恵による評価は歴史としては妥当ではない。そして、ヘルバルトが実験を拒否した理由は述べられていない。ヘルバルトの考えていた（あるいは行いたかった）心理学実験は今で言う認知に関する部分であって、統計的手段を持たない時代には個人の（したがって研究者自身の）内観に頼るしかなかったろう。この点でヴントと大きな隔たりがあるわけではない。また、もし実験を他者に対して行うことに倫理的な問題があると考えたのだとしたら、つまり百年後のワトスン（John Broadus Watson,

17) 西山にも出てくるが、それはこの著作をほとんどそのまま書き写しているからである。

18) 引用箇所の表記については第3節第1項を参照。

1878–1958) によるアルバート坊や実験¹⁹⁾のようなものをヘルバルトが「実験」として思い浮かべたので倫理的な問題があると考えたのだとしたら、ヘルバルトの躊躇は今日の心理学の実験倫理の問題と無縁ではない。

第3節 ヘルバルトの感情論

第3節第1項 ヘルバルト感情論のテキスト

ヘルバルトによる心理学書は2つある。最初に出版されたのは、『心理学教科書 (*Lehrbuch zur Psychologie*)』初版 (1816年) である。次が『科学としての心理学, 経験, 形而上学と数学に新たに基礎づけられた (*Psychologie als Wissenschaft, neu gegründet auf Erfahrung, Metaphysik und Mathematik*)』第1巻 (1824年) で, 翌年にその第2巻が刊行された。『科学としての心理学』はそのまま改訂を重ねることはなかったが, 前者の『心理学教科書』は1834年に第2版 (フラクトゥールで印刷されている) が出版された。同時代にはこの第2版が最もよく読まれて, ドイツ語圏内の大学で, まさに教科書として大きな成功を収めた (Teo 2007)。さらに1850年に第3版が出版されている。最後の第3版はヘルバルト死後に, ヘルバルト派のグスタフ・ハルテンシュタイン (Gustav Hartenstein, 1808–1890) によって編集されたものである。この節では, より簡潔にまとめられている『心理学教科書』での記述に準拠し, ヘルバルトの感情論を論じていこう。

『心理学教科書』のテキストについて。ハルテンシュタインは第3版の序文で, 『心理学教科書』初版を持ち上げ, 第2版はその改悪版だとしているも

19) ワトソンと彼の当時の大学院生レイナによる, 恐怖の条件付けに関する実験 (J. B. Watson & R. Rayner, "Conditioned emotional reactions", *Journal of Experimental Psychology*, 1920, **3**(1): 1–14)。生後9ヶ月の幼児 (アルバートは論文での仮称) に対して, ウサギやネズミなどフワフワモコモコなものと大きな音を古典的に条件付けて (あるいは統覚させて), フワフワを恐れるように仕向けた。心理学史上有名な実験だが, 研究倫理上で大きな問題があり, この点でもしばしば言及される。例えば以下: 鈴木光太郎『増補 オオカミ少女はいなかった』(東京: 筑摩書房 2015), 245–282。

の、ヘルバルト自身による改編であったことを尊重して、第3版のテキストは第2版のままで、初版からの変更を註で示す、という形式で妥協している。多くの後の人びとが第2版のテキストを使用していることからこの判断は妥当であろう。もちろん、第3版でフォントがローマン体に戻ったことは少なくとも私にとっては大変素晴らしいことである。『心理学教科書』の英語訳は第2版から行われており²⁰⁾、日本語訳はこの英語版からの重訳である(國府寺 1895, 安東 1896, 神谷 1897)²¹⁾。この論文で『心理学教科書』について言及する際には、2003年にケルン大学の心理学者マルグレット・カイザー＝エル＝サフティ(Margret Kaiser-El-Safti)の序文付きでリプリントされた1882年版を用いる²²⁾。ページ番号等は1850年版と同じである。

ハルテンシュタインが気にしていた『心理学教科書』の初版と第2版の相違

20) 英語訳者マーガレット・K.スミス(Margaret K. Smith)はフラクトゥールの第2版ではなく、ローマンの第3版の1886年版を使用しているようである(編者序文, [v])。この英語版には「心理学の科学を経験、形而上学と数学に基礎づける試み」というまぎらわしい副題が付いているが、内容は間違いなく『心理学教科書』であって『科学としての心理学』ではない。

21) このうち、國府寺と安東の訳を参考にする。國府寺訳は比較的原文に忠実であるが、安東訳はしばしば意訳抄訳であり第141節までで訳が止まっている(それ以降の部分が初学者には向かないので、という理由であって、凡例においてその旨はことわってある)。両訳とも節に対して見出しをつけている。この見出しはドイツ語原文にも英訳にもない、日本語訳での工夫である。

國府寺新作(1855-1929)は教育学についての著作をいくらか残しているが、他は不明(Web NDL Authoritiesでの該当ページ: <https://id.ndl.go.jp/auth/ndlna/00488383>, 2019年9月末確認)。

安東辰次郎は1863年(文久3年)に岡山県津山に生まれ、1885年(明治18年)に東京師範学校を卒業、各地の師範学校などで教え、1888年以降少なくとも1894年までは茨城県にいた: 塙辰雄・平沼秋之助『茨城県教育家略伝』前編上(鹿島郡鋒田町: 進文社 1894)、ページナンバーがないが、本文の4-5ページ目。その後1896年までには埼玉県第一尋常中学校教授になっている(訳書『ヘルバルト心理学全』タイトルページ)が、1896年に没している(Web NDL Authoritiesでの該当ページ: <https://id.ndl.go.jp/auth/ndlna/00479810>, 2019年9月末確認)。訳書は9月18日発行である。訳者はこの本を手に入れたのだろうか。

22) ネットで1850年版は手に入るが、一部のページが抜けている。1882年版では1850年版にあった誤植も一部訂正されているので、この2003年版のリプリントを用いる。また、全集版もネットで容易に手に入るが、なるべく同時代人が読んだものに近いものを参照すべきだ、と考えたからでもある。

は、主に構成の変更である。初版の2部構成が第2版では3部構成になり、おおまかには初版の第1部（心的能力の仮説に従って並べられた心理学的諸現象）が第2版の第2部（経験心理学）に、初版の第2部（力としての表象という仮説から導出された心理学的諸現象の説明）が第2版では2分割されて、前半が第2版の第1部（基礎理論）に、後半が第2版の第3部（合理心理学）になっている（LP3：v-vi）²³⁾。これは、初版では既存の心理学の批判的検討からヘルバルト心理学の神髄である表象理論を展開するという順番であったものを、第2版では基礎としての表象理論の展開から、既存の心理学を表象理論で読み替えるという順番への変更である²⁴⁾。第2版の構成の方が私にはわかりやすい。初版は既存のものに挑戦し独自の意見を述べる展開、第2版は既に権威となった自分の意見をわかりやすく述べる展開と考えられる。「合理心理学」「経験心理学」という分類は結果的に、ヘルバルトが批判した旧来の能力心理学であるヴォルフ心理学の分類に沿う形になっている²⁵⁾。

『科学としての心理学』は2部構成で、第1巻（PW1）は「総合」、第2巻（PW2）は「分析」となっている。「総合的部分」はおおよそ『心理学教科書』第2版の第1部に、「分析的部分」は同じく第2部と第3部に相当する。この総合と分析に分けるという構造は、30年後に出版されたイングランドのハーバート・スペンサー（Herbert Spencer, 1820-1903）の『心理学原理』（1855）にも受け継がれることになる。

『心理学教科書』は部（Teil）、部分（Abschnitt）、章（Capitel）の順に

23) この部分はハルテンシュタインによる序文である。

24) 心理学史家のテオも初版の内容分析で同じことを言っている（Teo 2007）。このように初版と第2版で構成に違いがあるために、ヘルバルトについての研究論文で『心理学教科書』への言及がある際には、その研究者が初版を念頭に置いているのか、第2版を扱っているのかは注意しなければならない。

25) ヴォルフ心理学について日本語で読めるのは以下：山本 2010：362-395。ヴォルフの伝記的情報については：伊藤 1994、山本 2016、山本 2017。ヴォルフの2分類については以下：Teo 2007。

分割され、各章は数字だけの節に区分けされている。この節番号は全体で通し番号になっている。なので、この論文では主に節番号とページのみを記すことにする。第1節で全体の6ページ目は（LP 3 1:6）というように。同様に『科学としての心理学』も通し番号になっている節で構成されているので、テキストを参照する場合は（PW 2 103:63-69）というように記す²⁶⁾。

第3節第2項 ヘルバルトが読んだ心理学書

ヘルバルトはどのような心理学書に影響されただろうか。ヴォルフとカントのものは言うまでもないが、他の著作についてはほとんど言及されていない。感情論について言及されている著作を枚挙しよう。

『心理学教科書』では、初版序文で旧来の能力心理学の例として批判的に同時代のハレ大学の心理学者ヨーハン・ゲプハルト・マース（Johann Gebhard Maaß, 1766-1823）の著作

・『感情について、とりわけ情動についての研究（*Versuch über die Gefühle, besonders über die Affecten*）』（2 Bd. Halle und Leipzig: Ruffsche Verlagshandlung, 1811-1812）

・『情念についての研究（*Versuch über die Leidenschaften*）』（2 Bd. Halle und Leipzig: Ruffsche Verlagshandlung, 1805-1807）、

同じくハレ大学教授ヨーハン・クリストフ・ホフバウア（Johann Christoph Hoffbauer, 1766-1827）の

26) 『科学としての心理学』の場合、目次にページ数が出ていない。節番号で探すことになる。なのに、その節番号の手がかりが本文ページのヘッダやフッタに与えられていないのでひどく面倒である。

・『経験心理学の基礎 (*Grundriß der Erfahrungs-Seelenlehre*)』(Zweyte Ausgabe. Halle: Hemmerde und Schwetschke, 1810)²⁷⁾

を取り上げている (LP3 : 4)²⁸⁾。どれも初版の出版年に近い心理学書である。これらは感情能力論の部分で再び取り上げられ、そこではさらにジョン・ロック (John Locke, 1632-1704) の『人間知性論 (*An essay concerning human understanding*)』(1690)が好意的に言及されている。ヘルバルトが参照しているのはおそらく 1757 年のドイツ語訳であろう (LP 3 96)²⁹⁾。

『科学としての心理学』第 2 巻では、やはりマースの『感情について』が旧来の能力心理学の例として批判的に言及され (PW 2 104 : 75-78)³⁰⁾、情念についての部分で同じマースの『情念について』に言及している (PW 2 108 : 109)。同じ情念についての部分では、ライプツィヒ大学のフリードリヒ・アウグスト・カルス (Friedrich August Carus, 1770-1807) の

・『心理学 (*Psychologie*)』(2 Bd. 1808)³¹⁾

にも言及している (PW 2 108 : 109)³²⁾。カルスの著作は心理学一般を論じていて、ヘルバルトが言及したのはその中の情念部分についてのみである。

27) この著作は 1794 年に *Anfangsgründe der Logik nebst einem Grundrisse der Erfahrungsseelenlehre* (Halle: Hemmerde und Schwetschke, 1794) として出版された著作で、第 2 版でタイトルが少し変更になっている。ヘルバルトは『経験心理学の基礎』とだけ引用しているのでおそらく第 2 版を読んでいるものと推測される (LP 3 96 : 71)。

28) ここで言及されているヘルバルトのテキストは「初版の序文」にあたる部分で、そこには節番号がない。

29) *Versuch vom menschlichen Verstande*. Aus dem Englischen übersetzt und mit Anmerkungen versehen von Heinrich Engelhard Poley. Wittenburg: Richterschen Buchhandlung, 1757。

30) ヘルバルトはタイトルを正確に記していない (PW 2 104 : 75)。

31) この本の初版についてのデータが見いだせなかった。カルスの著作は全て死後出版されている。『心理学』には第 2 版があり、ヘルバルトはそちらを見たのかも知れない (Leibzig: Johann Ambrosius Barth und Paul Gotthelf Kummer, 1823)。

32) カルスへの言及はその前からあるが、著作のタイトルの初出はここ。

両者に対してヘルバルトは批判的だ。また、神学者・哲学者ヨーハン・アウグスト・エーベルハルト (Johann August Eberhard, 1739–1809) の

・『思考と感覚の一般理論 (*Allgemeine Theorie des Denkens und Empfindens*)』(Neue verbesserte Auflage. Berlin: Christian Friedr. Voss und Sohn, 1786)³³⁾

は好意的に扱っている (PW 2 108 : 110)。また、情念と動物について、枢密顧問官でもあったゲッティンゲン大学のゴットロープ・エルンスト・シュルツェ (Gottlob Ernst Schulze, 1761–1833) の

・『心理的人間学 (*Psychische Anthropologie*)』(Göttingen: Vandenhoeck und Ruprecht. 1816)

に註で触れている (PW 2 108 : 117)。

『心理学教科書』でその能力論が批判されるマースとホフバウアが2人もハレ大学の教授であるのは偶然ではない。ハレ大学はかつてヴォルフの拠点だった大学であり、ヴォルフ主義の能力心理学が根付いていた場所だからだ (山本 2016)。両者とも今日の心理学史には出てこない (少なくとも第2節で挙げた著作のどれにも)。それでもさすがに感情心理学史には顔を出す。20世紀序盤に出版されて今日でも最も網羅的なハリー・ノーマン・ガーディナー (Harry Norman Gardiner, 1855–1927)³⁴⁾の感情心理学史書である『感情と情動 (*Feeling and emotion*)』(1937)では、マースは感情を特殊な

33) この本の初版は1776年だが、ヘルバルト自身が改版を読んでいると言っている (PW 2 108 : 110)。

34) ガーディナーの名前はハリー・ノーマンが正しい。著作には「H. M.」とある (本論文の文献表もその表記である) が、「H. N.」が正しいことになる。『感情と情動』は弟子たちによって補完された死後出版である。この英語の本を翻訳した矢田部達郎も全訳を果たせず亡くなり、弟子によって補完された訳書が出版された。

感覚（マースにとって感覚は表象能力の一部）と考えた人物として、また情念についてはカントを批判した人物として取り上げられている（Gardiner et al. 1937 : 268, 272-273）³⁵⁾。ホフバウアはガーディナーでは快不快についての独自の学説で取り上げられている（Gardiner et al. 1937 : 269-270）。カルスとシュルツェは（おそらく感情論で独自の貢献がないため）触れられていない。エーベルハルトは感情を認識能力に帰した人びとの一例として挙げられている（Gardiner et al. 1937 : 258）。

第3節第3項 用語

ヘルバルトは今日では見慣れない用語を多く使っているので、まず最初にそれらを列挙して、大体対応する日本語を挙げていこう。

ヘルバルトはSeeleという語を使う。17世紀以前ならば「靈魂」あるいは「魂」であったろうが、それ以降は生命力の原因としての役割はなくなっているの、大まかに「心」という日本語に対応させて良いだろう³⁶⁾。英語訳ではsoul、國府寺訳・安東訳では「精神」である（LP 3 33）。ちなみにドイツ語で心理学は通常Psychologieだが、時にはSeelenlehreとも言う。ともかく、ヘルバルトは、心とは「……ではない」と重ねた上で、それが何かは知りえないし、経験心理学の対象ではないと言う（LP 3 153）。心については、その活動しかわからない³⁷⁾。

その活動の名称の1つがGeistだ。これはSeeleが表象能力を使用している時、つまり知的な活動をしている時の名称で、今日ではこちらを「精神」と

35) ガーディナーの著作の索引で、マースの部分を268-273としてあるのは間違いで、実際には268と272-273が正しい。日本語訳でも同様に間違えている。

36) ただし、ヘルバルト哲学では心は単一性を持つ永遠の存在とされているために、語感的には「魂」としてもよいかも。ここがヘルバルトが一方で近代心理学の入り口に立ちながら、他方で古い形而上学に捕らわれている、という評価を受けてしまう点である。

37) ヘルバルトのSeeleに関して、違った方向から光を当てた論文として以下：山内規嗣「汎愛派教育思想におけるSeeleの位置づけについて：ドイツ啓蒙主義教育思想の再解釈の試みとして」、『教育学研究』、1997、64(4) : 427-436

いう日本語に対応できるだろう。英語訳ではmind, 國府寺訳・安東訳では「心意」である (LP3 33)。

Seeleが感じる (この中に感情が入る)・欲求する時にはGemüthとなる。かつて私は大雑把に「心」としていたが、Seeleと重複するのでここでは使用しない。英語訳では、一語に訳すことができないため「heart or disposition」としている。國府寺訳では「性情」、安東訳では「衷懷^{ちゅうかい} (Heart) または氣稟^{きりん} (Disposition)」とある。安東の訳語は英語訳には忠実だが、独語の意味にはそぐわない。私は「気持ち」を提案したい。ただし、気持ち (Gemüth) は精神の一形態である。それは〈感じる〉にしても〈欲求する〉にしても、全てが表象の動きに他ならないからである (LP3 33)。この「気持ち」とは、「心」から「精神」(つまり表象能力)を引いた残り、というのではなく、「心」のモード1が「精神」、モード2が「気持ち」と考えるべきだろう。

ヘルバルトはBewusstseinという語も使う。これは特に定義されない。前後関係からおそらく、心の或る一部分で、特に活性化されているところ、というようなものだ。英語訳ではconsciousness, 國府寺訳では「自覚」、安東訳では「意識」である。ここでは「意識」を採用しよう (LP3 3, LP3 16)。心は意識より広く、意識は限界を持つ。その限界をSchwelleという。これより上 (比喩的な意味で) ならそこにある表象は意識され、下ならば意識からは消える。英語訳はthreshold, 國府寺訳は「閾」、安東訳は「閾域」である。ここでは「閾」を採用しよう (LP3 16)。この閾の下は意識されないことになる。ということは心には無意識があることになる。

そしてヘルバルト心理学の最も重要な用語はVorstellungである。前に (Vor) + 置くこと (Stellung) という原義はともかく、今日のヘルバルト研究者の間では「表象」を当てることが通例である³⁸⁾。私も本論文のこれまで

38) ヘルバルトの表象理論についてはほとんどのヘルバルト関係の著作で扱われている。ヘルバルトに至る表象理論の歴史について日本語で読めるものは以下：浜田 1995。

の文章の中で表象という語を用いてきた。この語は動詞vorstellenからの派生語であるので、動詞は「表象する」を当てられる。また、動詞がそのまま名詞化したVorstellenも使われ、この名詞には「表象すること」という動詞の名詞化の場合と、「表象する能力」のような意味合いも時には含まれる。Vorstellungは今日の英語論文ではrepresentationと訳するのが普通だが、かつては多様な訳があった（idea, conceptなど）。金子訳では「念」、國府寺訳・安東訳では「概念」である。表象は、心が自己保持（Selbsterhaltung）することによって外界からの刺激に対しての心の反作用として生まれる（LP 3 154-155）。表象は記憶が保持し、想像力（Einbildungskraft）が結合する（LP 3 16）。最後の想像力は想像（Einbildung）だけの時もある。Kraftが無い方が、次と混同しないので望ましいのだが。

表象は力（Kraft）を持つ。続けて表象力（Vorstellungskraft）とも言う。この力は数量を持つ。ところが、表象力というものが何であるのかをヘルバルトは問わない。ちょうどニュートン力学が万有引力の本性を問わないのと同じである。ニュートン力学が万有引力の数学的な扱いのみで科学であったように、心理学は表象力の数学的な扱いをすることで自然科学として充分だといえる、とヘルバルトは考えるわけである（Leary 1980）。表象力の数量や数的関係（方程式で表される）は与えられるが、それらが由来する根拠は示されない。ともかくこの力は、表象が相互に抵抗（Widerstehen）する時に働く。或る表象は抵抗によって意識から別の表象を排除することもあるが、表象というものは意識から排除されても無くなったわけではない。閾下で表象は存在し続け、場合によっては閾上にある表象にも働きかける。表象間の抵抗は抑圧（Hemmung）として量的に把握される。表象は抑圧によってより曖昧になる（verdunkeln）（LP 3 10-12）。

このように表象が力を持つことによって、表象の静力学（平衡学）と力学（Statik und Mechanik）が提唱されることになる（LP 3 12）。これらこそが科学としての心理学を特徴付けるヘルバルトの数学的心理学の核心になる

のだが、幸いこの論文とはあまり関係ないので、詳しい説明は他にまかせる³⁹⁾。おおまかに言って、静力学（平衡学）は意識中に複数ある表象の間での抑圧の比率（これに応じて表象は曖昧化する）に関するもので、力学は意識の閾を上下する表象間の動的関係を扱うものである。表象の静力学は状態の保存を論じている点で、古典力学での運動量保存則下での衝突論に似ている。数学的にも力の比例分配であり単純な代数計算だ。他方、表象の力学は、抑圧量を時間の関数とする微分方程式を使うというまさに古典力学での動力学に相当する。

複数の表象は抑圧し合うものの、通常は結びつけられる。対立しない表象（色と音のようなモダルの異なる表象）は意識中で複合される（*sich compliciren*）。対立する表象（異なる色、異なる音のような）は混合する（*verschmelzen*）（LP3 22）。このように結びつけられた複数の表象は表象列（*Vorstellungsreihe*）となり、列同士の結合で表象塊（*Vorstellungsmass*）となる。この部分は個々の表象を原子と見なした表象の化学と理解するのが良いかもしれない⁴⁰⁾。

最後に、Apperceptionがある（英語の綴りと同じ）。これは感情論とはあまり関係ないのだが、少し触れておく。この語は今日では「統覚」という日本語があてられることが多い。ヘルバルトの場合は、既存の表象に新しい表象が加わって同化される仕組みを指す。カントの統覚は先験的能力だが、ヘルバルトの統覚は表象間での結合のやり方である（LP3 40）⁴¹⁾。

以上で基本的な用語は押さえただろう。

39) 私はスタウトの説明では今ひとつ理解できなかった(Stout 1888a, Stout 1888b)。バウドヴェイスらによる説明はいくらわかりやすい(Boudewijse, Murray, & Bandomir 1999)。日本語で読める解説は以下：山本・野田 1922：123-129、稲富 1937：31-71。

40) カントが経験心理学を批判する時に化学と比較していた：大竹正幸 訳「自然科学の形而上学的原理」、『カント全集 第12巻』（東京：岩波書店 2000），10ページ。

41) ヘルバルトの統覚については以下：Bellucci 2015。ヘルバルトはこの箇所で「統覚する」という動詞を「*angeeignet* (*appercipirt*)」としている（LP3 40：33）。動詞「*aneignen*」はこの場合「合併する、習得する」という意味である。

第3節第4項 ヘルバルトの感情論概略<1>

『心理学教科書』第2版の「基本理論」編の末尾を見てみよう。そこに感情 (Gefühl) がわずかだが現れる。それは前出の「気持ち (Gemüth)」を論じた部分である (LP 3 33-38)。前項の繰り返しになるが、ヘルバルトにとって心には表象しかない。心的能力なるものも否定される。つまり、それ以前の心理学にあったような表象能力、感情能力、欲求能力という3分割はありえず、全てが、表象とその静力学的・力学的運動によって説明されることになる。即ち、心 (Seele) は、表象能力に関しては精神 (Geist)、感情・欲求能力に関しては気持ち (Gemüth) と呼ばれるが、結局のところ、感情も欲求も表象の状態に他ならない、ということになる。

では、具体的にどのような状態が感情に対応するのか。ヘルバルトは4つの場合を挙げる。

(1) ヘルバルトは音楽との比喩で考える。或る表象が既にあり、そこに別の表象がやってきて、両者が分離する力が生じるなら不調和 (Disharmonie)、両者が均衡するなら調和 (Harmonie) が生まれる (LP 3 34)。安東はこれに註を加えて「蓋し調和は愉快にして不調和は不快なり」としている⁴²⁾。

(2) 対比の原理に由来するもの。表象の複合体を2組考える。それらが類似しているとは、一方の複合体を構成する表象それぞれが他方の複合体を構成する表象と対応していることである。この時、対応する表象同士の相互作用 (ここでは抑圧度合 (Hemmungsgrad) と呼ばれる) が問題となる。複合体内の表象の数だけ存在する相互作用でバランスが崩れると意識中に抵抗が生じて、これによって対比の感情 (Gefühl des Contrastes) が生まれる、という (LP 3 35)。安東はここでは解釈を加えていない。

(3) 或る表象が生じることで、これと類似した表象aを含む表象複合体a+αが意識中に再現される (想起される)。表象aは類似した別の表象と結合す

42) 安東訳 45-46 ページ。原文は旧漢字とカタカナで書いてあるが、今日の我々が読みやすいようにひらがなに変更した。

るので意識中に留まるが、複合している表象 α が、これと対立するタイプの表象 β によって抑圧され意識外に追いやられることがある。その場合に「不愉快な感情の座 (der Sitz eines unangenehmen Gefühls)」が生じ、不愉快を解消したいという欲求 (Begierde) になる。これは想起によって欲求が引き起こされる例である (LP 3 36)。安東はここで独自の例を訳文に挿入している。或る友人の表象は複数の表象 (その友人についての記憶) の複合体である。この友人が亡くなったという報せ (これも表象だ) が対立する表象として〈友人〉表象複合体を抑圧するために苦痛になる。だがこの対立する表象が除去される (生き返った, あるいは誤報だった) 場合や対立表象が削減される (別の友人に慰められる, 他のことに忙殺される) 場合には苦痛が減じるのだ⁴³⁾。この安東の例はヘルバルトの原文にも英語訳にもない。外国の解説書に見られるものなのかもしれないが、詳細は不明である。

(4) 或る表象が想起される場合, その意識への出現を促進する複数の表象がある。それらの表象の促進によって意識中に現れた表象は, それらの表象によって優遇 (Begünstigung) を受けていることになり, この優遇が即ち快感 (Lustgefühl) である (LP 3 37)。平たく言えば, 特定の表象が意識に浮かびやすくなる状態で, 我々はその表象に快を感じるということである。

ウーファアの例。2人の姉妹が母親と歳市の市に一緒に行く約束をして楽しみにしていたのに, 妹が叱られて行くことを禁じられる。この時, 妹にとって, 観念 (歳市の市へ行くこと) を禁止によって抑圧されるので不快となる。その後, 姉の取りなしで母親が許すと抑圧が無くなり, 以前の観念が促進されるので快になる (Ufer 1888 : 21)。

以上まとめて, 感情と欲求というのは特殊な能力に基づくものでなく, 表象の力学的変化に「その座を持つ」のだ, とヘルバルトはまとめる (LP 3 38 : 32)。ヘルバルトの基本的な感情論は快不快を表象の力学で導き出すこ

43) 安東訳 47-48 ページ。

とにあった。基本路線はここでおしまい。

第3節第5項 ヘルバルトの感情論概略<2>

『心理学教科書』第2版において次に感情が話題になるのは、第2部「経験心理学」である。

ヘルバルトの言う経験心理学は、18世紀来の心的能力論に対応する。表象一元論のヘルバルト心理学は、心的能力も表象とその相互作用に還元することになる。このやり方が、17世紀の機械論者による生理学的能力の機械論化に似ているところが私には興味深い。ともかく、ヘルバルトの言う経験心理学は心の機能をおおまかに3つに分ける。すなわち、表象能力、感情能力、欲求能力である。我々にはすでにおなじみのものだ。

これらの3能力はそれぞれ上位と下位に2分割される（LP3 54-55）。上位と下位は2分割というよりは両極端であり、スペクトラム式に中間的なものが分布しているというイメージのようである。たとえば表象能力では最下位に感官性Sinnlichkeit、次に想像力と記憶、次に知性（Verstand）と判断力（Urteilkraft）、最上位に理性（Vernunft）がある。ここまではわかりやすい。すなわちヘルバルトの主要な関心のありかなのだろう。ただ、次の2つの能力についてはテキストの表現が曖昧になる。基本的にはこの上位下位2分割は後に生きてこないのでテキストの曖昧性は問題にならない。ここでは感情族用語の配置として見ておこう。感情能力には、快不快という感官的感情、美的感情と道徳的感情⁴⁴⁾、および情動（Affecten）がある。欲求能力には、感官的欲求と衝動、知性的・理性的意志、そして情念が入る（LP3 56-57）。

そしていよいよ感情能力を語ることになる（LP3 95-107）。感情と欲求の線引きや感情の分類について先行研究などを参考にして論じて（本論文第

44) この2つについては『心理学教科書』では扱われない。おそらく、ヘルバルトの分類では応用形而上学の心理学とは別の枝である美学に入るからだろう。

3節第2項), 結局ヘルバルトは, 感情論を(1)感情の対象の性質に関連した感情について, (2)気持ち状態(Gemüthslage)に関する(すなわち対象と関係しない)感情について, (3)前2者の混合について, (4)情動(Affecten)について, と分けて論じていく(LP3 98)。

(1)感情の対象(Gefühlten)の性質に関連した感情の例としてヘルバルトが挙げるのは, 身体的苦痛(火傷や切り傷, 虫歯など)と感覚的快(甘いお菓子, 優しい音楽, おだやかなぬくもり)であり, それらによって引き起こされるのが愉快・不愉快感情(die angenehmen Gefühle, die unangenehmen Gefühle)である(LP3 99)。

(2)気持ち状態に依存する感情とは, 対象の本質ではなく, 感情を感じる主体側の都合で感じる愉快・不愉快である(LP3 101)。(1)と(2)は基本的に快不快に関する感覚的感情に属する。これがどのような仕組みで生じるのかは本論文第3節第4項で述べられていた。

(3)混合的・中間的感情とは, 基本的に美学に関する感情で, 愉快・不愉快に分けられなかったり, どちらでもありうるものである。たとえば驚き(Erstaunen)はどちらでもありうるものである。対比的感情(Gefühle des Constrastes)というのは美学で出てくるもので, 対比の〈感覚〉と訳した方がしっくりくる(本論文第3節第3項の(2)を参照)。また好奇心(Neugierde, 新しいものを求めること)も「怖いもの見たさ」ということがあるように, 愉快と不愉快の混合的である(LP3 102-103)。ここで挙げられるものは美的感情に属する感情品目を含んでいる。

(4)最後が情動。ヘルバルトは情動と情念の区別を前提としている。情動は平穏状態(Zustande des Gleichmuths)からの逸脱であり, 情念は根付いた欲求(すなわち情念は欲求の範疇に属する)である。逸脱であるからには情動は持続的でないことになる(持続したらそれが通常状態になるから)。持続的に持ちうるものは感情で, それをベースとしてそこから逸脱が情動になる。なので, 情動が生じることによって持続的な感情というものがつま

らない平凡なもの (platt) だということがわかってしまうのである (LP 3 104)。通常状態からの逸脱は2つの方向があって、それは意識に現れるのが少なすぎるか多すぎるかのどちらかになる。少なすぎると恐怖 (Schreck)、悲嘆 (Traurichkeit)、懸念 (Furcht)、多すぎると歓喜 (Freude) と憤怒 (Zorn) となる (LP 3 105)。ここでようやく多様な感情品目が現れる。

そしてこの情動は身体的変化も伴う。心的状態が身体に現れるだけでなく、身体の状態も情動に反映されることになる。身体健康と病気が勇気と臆病と関連しているように (LP 3 106)。そして、情動それぞれに固有の身体表出がある (羞恥が赤面を引き起こすように)。このために、情動の研究は心理学だけでは充分でないことになる (LP 3 107)。情動の身体性についてはすでにカントが示していたものの、ヘルバルトは非常に明確に情動研究のためには心理学と生理学が合同で当たらなければならない、と主張している。しかし、ヘルバルトは生理学には立ち入らない。したがって、情動の研究をこれ以上は行わないのである。

第3節第6項 ヘルバルトの感情論概略<3>

心理学的著作の他で扱われる感情論について少しだけ見てみよう。

これまでの項で述べられていなかった倫理的感情の類いは、ヘルバルトの初期の教育学の著作に散見される。年代は遡るが1806年に出版された『一般教育学 (*Allgemeine Pädagogik aus dem Zweck der Erziehung abgeleitet*)』では、道徳的感情 (moralisch Gefühl, 英語圏ならば moral sentiments と言うだろうもの) はあっさり否定され、道徳の基礎たりえないとされている (Herbart 1806 : 316-318)⁴⁵⁾。この部分の日本語訳を読んだ時に「感情」という日本語が原文の「Gefühl」と「Gemüth」の両方に当てられていること

45) 三枝訳の155-156ページ。三枝訳での「感情」に相当する原文は「Gefühl」と「Gemüth」であり、訳し分けるべきだった。別の場所(182ページ)では「Gemüth」は「心情」と訳されているのだから。ちなみに「熱情」は「Wärme」。

に違和感を持った（三枝訳の155-156ページ）。そしてその後に出てくる道徳的訓練について書かれている部分で頻出する「感情」の原文は「Empfindung」だ（Herbart 1806 : 374-432, 三枝訳180-206ページ）。EmpfindungとGefühlの区別あるいは混同がまだあった時代なので（本間2017 : 53），訳者の混同というよりはヘルバルト自身の混同だろう。全てを厳密にチェックしたわけではないが、『一般教育学』でのヘルバルトのEmpfindungとGefühlの使用は、およそそれぞれ英語のfeelingとsentimentに対応している。つまりここでのEmpfindungは、他でのGefühlに相当し、ここでのGefühlはより限定的な意味で使われているのだろう。そう考えると「全てのEmpfindungenは既存の表象の単なる一時的変容に過ぎない」（Herbart 1806 : 381, 三枝訳183ページ）は本論文第3節第4項でのヘルバルトの感情観に合致する発言となる。三枝の訳は妥当だったのである。

第4節 まとめ

ガーディナーの感情心理学史でのヘルバルト位置を見てみよう。ガーディナーの分類による19世紀の感情論の2大潮流である感情起源の末梢派（感情を身体感覚に由来させる）と中枢派（感情を心的機能に由来させる）の中で中枢起源派の一分派「主知説（intellectual theories）」としてヘルバルトが分類されている。ヘルバルトは感情能力を否定するのだが、そのかわり認知能力（表象能力）に一元化させるので中枢派主知説だ、というのである（Gardiner et al. 1937 : 306-308）。本論文第3節で見た通りである。ちなみにこれに続くのは中枢派主意説のショーパンハウアーだ。ともかく、特にヘルバルトの扱いは大きくない（前述マースより少し多い程度）。

ヘルバルト自身における感情論の扱いはどうか。『心理学教科書』第3版の本文全174ページ中およそ13ページ（LP3 : 29-32, 70-78）が感情に当てられていて7.5%ほど（用語の定義等の部分は除く）に過ぎず、扱いはかなり小さい。スペンサーの『心理学原理』初版での6%といい勝負だろう。

つまり、ヘルバルトにとって感情論は心理学ではそれほど重要な意義を持たなかったと言えよう。

しかし、ヘルバルトが扱わなかったところは開拓すべき荒野として残され、後のヘルバルト派の人びとによって拓かれていることになる。それは『心理学教科書』初版から半世紀近く後のナローフスキ (Joseph Wilhelm Nahlowsky, 1812-1885) の『感情的生 (Gefühlsleben)』(1862) で頂点を極めることになるだろう⁴⁶⁾。

参考文献

ヘルバルトの著作

『一般教育学』

Herbart, Johann Friedrich 1806, *Allgemeine Pädagogik aus dem Zweck der Erziehung abgeleitet*. Göttingen: Johann Friedrich Röwer (三枝孝弘 訳『一般教育学』東京：明治図書 1960)

『心理学教科書』

Herbart, Johann Friedrich 1816, *Lehrbuch zur Psychologie*. Königsberg & Leipzig: August Wilhelm Unzer

Herbart, Johann Friedrich 1834, *Lehrbuch zur Psychologie*. Zweyte verbesserte Auflage. Königsberg: August Wilhelm Unzer

Herbart, Johann Friedrich 1850, *Lehrbuch zur Psychologie*. Dritte Auflage. Herausgegeben von G. Hartenstein. Leipzig: Verlag von Leopold Voss

Herbart, Johann Friedrich 1882 (LP 3), *Lehrbuch zur Psychologie*. Dritte Auflage. Herausgegeben von Margret Kaiser-El-Safti. Würzburg: Königshausen & Neumann, 2003

Herbart, Johann Friedrich 1891, *A text-book in psychology: An attempt to found the science of psychology on experience, metaphysics, and mathematics*. Tr. by Margaret K. Smith. New York: D. Appleton and Company (原書第2版の英語訳)

46) この論文ではわたしの能力の限界で、ヘルバルトの美学（そこには倫理学が入る）と教育学一般における感情論を扱うことができなかった。

ヘルバルト（國府寺新作 訳）1895, 『獨逸ヘルバルト心理學』 正統全2冊 東京：成美堂（上記英語版からの重訳）

ヘルバルト（安東辰次郎 訳）1896, 『ヘルバルト心理學 全』 東京：興文社（上記英語版からの重訳で、全訳ではない）

ヘルバルト（神谷四郎 訳）1897, 『心理學』 東京：文学社（上記英語版からの重訳）

『科学としての心理学』

Herbart, Johann Friedrich, 1824 (PW 1), *Psychologie als Wissenschaft, neu gegründet auf Erfahrung, Metaphysik und Mathematik*. Erster, synthetische Theil. Königsberg: August Wilhelm Unzer

Herbart, Johann Friedrich, 1825 (PW 2), *Psychologie als Wissenschaft, neu gegründet auf Erfahrung, Metaphysik und Mathematik*. Zweyter, analytischer Theil. Königsberg: August Wilhelm Unzer

その他はKehrbachによる全集 *Joh. Fr. Herbart's Sämtliche Werke in chronologischer Reihenfolge*. Herausgegeben von Karl Kehrbach. In 19 vols. (Langensalza: Hermann Beyer & Söhne, 1887–1912) から引用する。第1巻96ページはK1: 96, というように。

二次文献

Arens, Katherine 1989, *Structures of knowing: Psychologies of the nineteenth century*. Dordrecht: Kluwer Academic Publishers

Baker, David B. (ed.) 2012, *The Oxford handbook of the history of psychology: Global perspectives*. Oxford: Oxford University Press

Bellucci, Francesco 2015, “Logic, psychology, and apperception: Charles S. Peirce and Johann F. Herbart”, *Journal of the History of Ideas*, **76**(1) : 69–91

Boudewijse, Geert-Jan A., Murray, David J., & Bandomir, Christina A. 1999, “Herbart’s mathematical psychology”, *History of Psychology*, **2**(3) : 163–193

Gardiner, H. M., Metcalf, Ruth Clark, & Beebe-Center, John G. 1937, *Feeling and emotion: A history of theories*. Salt Lake City: American Book Publishing（矢田部達郎・秋重義治 訳『感情心理学史』 東京：理想社 1964）

Goodwin, C. James 2015, *A history of modern psychology*. Fifth edition. Wiley

- Greenwood, John D. 2015, *A conceptual history of psychology: Exploring the tangled web*. Second edition. Cambridge: Cambridge University Press
- 浜田栄夫 1995, 『表象理論とヘルバルト』 東京：玉川大学出版部
- Huemer, Wolfgang, & Landerer, Christoph 2010, “Mathematics, experience and laboratories: Herbart’s and Brentano’s role in the rise of scientific psychology”, *History of the Human Sciences*, **23(3)** : 72–94
- 本間栄男 2017, 「日独感情用語とその分類についての一試論」, 『桃山学院大学社会学論集』 **51(2)** : 41–69
- 今田恵 1962, 『心理学史』 東京：岩波書店
- 稲富榮次郎 1936, 『大教育家文庫 19 ヘルバルト』 東京：岩波書店
- 伊藤利雄 1994, 「啓蒙主義哲学者クリスチアン・ヴォルフの自叙伝」, 『九州ドイツ文学』, **8** : 1–15
- Kaiser-El-Safti, Margret 2003, “Einführung”, in LP 3: V-LXVII
- 金子馬治 1898, 『最近心理學』 東京：東京専門學校
- 是常正美 1966, 『ヘルバルト研究』 東京：牧書店
- Landerer, Christoph, & Huemer, Wolfgang 2018, “Johann Friedrich Herbart on mind”, in Sandra Lapointe (ed.), *Philosophy of mind in the nineteenth century: The history of the philosophy of mind, volume 5*. (London & New York: Routledge), 60–76
- Leahey, Thomas Hardy 2018, *A history of psychology: From antiquity to modernity*. Eighth edition. New York: Routledge
- Leary, David E. 1980, “The historical foundation of Herbart’s mathematization of psychology”, *Journal of the History of the Behavioral Sciences*, **16(2)** : 150–163
- 松本亦太郎 1937, 『心理学史』 東京：改造社
- 中島半次郎 編 1895, 『ヘルバルトに関する攻究』 東京：普及舎
- 中島力造 1895, 「ヘルバルトの哲學」, 中島半次郎 編 『ヘルバルトに関する攻究』 (東京：普及舎), 35–114 ページ
- 西山庸平 1931, 『西山庸平著作集 4 心理学史』 東京：雄文閣
- 野島忠太郎 1937, 『心理学発達史』 東京：大都書房
- Stout, G. F. 1888a, “The Herbartian psychology (I.)”, *Mind*, **n. 51** : 321–338
- Stout, G. F. 1888b, “The Herbartian psychology (II.)”, *Mind*, **n. 52** : 473–498
- 杉山精一 2001a, 『初期ヘルバルトの思想形成に関する研究』 東京：風間書房

- 杉山精一 2001b, 「ブレーメン時代のヘルバルト 直観教授への軌跡」, 『神戸外大論叢』, **52(4)** : 27-39
- 杉山精一 2005, 「フィヒテ・クラブとヘルバルト(1) : 1790年代後半のイエナの若者たち」, 『神戸外大論叢』, **56(4)** : 63-77
- 杉山精一 2008, 「『自由人協会』とヘルバルト(2) : 創設と入会」, 『神戸外大論叢』, **59(3)** : 57-71
- 杉山精一 2009, 「『自由人協会』とヘルバルト(3) : 1795年9月までの活動を中心に」, 『神戸外大論叢』, **60(6)** : 47-67
- 杉山精一 2010, 「『自由人協会』とヘルバルト(4) : 1795年11月18日から1797年3月22日までの活動を中心に」, 『神戸外大論叢』 **61(1)** : 45-58
- 高久清吉 1984, 『ヘルバルトとその時代』 東京 : 玉川大学出版部
- Teo, Thomas 2007, "Local institutionalization, discontinuity, and German textbooks of psychology, 1816-1854", *Journal of the History of the Behavioral Sciences*, **43(2)** : 135-157
- 上野陽一・野田信夫 1922, 『近世心理学史』 東京 : 同文館
- Ufer, Christian 1888, *Vorschule der Pädagogik Herbarts*. Fünfte vermehrte und verbesserte Auflage. Dresden: Vleyl & Kaemerer (Paul Th. Kaemerer.) (岩田巖次郎 訳『ヘルバルト教育学階梯』 東京 : 南江堂 1895, 原書のどの版の訳かは不明)
- 山本道雄 2010, 『改訂増補版 カントとその時代 ドイツ啓蒙思想の一潮流』 東京 : 晃洋書房
- 山本道雄 2016, 『ドイツ啓蒙主義の哲学者クリスティアン・ヴォルフのハレ追放顛末記 ドイツ啓蒙思想の一潮流 2』 東京 : 晃洋書房
- 山本道雄 2017, 「『ドイツ啓蒙主義の哲学者クリスティアン・ヴォルフのハレ追放顛末記』 補遺」, 『愛知』, **29** : 1-30

Herbart on feeling and emotion in
Lehrbuch zur Psychologie

HONMA Eio

In this paper I aim to explain ideas on feeling and emotion of Johann Friedrich Herbart (1776–1841) in his textbooks on psychology, especially *Lehrbuch zur Psychologie* (A textbook in psychology). Herbart refused “the faculty psychology” of Christian Wolf and his followers, which explained any mental functions by their own faculty. Instead of it, Herbart’s theory on feeling and emotion is based on his representation theory of mind. According to it, some statical and mechanical interactions of representations correspond to feelings “pleasant”, and others to “unpleasant”. He did not treat emotions, because he thought that they were related to physiology he decided not to handle.

Keywords : Johann Friedrich Herbart (1776–1841), History of Psychology,
Lehrbuch zur Psychologie (A textbook in psychology),
feeling (Gefühl), emotion (Affect, Affekt)

地域共生社会構築に向けた方法論研究

—— 都城市社会福祉協議会元職員へのインタビュー調査から ——

南 友二郎

**キーワード：地域共生社会，包括的支援体制，
ソーシャルワーク機能，実践方法論**

第1節 問題の所在と研究の目的

第2節 研究の方法

第3節 研究結果

第4節 考察

第1節 問題の所在と研究¹⁾の目的

少子超高齢化が世界の先頭を行く形で進展している現在の日本では、高齢・障害・児童を問わず、地域での生活上で発生する課題（以下、地域生活課題）が、これまでもまして、複合化・重層化している。具体的には、8050問題²⁾、障害者の親の高齢化という問題、ダブルケア³⁾の問題、性的少

1) 本研究のうち調査については、JSPS科研費 JP15H03439（研究課題名：ソーシャルワークの実践理論形成に関する実証的研究：事例を通じた地域・国際比較研究，研究代表者：上野谷加代子（同志社大学））の一環で行ったものである。

2) ひきこもりの長期化などにより、本人と親がともに高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまっている状態を指す。子が50代、親が80代の世帯が多く、深刻な社会問題となっている。

3) 子育てだけでなく、親の介護も同時に行われなければならないという課題。この課題は、子どもが発達上の課題を抱えている、あるいは（同時に）親の身体・精神状態等の悪化により、より深刻になる可能性をはらんでいる。

数者であることに起因する問題等に対して、社会が対応できていない現実がある。その現実への対応として、障害者総合支援法（2012）、生活困窮者自立支援法（2013）、子どもの貧困対策基本法（2013）などの制定や、全世代・全対象型地域包括支援体制構築の提唱（2015）後の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の立ち上げがある。

さらにその実現に向け、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（委員長：原田正樹、日本福祉大学教授、以下、地域力強化検討委員会）は、2017年9月、「地域力強化検討委員会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」を公表した。そして2018年4月から改正社会福祉法も施行されている。また、地域力強化検討委員会の後継委員会である、地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（座長：宮本太郎、中央大学教授、以下、地域共生社会推進検討会）が組織され、2019年7月には中間とりまとめが発表された。その中で、包括的支援体制の整備促進に向けた方策として、大きく3つの機能があげられ、それらを一体的に具えることが必要だとされた。3つの機能とは、第一に断らない相談支援、第二に参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、そして第三に地域やコミュニティにおけるケア・支えあう関係性の育成支援というものである。これらは新たに見出された機能というより、これら機能を統合的に包括的に提供できる体制が求められると読みとれる。

さて、改正社会福祉法第106条の3は、市町村が包括的支援体制の整備に努めなければならないと規定している。包括的支援体制とは、①小地域における住民の主体的な活動と活動を通じたニーズ発見という単位、②日常生活圏域でそうした活動を支援しつつ、ともに課題解決に取り組む専門職の単位、③地域での解決が難しく、適切でない場合に市町村単位で相談を受け止め、解決するための体制の三層から構成されるものである（永田 2018）。

地域力強化検討委員会では、包括的支援体制構築手段としてのソーシャル

ワーク（以下、SW）への期待を強調しつつ、その展開方法および役割・機能については、各地域の実情に応じたものになると述べている（地域力強化検討委員会 2016）。したがって、包括的支援体制構築に向けたSWの展開方法・役割・機能のあり様は様々であり、その実践モデルを探るには、まず先進地を対象とした丁寧な調査研究を行うことしかないということとなる。

筆者は、包括的な支援体制の構築に向けたSWの展開に関する研究を続けている。既に、地域福祉政策において先駆的な取組を展開しているとの評価を得ている、宮崎県都城市において、自治公民館で多大な役割を長年果たしてきた地域住民（1名）を対象とした調査を行った。結果、その住民による実践はまず、【人ひとりとは大切という正義】という価値・理念のうえに、【主体性、挑戦性、継続性】という実践理念が基盤となっていた。そのうえで、【受援力、俯瞰性、レディネス】が実践基盤として備わっていたことが影響していた。具体的実践方法としては、【近接性、開拓性、共有、多様な関係性】が実践の特徴として浮かび上がった。そうした方法によって提供された居場所の特徴として、【包括性、学びの装置、拡大】があった。そして、長年展開されてきた実践の結果、【文化の醸成、社会的評価】が表出していた。

地域力強化検討委員会報告書の中で、地域共生社会実現に向け、あるいは全世代・全対象型地域包括支援体制構築に向け、求められるソーシャルワーカー像が提起されている。それは、①制度横断的な知識を有し、②アセスメントの力、③支援計画の立案・評価、④関係者の連携・調整、⑤社会資源開発ができるような、包括的な相談支援を担える人材（地域力強化検討委員会 2016）というものである。

これら地域力強化検討委員会が求める5つの大きなSW機能のうち、課題のアセスメント、関係者との連携、そして社会資源開発が地域住民によって、一定なされていたことを明らかにした（南 2019）。

一方で、上記調査の中では都城市社会福祉協議会（以下、都城市社協）との密接な関わりが強調されていた。制度横断的な知識を有している、支援計

画の立案や評価などといった、包括的な支援体制構築に向け必要とされる機能は、都城市社協が発揮していたのだろうか。

そこで、本研究では、歴代の都城市社協職員を対象とした調査研究を行い、上述の調査結果についての検証を行うとともに、都城市社協がどのような力を発揮して、地域住民との協働実践が開花することになったのか、そのプロセスについても、明らかにしていきたい。

都城市を取り上げる理由としては、大きく4つある。それら理由とは、第一に、地域福祉政策の展開において先駆的な取り組みを展開しているとの評価を得ていること（日本地域福祉学会より2018年、第15回地域福祉優秀実践賞を授与されている）、第二に、日本地域福祉学会研究プロジェクトにおいても研究の対象となっていること、第三に、都城市における地域福祉実践には常に研究者（例えば、大橋謙策、上野谷加代子、原田正樹）が関わってきており、実践の可視化に向け、研究者を活用しようとする意気込みが実践者側にあること、そのうえで第四に、筆者が7年にわたり現地を繰り返し訪問し議論を深めてきた結果、信頼関係ができてきていることである。

ここで、都城市の概要について触れておく。都城市の面積は653.36km²で、その人口はおよそ16万人である。都城市における地域福祉の歴史的な展開は、表1のとおりである。その展開を簡潔にまとめれば、1998年より都城市社協が市内11圏域（中学校区）に地区社協を設立した。都城市は、2006年に4町（山之口、高城、山田、高崎）と合併をした。その結果、現在地区社協の数は15となっている。各地区社協が活動計画を立て、週1-2回の「福祉なんでも相談」やサロン、見守り活動などを展開している。またより小地域における地域福祉に欠かせない拠点となっているのが、市内171か所に設置されている自治公民館である。自治公民館での活動の組織化の結果が、地区社協となった歴史がある。また、2017年から、15ある地区社協それぞれに担当をつけ、2018年からは地域力強化推進事業および多機関の協働による包括的支援体制構築事業にも取り組んでいる。

表1 都城市の地域福祉～学び（福祉教育）を積み上げて～
都城市社会福祉協議会作成資料を元に筆者加筆修正

年	社協による展開	行政
1984年(昭和59年)	福祉センター建立（幕開け）	
1986年(昭和61年)	第1回福祉まつり	
1987年(昭和62年)	点字図書館	
1992年(平成4年)	地区福祉推進委員会活性化	
1993年(平成5年)	地域福祉総合推進事業（ふれあいのまちづくり事業）	
1995年(平成7年)	第1次都城市地域福祉活動計画	
1996年(平成8年)		都城市地域福祉構想
1993年～1997年 (平成5年～9年)	平成の組織化活動（市地区福祉推進委員会連絡協議会、市社会福祉施設等連絡会、市社会福祉普及推進校連絡会、都城ボランティア協会）	
1998年(平成10年)	地区社協構想→地区社協モデル事業、在宅福祉サービス（24時間、居宅、事業所統合）	第3次都城市総合計画
2002年(平成14年)	11地区地域福祉活動計画	第1次都城市地域福祉計画
2004年(平成16年)	第2次都城市地域福祉活動計画	
2005年(平成17年)	合併→保育園からデイサービスまでの総合社協への道	
2007年(平成19年)	地区地域福祉活動計画（旧三町）	
2009年(平成21年)		第2次都城市地域福祉計画
2013年(平成25年)	第2次地区地域福祉活動計画（10地区）	
2014年(平成26年)	第2次地区地域福祉活動計画（2地区）	
2015年(平成27年)	第3次都城市地域福祉活動計画、第2次地区地域福祉活動計画（3地区）	
2016年(平成28年)	日本福祉教育・ボランティア学習学会第22回大会in都城	
2017年(平成29年)	地区担当制導入 介護保険生活支援体制整備事業（第2層生活支援コーディネーターの配置）	
2018年(平成30年)	富山県氷見市社会福祉協議会との人事交流スタート、「経営改善計画2019～考動する社協へ～」策定 日本地域福祉学会第15回地域福祉優秀実践賞、地域力強化推進事業、多機関の協働による包括的支援体制構築事業	

第2節 研究の方法

本研究は、調査研究で行う。具体的には、2018年9月13日～14日、都城市社協元職員4名（A, B, C, D）に対する個別のインタビュー調査を実施した。調査対象の選定については、都城市社協現職員からの推薦を受け、行った。

インタビュー調査を採用した理由は、実践の現場で起こった事実を描き出す必要があり、質的研究法がより妥当と考えたことがある。大枠の質問項目は、①先述した住民調査結果についての考え、②住民一人の実践には限界があったはずであり、社会福祉協議会（以下、社協）として、どのようなことを意識して実践を展開していたのか、③住民との協働実践は、より具体的に、誰が、何を、どのように展開したのか、④そうした実践方法を、どのように後進に指導したのか、⑤結果として、都城市社協の強み、そして逆に弱みとは何か、⑥今後の都城市社協への期待とは何かと設定し、事前に調査対象者に伝えた。だが、インタビューアーである筆者が、上記6項目に固執するよりも、より自由に「ありのまま」を語ってもらうほうがよいと判断をした。調査時間はそれぞれ1時間～1時間半である。調査場所は、都城市社協応接室である。

記録した音声データの逐語録を作成し、4名の調査対象者に確認をいただき、そのうえで、都城市社協現職員によって、都城の方言のわかりやすい言葉への変換を受けた。分析に際しては、佐藤（2008）の質的データ分析法を参考に、意味のまとまりにコードを付し、カテゴリー化、ストーリー化という過程を往復した。その結果についての記述は、本来調査対象者の言葉の意味を大切にするため、コードを<>によって示し、直接引用を用いることが多いが、本章では読みやすさを重視し、言葉の持つ意味を崩さないように、できるだけ平易な文章にすることにした。

なお調査は、「日本地域福祉学会研究倫理指針」に則って行った。面接時

に、研究目的、意義、方法、参加協力の自由意志と拒否権、プライバシーの保護、発表方法などを説明し書面にて了承を得た。また、都城市社協等の公表についても同意を得ている。ただし、調査対象者は匿名化し、個人が特定されることのないよう、可能な限り配慮した。

第3節 研究結果

調査で得られた質的データを分析した結果、まず都城市社協元職員による実践には、【堅固な価値・理念】が基盤としてあり、と同時に【土地柄への深い理解】もあった。そのうえで、やるべきことが【実践仮説・意図】として明確にされていた。地域住民との協働場面においては、まず【きっかけの創り方】が駆使され、住民との関係性構築が目指された。そして、多様な【やりとりの方法】をもって、住民との関係性の促進がなされていた。そうした実践のおかげで、地域にそして社協と住民との間に、【やりとりの結果生まれたもの】が様々にあった。また、今後に向けた課題や期待として、【書いて見せる】こと、【地域こそ、学び・気づき・育ちの場】であることの再認識、【職場こそ包括的に】すべきであること、そのためにまず【それぞれの立場ですべきことを】することがあげられた。

以下、それぞれのカテゴリーについて詳述していく。なお、調査で得たデータを表にとりまとめたものは、本節末尾に掲載してある。

(1) 実践の根底にあったもの

まず都城市社協職員は、実践に進み出るまえに、【堅固な価値・理念】をしっかりと抱き、同時に【土地柄への深い理解】もあわせもっていた。そのうえで、【実践仮説・意図】が明確化されていた。

i. 【堅固な価値・理念】

【堅固な価値・理念】として多くあがったことが、社協としてなすべきこ

とについての発言であった。具体的には、筋が通った、きちんとしたものは社協がやっていくべき仕事であり、それは民間団体としてふさわしい仕事として、弱い人や助けを求めている人への活動を通して、多様な市民に福祉の認識を持ってもらうという価値・理念であった。そのことをより実践的にいえば、社協は住民に近い存在として、地域福祉活動推進に向けた意欲のある住民の発掘を行うというものであった。さらに、行政が行う福祉の95%は社協ができるという価値観も、そこには表出していた。

ii. 【土地柄への深い理解】

次に、【土地柄への深い理解】である。それは、都城市という農村地帯が持つ良い面、悪い面の両方を踏まえていたということである。住民は地域との関係を大切にする傾向にあり、それは困った時にはお互いさまであるという意識につながっていた。また、そのお互い様を可能にしていたことは、すぐにでも互いに行き来できる距離に、互いがいるという物理的な事情があった。それらのことは、裏を返せば過干渉ということにもつながりかねないが、その両面を社協職員は理解していたということとなる。

iii. 【実践仮説・意図】

そのうえで、実践に臨むにあたっては、明確な【実践仮説・意図】があった。具体的に【実践仮説・意図】とは、社会の流れなどを踏まえた時に、これからは福祉が生活から切り離せなくなるのではないかということや、そうした時流から考えるに、住民は福祉との出会いを待っているのではないか、というものであった。また、住民が福祉に触れるには、無理やりではなく、自然と多様な人びとが交流できる場の創出が必要なのではないか、というより実践的な仮説も立てられていた。それらの仮説を基盤に、アプローチをかけようとする相手や場所によって、自身の仮説が伝わりやすいように、話の持っていく方についての再構築がなされていた。その再構築は言い換え

ば、より具体的に意図を明確にするものでもあった。例えば、障害児の地域療育を推進したいということや、市内各地に散在する相談所間の連絡協議会を作りたい、あるいは地域福祉実践の展開に必要な社会資源は何かといった意図の明確化がなされていた。

(2) きっかけ創りとやりとりの方法

次に、都城市社協職員がどのように住民との協働に進み出ていたかである。それは、大きく【きっかけの創り方】とその後に展開される【やりとりの方法】の2カテゴリーに、集約することができた。

i. 【きっかけの創り方】

(1) で述べた価値・理念からより実践的に、そもそも住民との関係性づくりのきっかけは、社協が創るものだとの思いが通底しており、様々な角度・場面で必要だと思われるきっかけとしての出会いが創造されていた。そのことは、何かについて話を聞きたい時には、住民を呼びつけるのではなく、社協職員が住民のもとに出向いていた事実からもうかがえる。専門職としてのソーシャルワーカーなのであるから、アウトリーチするのは当然であるとの認識があったということである。また、話を聞く必要性を感じた際には、待たずに行動がなされていた。そして、話をする中で、必要な場合には社協の思いを通す形で、キーパーソンを取り込みながら、強行突破されたこともあった。しかし、可能な限り、話の中では具体的な提案（例えば、中高生のボランティア活動としての福祉コンパニオンの提案）がなされていたようであるし、グループが形成される際には、意図的に多領域の人間が交わるよう、かつ重層的な交わりになるよう工夫がなされてもいた。例えば15人の委員会を形成する際には、ボランティア団体関係者、企業関係者、共同募金関係者、学校関係者、医療関係者や栄養士の団体といった、地域を取り巻く様々な主体が、構成員として集められていた。

ii. 【やりとりの方法】

次に住民との「やりとり」の重要性が強調された。具体の【やりとりの方法】とは、まずパッション、情熱を持ちながら、相手の懷にドボンと飛び込むというものであった。だが、熱い気持ちは持ちつつ、やりとりの中では、相手に理解される伝え方が常になされた。具体的には、福祉に関する動向の変化が住民に伝えられ、また、全国的に評価されている実践例が紹介され、相手にとって理解しやすいやりとりの方法がとられていた。そうして99%は相手の懷に飛び込みつつ（相手の話を丁寧に聞きつつ）、どうしても思いを一にできない場合には、こちらの思いとしての1%は堅持して、時には引かないという強い主張もなされ、社協サイドの思いが通されることもあったのである。そうしたやりとりを続けるうちに、社協サイドの思いがより多く住民に伝わるようになっていったようである。ただし、そういった議論の場面においても、住民の発する言葉からとれる表面的なものだけでなく、その裏にあるメッセージを読み取ることには、常に注意が払われていた。

(3) やりとりの結果生まれたもの

住民とのやりとりに注力した結果、何が生まれたのであろうか。都城市では、【やりとりの結果生まれたもの】が、多様な形で表出していた。

きっかけを創ったのち、住民とのやりとりが続く中で出会ったのは、地域の宝であった。その宝とは、看護師、助産師や栄養士といった医療・福祉関係者だけでなく、ロータリークラブやライオンズクラブなど企業関係者までが含まれた。またそうした地域の宝との出会いは、同時にボランティアを発掘することにもつながっていた。彼らとの出会いそしてやり取りの中で、目の前にある課題の解決に向けた、様々なアイデアやヒントが生まれるようになった。

次に、(2)で述べたように、時に住民とのやりとりがうまくみ合わないこともあった。どうしても引けないところまで我慢しながらやりとりを続

け、情熱をもって、必要性としての社協側の意向を伝え続けることで、福祉とは何か、助け合いとは何かということについての、社協サイドの意図が徐々に伝わったのであった。

結果、「だまされたと思ってやってみるわ」といった、前向きな反応が社協を取り巻く多様な主体（行政、県議会議員、県社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の会長など）で起こるようになったのであった。結果、やってみたことがネットワークの形成に寄与し、課題を抱えた人の支援につながっていった。

さらに、合併して新たに都城市に加わった4町の住民も、合併当初は行政に依存していたが、社協の熱意と粘りのあるやりとりを受け、元から関心のあった人びとが掘り起こされ、今や自主的に活動を行う人びともいるのである。そうした芯がぶれないやりとりを続ける姿を、見ている人は見ており、またそういう人びとは社協を裏切ることはないとの言もあった。

同様のことが変化として、社協内でも起きていた。それは、4町にあった保育園の保育士たちの変化であった。社協の保育園として、地域福祉をやっていくことが方針づけられ、それをどう推進していくのについて、議論が交わされた。合併前からの社協職員と保育士たちがともに地域で動いてみることを続けた結果、保育士が地域の人びとに育てられるということとなった。

また企業までを含む様々な団体が支援・協力をした福祉まつりでは、福祉まつりふれあいをイメージしたワッペンデザインのコンテストを通して、学校関係者の組織化も踏まえ、結果として小中学生の中における、福祉に関する距離を縮めることにも繋がった。

そうした実践の結果生み出されたものが、地域福祉計画であり、地域福祉活動計画であった。表1にあるとおり、社協計画である地域福祉活動計画が、行政計画である地域福祉計画に先んじて1995年に策定された。住民とのきっかけづくりの目的である、人間関係の構築が、すんなりと社協ができるようになったのは、この計画策定以降だということである。その後の地域福

社計画策定時には、より多くの住民が参画することとなり、両計画は、行政だけでなく、社協だけでなく、地域の住民とともに皆でともに創ったものとして、後の地域福祉実践に向けた指針となり、社協と住民との協働の歩みを確固たるものにしたのであった。

(4) 今後に向けた課題と期待

最後に、都城市社協元職員たちが、現在の社協およびその職員に対して、期待すること、そして克服すべき課題だと感じていることはどのようなことであろうか。調査データを分析した結果、大きく4つのカテゴリーが表出した。それらは、【書いて見せる】、【地域こそ、学び・気づき・育ちの場】、【職場こそ包括的に】、そして【それぞれの立場ですべきことを】である。

i. 【書いて見せる】

今後に向けた課題と期待の第一のカテゴリーは、【書いて見せる】である。

そのためにはまず、職員が地域の中で実践として行ったことを、文字として書き落とすことが必要だというのである。そのことは、元職員たち自身も教わって、実行することを心掛けていたことであった。文字に落としこむことは、職員自身の成果への気づきになる。その作業を積み重ね、今後は50ページ程度のものでもよいので、小冊子などの形に残していく作業が必要だとされた。

また、その作業を地区ごとに行えば、地域においても成果を共有することにつながる。さらに、地域に存在する課題を抱えた人を支援した成果を、地区ごとに事例集としてまとめることは、地域住民の安心にもつながり、地域の安寧を示すことにもなるとされた。そうした実践の可視化を各地区に向けて行うこと、つまり社協実践の見せる化がますます必要であることが強調された。

ii. 【地域こそ、学び・気づき・育ちの場】

第二のカテゴリーは、【地域こそ、学び・気づき・育ちの場】である。

まず、都城市出身であればその地域で、市外出身でも現在市内在住であればその居住地域で、あるいは市外在住であれば担当地域で、地域の役に立ちことが求められている。それは、自分に近い地域で何か上手くいった事例ができれば、その要素を吸い上げることで、他の地域への転用が可能になるからであった。そこで大切なことは、自分が楽しむことであることも表出した。

次に、都城市で実践をする中で、業務内外問わず、地域の中に存在する小さな問題に気付けるようになってほしいとの期待があった。例えば、ある家の雨戸が開かない状態にあるであるとか、網戸が壊れているといったところに、ふとした時に気付ける職員養成が必要だとされた。そういった職員になるためには、日ごろから気づこうと意識をすることが大切であると述べられた。

さらに、気づくと同時に考える癖をつけていくことの必要性も語られた。その思いは、何か地域の中にある課題に気づいたら、即座にその課題を解決する方策に、思いを巡らせてほしいというものであった。ただ、その考えるは、常に前向きであるべきであり、次を想定しながら考えるということであった。

地域の中で気づき、考え、そして住民とともに実践を行う中で、地域で求められている人材を育てると同時に、専門職としてのワーカーとしての自分自身や社協のレベルアップをとおした実践の進展を目指すことも、期待されていた。それは社協職員が、学んだことをほかの誰かに伝える、あるいは学びから気づいた必要な人を見つけそして育てることに長けているからこそ期待であった。また、様々に行われている地区社協ごとの研修会で社協職員は、地域住民に次に向けたヒントを与えることだけが仕事なのではなく、与えたヒント通りに住民が動いてくれた時に、自分たちがどういった実践をな

すべきなのかについて考え、実践できるようになってほしいという期待も込められている。

iii. 【職場こそ包括的に】

第三のカテゴリーは、【職場こそ包括的に】である。

これは元職員たちが、自身が社協にいた時も含め、現状の社協を見たときに感じる、今後に向けより働きやすいそして地域に貢献できる社協になるために必要なことについての示唆である。

日々地域に出て実践をしている職員が、地域に出て何を拾ってきたのかについて、上司である管理職に報告することでとどめるのではなく、チーム全体あるいは組織全体として、皆で共有し、現状を理解していくべきではないかとの示唆があった。そのことを換言すれば、社協として今後は、話し合える職場を創造していくべきだとのメッセージだといえる。

と同時に、画一的な社協職員像にとらわれることなく、これまでとはまるで異なるタイプの人材が入職しても、すんなりとなじめる職場づくりが求められた。そのためには、社協を取り巻くハード面において、職員に現状よりゆとりが生まれるような工夫も必要だとされた。

iv. 【それぞれの立場ですべきことを】

最後のカテゴリーは、【それぞれの立場ですべきことを】である。

ここでは、若手向けのメッセージと、リーダー向けに発せられたメッセージがあった。より多くの発言が、リーダーに向けられたものであった。

まず、リーダーに向けての期待は、上に立つべきリーダーこそ、より一層学びを深め続けるべきだということである。この中には、元職員たちの反省も込められている。それは、現場での実践に注力するあまり、一段高い位置からジェネラリスト的に組織を眺めることができなかったということに対する反省である。その意味で、現在のリーダー層への期待として、現場の実践

家が以前より若く、特に 30 代の人間が少ない現状の中で、組織としての社協が進むべき道を記した設計図の作成が出た。元職員たちは現在のリーダー層を知る方々であり、今からますますいろいろなことを吸収できるだけでなく、様々な形で内外にアピールを行っていけるとの思いがあるようである。

次にリーダー層に対して、上述した、話し合え、多様な人材がいる職場を創造していくうえで、心を開いてほしいとの期待が出た。部下や後輩たちを束ねるためにも、彼らがいつでもノックができるような、心の開き方が求められるというものである。より実践的には、リーダー層が係長や課長になっても、知りたいと思ったことを部下が知っているとするれば、部下に歩み寄ることが必要だということとなる。また、その歩み寄りによって、その部下の上司との距離の取り方をすることも可能になるとのことであった。

最後の期待は、若手に向けてのものである。社協の存在する地域という世界は、実践なくして存在しえないわけであり、その実践の場にいる若手こそが、一番強いはずだとの言があった。そうしたことも踏まえ、若手は恐れずに声をあげるべきであり、それが若手の立場でなすべきことであるとされた。

表 2 実践の根底にあったもの

筆者作成

カテゴリー	コード	発言
【堅固な価値・理念】	<きちんとしたものは社協が>	きちんとした物は社協のワーカーがやっていくっていうのが大事 (A-2)
	<外回りをするのが社協の仕事>	社協はとにかく外回りをしないといかん仕事だと思っていて (C-8)
	<民間らしい仕事を>	民間らしい仕事をする。福祉まつりはその 1 つの典型かもしれませんが。民間らしい活動をする (B-32)
	<弱い人、助けを求める人への活動>	弱い人であったり、助けを求めている人であったり、未然に防ぐ活動であったり。そんな風に、社会福祉の基本のような部分をここがやろうとして (B-25)、農村地帯じゃないですか。やっぱり人に寄り添って、隙間で、行政にも所属しない、どこにも所属しない、その隙間をちゃんと支えてやる (D-13)
	<多様な市民に福祉の認識を>	もっと色々な市民が、福祉という言葉の認識をして (B-6)

【堅固な価値・理念】	<住民に近い>	1番は住民と近いということです。これにつきまますね。自分が思って行動した事が、やっただけのものが返ってくる（D-8）
	<多様な市民に福祉の認識を>	もっと色んな市民が、福祉という言葉の認識をして（B-6）
	<意欲のある住民の発掘>	それ（意欲のある住民の発掘）こそが、社協職員の醍醐味であり、強みである
	<行政福祉の95%は社協ができる>	行政がやっている95%の福祉は、社協が全部できる時代が来る（D-1）
【土地柄への深い理解】	<困った時はお互い様>	仕事もしながら地域の活動もねって、なんか困ったら助けるからねって絶対あるんですよ。地域柄です（A-7）
	<すぐ行き来できる距離>	えらい近いところで行き来ができる距離（A-8）
	<地域との関係を大切に>	地域との関係は大事にするような話はしてね（C-13）
	<農村地帯の酸いも甘いも>	農村地帯じゃないですか。やっぱり人に寄り添って、隙間で、行政にも所属しない、どこにも所属しない、その隙間をちゃんと支えてやるのが、人間的でもそういう人間じゃないといけないような気がしますね。すいもあまいもわかったような（D-13）
【実践仮説・意図】	<これからは福祉が潮流になる>	これから福祉が、潮流になるという風に思っていました（B-4）
	<福祉との出合いを待つ住民がいる>	絶対に市民の人たちというのは「福祉との出合いを待っている」はずだ。だから、どういうプログラムで仕掛けをしていくかによるはずだと、そんな思いは強くありました（B-3）
	<自然と多様な人が交わる場を創るべき>	二重、三重、縦横の行き来できるような、市民が福祉の拠点であるここを知って、ここからまた社会福祉協議会が色んなお願いやら、テーマをお願いするときの参加をしていたら、段取り（B-18）
	<相手が理解しやすいように再構築する>	自分の仮説というか、自分のお話したいテーマは、しっかりあるんですよ、頭の中に。それをうまく相手の受け止めやすいような形で持って行って構築をする（B-24）
	<具体の明確な意図>	とにかく僕は障害のある子どもの地域療育をするってことで（C-1）総合相談も都城に相談所連絡協議会を作ろうとおもったんですよ。総合相談みたいなものはあちこちありますよ、兄相、福祉部、県、市それぞれの相談所、例えば行政の相談も含めて、いろんな相談所があります。逆にいえば裁判所もありますし（C-14）
	<必要な社会資源の明確化>	私はそういう意味では社会資源って思ってたから、とにかく専門職者を最優先で見つけるってことをしたんですよ（C-2）、課報員が欲しかったんですよ。私はそのころも地域の公民館の役員していたので、こども会があったんでね、子供たちに「お前たち、課報員にならんけ？」って話をしたんですよ。「課報員てなんなの？」っていうんで「しゃべったらいかんけど、何か地域であつたら俺に、あるいはお母さんに話をしてくれ」ってね（C-11）

表3 きっかけ作りとやりとりの方法

筆者作成

カテゴリー	コード	発言
【きっかけの創り方】	<きっかけは社協が創るもの>	きっかけを社協が作ってくれるとすごくいいと思いますよ (A-60)、様々な角度・場面で、出会いを作って (B-5)
	<目的は人間関係の形成>	一番は人間関係、関係性をとるっていうところですかね (A-30)
	<話を聞きたい時は自分から出向く>	わたしがいつも思ってたのは自分が話を聞きたいときは呼びつけるんじゃないかって自分から言っていました (A-56)、ソーシャルワーカーは足で稼がないかんから、とにかく外に、アウトリーチしないといけないですよ (C-16)
	<待たずに行動する>	私はずっと民間の畑で仕事してきましたので、待ってるなんて (B-1)
	<時には強行突破も必要>	その先生とのコンタクトで一気にもって行っちゃいましたね。強行突破してしまってますね (B-8)
	<具体的に提案する>	福祉コンパニオンのようなことを経験しませんでしたっていうことを提案して、高校生にボランティアで参加してもらいました (B-11)
【やりとりの方法】	<グループは、多領域・重層的にする>	ふれあいと交流を持たせる形で。同業種で、保育園の園長を5人も6人も並べるなんてことは絶対しなかったですね。主任保母、園長とか、経営者層とか (B-16)、私ははっきり意識的に、7.8人でやっても、15人の委員会であっても、奉仕団体の皆さんとか、企業との関係とか共同募金の関係とか、お世話になってる人とか、学校関係とか、医療関係とか。一番の医療関係の団体でいうと、栄養士の団体が芯でしたね (B-17)
	<パッションを持つ>	ある種のパッションでしょうね (B-22)
	<理解される伝え方をする>	折々に変わってくる福祉の動向の変化とか、全国的にトピックスとされている実践例を紹介をしたり、理解してもらえそうな繋ぎ方をしたりとか (B-28)
	<相手の懐に飛び込む>	相手の懐にどっぷり入りましたね (A-13)、懐にドボンと入っていくことはすごく大事だなんて思いますね (A-17)
	<裏に隠れているメッセージを読む>	表面的じゃなくて裏に隠れてるメッセージをどう汲み取るかってところも教わったしですね (C-18)
	<99%入って1%はこちらの思いを>	99%入って1%とはこっちの思いを (A-13)
【やりとりの方法】	<時には引かない>	とことんそこは譲らなかったんですよ (A-14)、絶対譲れないからまず1%。そのうちわかってくると一気に50まで行くとかね。このことに関しては50行こうと (A-50)、引きませんよ、今日お願いにきた件は、もう通しますよって (B-22)

表4 実践の結果生まれたもの

筆者作成

カテゴリー	コード	発言
【やりとりの結果生まれたもの】	<地域の宝に出会った>	地域の中にはいろんな宝があるんだなって改めて知る機会でしたね（A-28）、小学校校長会のたまたま会長をしておられた（B-9）、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、全部まとめて、そして、募ってですね（B-13）、看護師やら助産師とかより、栄養士の団体が非常に協力的でしたね（B-17）、福祉祭を通して企業に沢山のお願いをして、連携をして、そういう意味でのボランティア発掘はどんどん出来てきたね（C-30）、いろんな社会資源があるなかで、そこで話すとよく理解してくださるんですよ。それは嬉しかったですね。地域にこれだけ協力してくれる人がいるんだから、じゃあ社協はもっと頑張れる要素があるってね（C-34）
	<意図が伝わった>	必要性の是非を話せばちゃんとわかる思う（A-10）、パッションを感じさせながら、先生お神輿あげていただけますか？っていうような調子でやってましたね（B-23）、福祉とは何か、助け合いとは何かというようなことを持った理念に共鳴をされたような気がします（B-26）
	<見ている人は見ていた>	やっぱり裏切らないから（A-15）、見ている人は見てると思いました（A-24）
	<アイデアが生まれた>	やり取りをずっと二人でやってきたんだと思います地域のひとね。まずは私たちが持っている知識と知恵を、とか、活動をこうしようとかこうすれば人が助かっていくようなシステムになりますよ。二人でいったりきたりして、聞いた人たちがそしたら隣のおばちゃんたちが助けられる方法があるよねなんです（A-4）、地域で生活していくアイデアとかヒントを多くもらったので（A-28）
	<反応が生まれた>	大変やろ遅くまであーわかったわーそれやったらやってみるし、だまされたと思ってやってみるわって言ってネットワークができて誰かが助かったわよっていう話をねして（A-5）、行政も県議も県社協も、民生委員・児童委員の会長も、みんなたまげて、こんなことができるんだって（B-2）、4町の住民の方々は、これは、行政がやってくれるものだという風に、おんぶに抱っこという事があったと思う。なんで我々がするんだということがあった気がする。それが、今は、すごいことで彼らはいろいろな事をしてくれる。というか、4町の住民の中にも、そういう（何かしたい）気持ちの方がいてくれた（D-2）
	<変化が生まれた>	楽しみを与えることをみんなでやろうって、そしてそこに元気ができていくっていうのをもらったねってことだねって（A-6）、私が一番思い出に残るのは、小学校、中学生でいうと、福祉というような考え方をワッペンでデザインを作ってみませんかという、福祉まつりふれあいというようなイメージで、デザインを募集したんですね。

【やりとりの結果生まれたもの】	＜変化が生まれた＞	1 回目, 2 回目, 3 回目と, 13,000 くらい応募がありました。四つ切りの画用紙に描いてですね, それを小学校, 中学校の美術の先生を含め, 審査委員会を作って, 一次審査, 二次と, そして, デザインをワッペンに作ったんですね。ワッペンを 5,000 個作りました。だから, そういうようなことで, 小学校, 中学生はワッと身近になったようですね (B-7), 保育園も地域福祉をやっている, 社協らしい雰囲気をどうするかということを考えてくれているので, 地域で見て行ったりだとか, こっちの地域のワーカーと一緒に, いろいろな地区で動いて行ったりとかできるようになった。それは, こうして社協の意見が残っているからできたんだらうなと思う。職員の育成を地域の人と一緒にすることで, すごい勉強になる。保育士さんたちも言っている (D-5)
	＜皆の基盤としての計画が出来た＞	一番は人間関係, 関係性をとるっていうところですね。それがうまくできるようになったのは計画ができてから (A-30), 今度はいっとう具体的には地域の住民が入っていける計画をね, つぎは全体の社協の計画のなかでやって。それを地域福祉計画の中でやったからそれがやっぱり一番みんなと一緒にやったっていうのでそれを受け継いだ人が見られたんでしょうね (A-31)

表 5 今後に向けた課題と期待

筆者作成

カテゴリー	コード	発言
【書いて見せる】	＜やったことを書き落とす＞	書くことがやっぱり, やってきたことを書き落とすっていうことが大事だって教えてもらっていたので。それを若い職員にも, 今度教えていく必要があるかもしれない。成果出てると思うんですよ, いろんな気づきもあると思うんですけど, それを書き落とすっていうことを地区ごとにやっちゃえばこんなに変わってるんだってね (A-12), 現場に立つ人間はもう一段ギアを上げて, 短い 50 ページ程度でも良いからこの変遷をまとめてみよう, 小冊子にしようっていうようなことが出てきたら違ったのかも (B-46)
	＜各地区への見せる化＞	その人の生活での成果が出てますみたいな事例集を, それが必ず地域の人の安心につながる, コミュニティが栄えてますみたいな, つながる事例を皆さんいっぱい挙げて地区の成果物を出していくと, すごく面白いのになって思っ (A-11), 地区社協あのメンバーだけではなくてね, とにかく広報しないといかんとは思ってますけどね (C-26)

【地域こそ、学び—気づき—育ちの場】	<自分の地域で役に立つことが学び>	出来たら自分の地域で、まずはやってみたって人もいるかもしれないし。そこまできたら、後どんな風にでも吸い上げやすいですもんね(A-23)、ボランティアってお金のかからないことをすると本当に楽しいんだなって実感しましたね(A-49)
	<気づけるようになる>	地域の中の問題ですね。雨戸が開けられないとか、網戸が壊れてるとかそういうところを気づく目を持つ職員を育てるっていうことですよ(A-39)、見ようと思わなければ、見なくて済むんですよ(B-36)、気づくってことね、大事にしないかんよ(B-19)
	<気づいたら考える>	そういう気づきから解決するにはなにが必要かってどんどん考えていくと思うんですよ(A-38)、ただ単に考えるんではなくて、これはどうすればいいんだろうというような常に前向きな、次を想定しながら考えておかないと積極的になれないし、気付けないんじゃないかなと僕は思いますね(C-20)
	<求められている人を育てる>	学びからほかのだれかに伝えていくとか誰かを見つけていくとか誰かを育てていくとかは社協の職員が上手になって思うんですよ(A-36)、求められてることをできる人を育てるっていうのがこれらの社協の役目かなって(A-37)、地区社協が研修会やってもそこまで止まってしまってはだめで、じゃあ対応はどうすればいいのかってそこまで話をしないとイケなくて、ヒントを地域住民に与える、そしてあとは自分たちでどう実践するかということにもっていかないと(C-31)
【職場こそ包括的に】	<多様な人材がいる職場を創る>	まるっきり違う人が入れる雰囲気づくりが大事だと思いますね(A-40)、もう少しハードの面の強化が、スペースの面とか職員のゆとりとか(B-38)
	<話し合える職場を創る>	地域に出て何をどんな風に拾ってきたかっていうのをみんなで報告しながら、上の管理職の人に伝えるんじゃないかってみんなで共通理解しながら私こう思うんだけどおかしいかなって(A-43)
【それぞれの立場ですべきことを】	<リーダーこそ学びを>	若い人よりも上は勉強していかなきゃならないかな(A-45)、一段高いジェネラリストみたいな、大きな立場で受けようとする姿勢の人が、やっぱりいなかったんでしょね(B-45)、逆に現場の実践家は若くなってますから、両者でまさに基盤としてどう絵を描く、みたいなことになってますから。だからここでやっぱしね、設計図を作ってほしいなと思いますね。年齢層を考えたときに30代が薄い(C-28)、今からなんでも吸収できて、なんでもアピールできるような人間でしょからね。遠慮することなく(D-14)
	<リーダーは開いた心を>	束ねるのに門戸を開けていつでもおいでっていう心がリーダーさんたちにあるかですよ(A-44)、係長になっても課長になってもあれ知りたいなって思うと歩み寄ってみると隠す子もいるわけですよ(A-57)

第4節 考察

本稿の目的は、歴代の都城市社協職員を対象とした調査研究を行い、都城市社協がどのような力を発揮して、地域住民との協働してきたのか、そのプロセスについて明らかにすることであった。

都城市社協元職員による実践には、【堅固な価値・理念】が基盤としてあり、と同時に【土地柄への深い理解】もあった。そのうえで、やるべきことが【実践仮説・意図】として明確にされていた。地域住民との協働場面においては、まず【きっかけの創り方】が駆使され、住民との関係性構築が目指された。そして、多様な【やりとりの方法】をもって、住民との関係性の促進がなされていた。そうした実践のおかげで、地域にそして社協と住民との間に、【やりとりの結果生まれたもの】が様々にあった。また、今後に向けた課題と期待として、【書いて見せる】こと、【地域こそ、学び・気づき・育ちの場】であることの再認識、【職場こそ包括的に】すべきであること、そのためにまず【それぞれの立場ですべきことを】することがあげられた。

第1節で述べた住民調査から、住民がSW機能を発揮していたかどうかについて、「小地域（自治公民館地区）の中では一部」発揮していたと考えられた。一部とは、自治公民館域における課題のアセスメントは一定出来ていたこと、自身単独では不可能な事柄を前にした時には、一部関係者との連携は取ることができていたこと、さらに、身近なことから始めるために、社会資源開発も一定出来ていたということを指す。

日本地域福祉学会は研究プロジェクトを組織し、「コミュニティ再生に向けた地域福祉実践理論の構築とその研究方法論の確立に関する研究」（2015年度 基盤研究（B）JSPS科研費 15H03434、研究代表者：市川一宏（ルーテル学院大学））において、多様な視点から包括的支援体制の構築に関して議論を展開している。本稿に関連し大きく3点が指摘されている。第一に、室田信一（首都大学東京准教授）が指摘する、各地域への専門職の配置と機

能の発揮である。第二に、小松理佐子（日本福祉大学教授）が指摘する、専門職の配置という基盤にコーディネート力（個別支援の検討の場や住民同士の話し合いの場を運営する力）が付与される必要性がある。そして第三に、永田祐（同志社大学教授）が指摘する、包括的支援体制の構築に向けた実践現場との共同研究の重要性である。その中で、都城市社協によるこれまでの実践と現状分析も行われた。室田（2018）は、Iで述べた、包括的支援体制における3層のうち、①小地域における住民の主体的な活動と活動を通じたニーズ発見という単位と、③地域での解決が難しく、適切でない場合に市町村単位で相談を受け止め、解決するための体制の整備については一定の評価をしている。一方で、②日常生活圏域でそうした活動を支援しつつ、ともに課題解決に取り組む専門職の単位について、「専門職の配置にかんしては近年進められているものの、各地区の中で包括的な支援体制の整備はまさに始まったばかり」とされており、本研究はその課題を克服する方法を明示しようとする研究⁴⁾の一部である。

今回の調査対象者は、都城市に15ある地区への専門職配置以前の職員たちである。そのことを踏まえれば、①小地域における住民の主体的な活動と活動を通じたニーズ発見という単位と、③地域での解決が難しく、適切でない場合に市町村単位で相談を受け止め、解決するための体制の整備について一定評価されているということは、彼らがなしてきたことへの評価ともいえる。とすれば、一般化の限界を踏まえつついえば、住民が発揮しえなかった部分、具体的には、制度横断的な知識あるいは確とした価値・理念を有すると同時に土地柄への理解も深めたうえで、専門職として地域にあるニーズの把握を行い、そのニーズ解決のために必要だが住民が繋がれない関係者との連絡・調整、そして住民との議論を重ねた結果としての計画策定までを、社協の機能として行っていた、と今回の調査から言えるのではないか。一方で

4) JSPS科研費 JP19K13999（研究課題名：包括的支援体制構築方法としてのソーシャルワークの展開方法・役割・機能，研究代表者：南友二郎）

計画策定後の進捗管理含めた計画の評価については、今回の調査からは何も述べることができない。また、なぜ各地区への専門職の配置、それにとまなう個別支援と地域支援の連動の模索が遅れたのかについては、今後の研究課題だといえる。

今後、本研究結果をベースとし、各地区社協の役員（住民）を対象とした調査研究と、現在の社協リーダー層を対象とした調査研究⁵⁾を行い、今回の調査結果の検証を行うとともに、現在の社協の現場がどのような状態にあり、どのような課題を有しているのかについて明らかにしていきたい。さらに、地区担当となった若手職員の中には都城市出身者でない、あるいは市出身であっても担当地区出身者でない等の理由から、実践の展開における困難さを訴える声があがっている（都城市社協 2019）。そのため、地区担当者が抱える課題を明確化したうえで、どのような研修を若手・中堅職員に実施すべきなのかについても、現場と協働しながら研究を続けていく必要がある。

【参考文献】

- 佐藤郁哉（2008）『質的データ分析法—原理・方法・実践』新曜社。
- 地域共生社会推進検討会（2019）『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 中間とりまとめ』。
- 地域力強化検討委員会（2016）『地域力強化検討委員会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～』。
- 永田祐（2018）「Ⅰ．包括的支援体制の構築に向けて」日本地域福祉学会研究プロジェクト『地域共生社会の実現に向けた地域福祉の実践・理論課題』，pp. 51-58。
- 日本地域福祉学会研究プロジェクト（2018）『地域共生社会の実現に向けた地域福祉の実践・理論課題』。
- 南友二郎（2017）「組織間協働に資するソーシャルワーク機能—滋賀の縁（えにし）創造実践センターを手がかりに一」『評論・社会科学』同志社社会学会（120），
-
- 5) 調査は既に2019年9月、4名の都城市社協現在のリーダー層（課長級）を対象に実施済みである。2019年11月末現在、調査データの言語化途上にある。その結果は、2020年6月開催予定の日本地域福祉学会第34回大会（於：武庫川女子大学）において、口頭発表を行う予定である。

pp. 55-68.

同（2019）「地域共生社会構築に向けた方法論研究～都城市の小地域実践者に焦点を当てて～」『桃山学院大学社会学論集』（52）2, 1-20.

都城市（2010）『都城市地域福祉計画』.

都城市社会福祉協議会（2016）『第3次都城市地域福祉活動計画』.

同（2019）『都城市の地域福祉 2018～都城市地域福祉実践報告書』.

室田信一（2018）「Ⅱ．地域福祉計画と住民参加の蓄積」日本地域福祉学会研究プロジェクト『地域共生社会の実現に向けた地域福祉の実践・理論課題』, pp. 59-64.

Method to Create Inclusive Society in a Community Based on Interviews to Ex-Leaders of Council of Social Welfare of Miyakonojo City

MINAMI Yujiro

This paper aims to clarify the practice process done by the council of social welfare of Miyakonojo City, Miyazaki Pref. To do so, we conducted four semi-structured interviews with four former social workers of the council who has contributed to create inclusive society for many years in Miyakonojo City, which has won substantial acclaim in the field of the community development.

Firstly, their practice is based on rigid value and vision together with profound understanding on the characteristics of the city. Before proceeding onto the actual practice above such basis, things to be done have been specified as the practice hypothesis. Then, various methods to inspire citizens towards collaboration with the council were taken. After such first step of collaboration, vast ways of mutual communication promoted relationship among parties. After such process, a lot of good results between the council and community citizens were created.

On the other hand, in order to promote community development more, the council should visualize what they have done, get more into the community to learn and recognize characteristics of the community, and grow themselves up, and make the council itself more integrated. In order for the staffs of the council to do such things, they should do what they have to do in each position.

In order to clarify more concrete practice method, further research should be conducted to the officers of the community council and the actual leaders of the council of social welfare.

Keywords : Inclusive Society, Total Support System, Social Work Function,
Practice Method

中国の高齢者施設における介護事故 リスクマネジメントの現状と課題

馬 天 生

キーワード：高齢者施設，介護事故，リスクマネジメント

はじめに

第1節 高齢者施設における介護事故の現状

第2節 中国の高齢者施設における介護事故

リスクマネジメントの取り組み

第3節 中国の高齢者施設でのヒヤリング調査

第4節 結論及び今後の課題

おわりに

はじめに

厳しい人口の高齢化のもとで、中国の高齢者施設の訴訟事件の数は増加傾向にある。しかし、急速に進む高齢化社会の需要に対して、高齢者施設を増設することを迫られている。介護事故は利用者の健康と生活の質に影響を与えるだけでなく、高齢者施設の発展を妨げる深刻な問題にもなっている。一部の高齢者施設は、介護上必要な器具の配備が不足している。また、介護職員の離職率が高く、必要な介護職員の数も不足していると同時に介護資格を持った職員の数も不足している。このような慢性的な人材不足も高齢者施設の介護事故につながっており、介護事故リスクマネジメントが重要であると考える。さらに、近年介護の質の向上が求められるようになってきたが、

中国の老人ホームが提供する介護サービスはまだ未成熟な状況である。ほとんどの老人ホームは、日本でいう要介護度が低い高齢者しか受け入れていない。身の回りのことが自分でできないと、老人ホームに入ることさえ認められない。日本では、2000年に介護保険制度が施行されて19年が経過した。介護保険事業所及び基準該当事業所において、事故が発生した場合は、利用者の家族と市町村に報告等を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと厚生労働省令で定められた。こうしたことを受けて、日本では、介護事故リスクマネジメントについての対応策についての研究が進められてきている。そのため、日本の対応策を中国の新規に開設した養老事業者や施設管理者への研修の参考にすることには意味がある。

本研究では、中国の高齢者施設における事故防止体制整備の現状から今後の中国の介護事故リスクマネジメントの課題を明らかにすることを目的とした。

第1節 高齢者施設における介護事故の現状

1 高齢者施設における介護事故の実態

中国では、2008～2010年に福建省疾病予防センターが行った調査結果によれば、高齢者施設で起こりやすい事故を多い順にあげると「転倒」、「転落」、「行方不明」、「床ずれ」、「誤嚥」と続く。その中で、転倒事故の発生場所は、多い順に、「ベッドルームとトイレ」、「室外活動場所」、「廊下とバスルーム」、「室内活動場所」と続く。また、2011年に重慶市中山病院での2,590例の介護事故の外部原因を分析したデータによると、転倒して骨折になった事例は総数の92%を占める。

日本の介護事故については、類型ごとの統計は見当たらないが、2009年に三菱総合研究所が行った研究結果（自治体に報告された8,541件を対象に調査）によれば、高齢者施設で起こった事故として最も多かったのは「転倒」（4,924件）で、以下「転落」（958件）、「誤嚥」（290件）、「衝突」（190

件)、「誤薬」(115 件)，と続く。その報告内容の約 8 割は，ベッドや車椅子などからの転落事故，そして歩行中や立ち上がりに際しての転倒事故となっている。さまざまな介護事故の類型が考えられるが，圧倒的に多いのが転倒・転落である。福岡市の 2012 年度介護保険事故報告によれば，対象 3,177 件の内，「転倒」(1,320 件)，「感染症」(456 件)，「誤薬」(354 件)，「転落」(222 件)，「接触」(221 件)が上位の事故原因となった。読売新聞が全国の有料老人ホームを対象に行った調査(2018 年 1 月公表)では，「誤飲や転倒など事故による入居者の死亡者数」が 944 人に上っていることが分かった。

2 高齢者施設における介護事故の要因

1) 中国の高齢者施設の建設ラッシュの問題

中国民政部の報告によると，2010 年末の時点で，全国で介護サービス施設が合計 35,632 か所，ベッドは 234.5 万台で，高齢者 1 千人当たりのベッド数は 14.7 床であった。中国民政部が 2018 年 1 月に発表した「2017 年社会サービス発展統計公報」によると，2017 年末の時点で，中国 60 歳以上の人口は 2 億 4,090 万人で，総人口の 17.3% を占め，そのうち 65 歳以上の人口が 1 億 5,831 万人で，総人口の 11.4% を占めたという。公報はまた，2017 年末の時点で，全国の各種介護サービス機関や関連施設は 15.5 万か所で，前年度より 10.6% 増え，各種養老施設のベッド数は合計 744.8 万床で，前年度より 2% 増えた。これは，高齢者 1 千人当たりのベッド数にすると 30.9 床になる。しかし，2018 年養老施設のベッド数は合計 729.5 万台になり，2017 年より，ベッド総数は 15 万台減少した。これは，2018 年に高齢者施設のサービスの質を向上させるために，民政部は，人員配置基準，高齢者の入所基準，施設の評価基準などを作り，サービスの質が低い，安全問題がある施設の経営を停止させたからである。

介護事故防止のため，対応策をとらなければならないが，このとき，人，

モノ、金といったリソースは限られているにもかかわらず、中国の高齢者施設の建設ラッシュが続いており、事業体制の不備や外的要因による間接的影響が介護事故の要因の1つになっていると考えられる。

2) 介護人材不足の問題

介護事故リスクマネジメントで重要なことは介護人材の量と質の両方が充足されていることである。日本の高齢者施設では、ケアマネジャーや介護福祉士、ホームヘルパーなどは、それぞれに必要な学習や研修を修めた介護専門職として、医療や看護などとの専門職チームの一員として介護を行っている。

日本の介護事故の要因について、高齢者施設での事故原因としてあげられるのは、介護現場で人手が足らず、入居者へのサポート・見守りが不十分になっているということである。介護労働安定センター（2017）の調査によれば、施設等の介護職員については35.5%、訪問介護員にいたっては55.2%と不足感を感じる事業所が半数を超えた。「不足している理由」については、「離職率が高い」が18.4%にとどまるのに対し、「採用が困難である」は88.5%に達している。人材が不足することで、ケア現場の環境改善などを行う余裕がなければ、リスクの軽減を図ることは難しくなる。人手不足と過重な負担で介護現場の職員は疲弊しており、施設における事故が発生しやすくなっているのが現状である。経済産業省（2018）は、介護関連の従事者数は15年が183万人で人材不足は4万人だった。しかし、25年には供給が215万人で不足は43万人に拡大する。さらに、団塊世代が85歳を超える35年には供給が228万人で不足が79万人に膨らむとした。介護に携わる人材の不足が、2035年に2015年の約20倍の79万人に達すると試算している。介護職員の確保が進まなければ、人手不足は現状よりも深刻化していくことになる。介護職はほかの産業に比べて離職率が高く、給与額が低いいため、人材確保が困難で人手不足が続くと予想されている。

現在、中国の高齢者施設では、この人材不足に介護事故が社会問題となっ

ている。中国で介護の仕事を行っている人は、在宅介護サービスを行う家政服務員や護理員、施設で介護サービスを担当する養老護理員がいる。これらは国家資格ではなく、国家職業基準が定められているだけである。研修を修了して、認定や試験を受けることによって、様々な等級に認定される。中国の介護職は他に働き口が無いために仕方なく就業しているケースが多く、人材が流動的となっていることも問題となっている。介護スタッフへの教育も立ち遅れており、現在のスタッフの質では介護事業発展のためのニーズをとて満足することができない。専門的な介護やケアを必要とする高齢者と介護スタッフの割合を3対1で計算すれば、中国全土で少なくとも1,300万人の介護スタッフが必要といわれる。だが現状では、全国の高齢者施設の従業員は30万人、市場の需要にははるかに及ばない。中国では高齢者の世話をするのは子供の役割だという意識がとても強い。そのため、介護職には家族の代替としての機能が求められることが多い。そのため、専門的なことに関する要望は希薄となっている。これらの人は満足な研修を受けることなく介護の仕事に携わっているのも、とても専門職であるとはいえない状況となっている。そのため、介護サービスを提供しているのは専門的な資格を持つ人ではなく、多くは、40歳、50歳を超え、失業者または素養に乏しい出稼ぎ労働者や農村にいる余剰人員が主である。さらに、社会保険の保障がなく、給与も低いので、離職率が高いのが現状である。技術的に未熟なスタッフが、低いモチベーションで介護をしている。介護人材確保の問題が重要なのは、それが中国の高齢者施設における介護事故の要因の1つだからである。

第2節 中国の高齢者施設における介護事故リスクマネジメントの 取り組み

1 中国の高齢者施設における介護事故リスクマネジメントの国家の方針

中国の高齢者施設における介護事故リスクマネジメントでは、国家と地方から一連の安全管理標準を設置されてきており、施設内で介護事故リスクマ

ネジメントの体制整備により介護事故予防を図ることが義務づけられた。施設の管理者が国家の標準を順守して介護事故予防の方策、取組みをさらに進めている。

2012年に民政部が「高齢者施設安全管理（养老机构安全管理）2012」を提示し、高齢者施設安全管理の業界標準が正式に規定された。その標準は専門用語、安全管理体系、医療介護安全要求、緊急事故対応処理要求、安全教育及び研修の要求などから構成され、安全管理に関して具体的な要求を明らかにした。

安全については損害リスクを除く状態と定義された。その標準において高齢者施設の安全管理体系の内容と設備、食品、消防、医療介護、人身、財産、情報についてのニーズ、緊急事故対応処理、安全教育及び研修の内容が規定された。ここで言われている中国の高齢者施設安全管理は、日本で言えば高齢者施設リスクマネジメントにあたる。介護事故リスクマネジメントに関して、安全管理体系（図1）、緊急事故対応処理、安全教育及び研修の三つが挙げられる。

中国民政部が規定している安全管理体系の内容は、図1の通りである。安全管理部門を設置し、施設の安全管理を実施する。安全責任者は施設の法人及び主な責任者が担当する。安全管理部門のメンバーは安全責任者、各級安全管理人員及び相関部門の安全専門職員及び兼務職員によって構成される。安全管理職員は職業資格を持ち、国家と地方安全管理相関の法律及び技術規範を把握し、緊急事故対応が要求される。また、安全管理制度を制定し、日常安全管理を実施し、定期的に安全責任者への報告が要求される。安全管理制度の主な内容は図1の中で（A～G）の7つである。報告の流れには、事故が発生及び事故になる可能性があった場合、発見の職員から安全管理者へ報告し、安全管理者から安全責任者へ報告される。事故が発生した後、安全責任者は「高齢者施設安全管理（养老机构安全管理）2012」の規定に基づいて上級主管部門及び相関行政主管部門への報告をする。

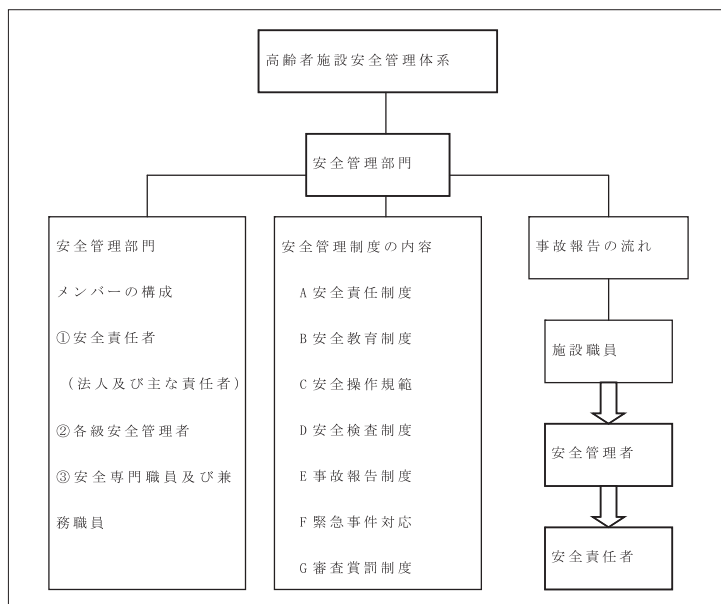


図1 中国の高齢者施設における安全管理体系

出所:中国民生部の「高齢者施設安全管理(养老机构安全管理)2012」より筆者作成

緊急事故対応処理については、事前に緊急時対応計画を制定し、日常監査メカニズムを実施し、緊急時には素早く報告し、緊急事件情報を開示し、次に基の緊急時対応計画について高齢者施設安全管理部門の見直しをする。

安全教育及び研修の内容については、安全管理に関連した法律法規、部門及び職位の安全管理制度と操作規範、設備と用具の使い方、事故の予防意識、緊急時対応計画への訓練などを実施する。安全責任者、安全管理者、新入職員などに対して安全教育及び研修が必要になる。

また、中国国家標準化管理委員会の「高齢者施設の基本規範(养老机构基本规范)2012」に安全管理内容は規定されていない。その後、2017年に「高齢者施設サービスの質の基本規範(养老机构服务质量基本规范)2017」を明記し、基本規範の中に安全管理内容の基準を定めた。特に、事故類型の

中に自傷，転倒，誤嚥，誤飲，行方不明，火傷，窒息を明記した。

2 中国の高齢者施設における介護事故リスクマネジメントの地方の方針

北京市，上海市，安徽省による介護事故リスクマネジメントに関する条例，政令，標準など一部を挙げる。

1) 北京市の方針

北京市民政局は，2008年10月から「社会福利施設安全管理規範」を施行した。その「規範」は施設と設備，安全管理組織及び人員，安全管理体系を要求している。その「規範」の中，介護事故リスクマネジメントに関する部分は安全管理体系，事故防止，研修と事故報告の流れが記載されている。安全管理体系は「高齢者施設安全管理（养老机构安全管理）2012」の国家の安全管理体系の内容と同じである。事故防止活動の内容には①生活介護行為，医療，食事，自殺，他殺，行方不明，交通安全，消防安全，職業健康安全などの重要な安全問題に対応して監督を行う，②要介護者に対して重要なリスク要因の評価を行う，③重要なリスク問題の緊急処理の流れと報告制度を確立すべきである，④要介護者と介護者に対して重要なリスク問題を予防するために知識教育を行う，⑤重要なリスク問題が発生しやすい要介護者に対して，アセスメントを行い，サービスを提供する，⑥重要なリスク問題に対して定期的に検査と評価を行い，改善を続けなければならない，⑦職員は規則制度と操作規程を順守して作業を行うことの7点が規定された。

また，リスクマネジメント研修については，安全知識教育の内容として，組織に沿って，計画的に各種の人員の育成訓練を行うべきであるとされている。安全トレーニングの内容は少なくとも①安全な仕事にかかわる法律と法規，②本部門あるいは職場の規則制度と操作規程，③施設の設備の使用，保護と保養の知識，④救急の知識，⑤緊急訓練の演習，⑥法律法規によって規定された他の内容，以上を含んでいる。

研修の実施については，下記の4つの基準に達しなければならない。①安

全責任者は、安全管理者の訓練を担当し、社会福祉施設の安全監視、制御、管理の理論、専門知識と技能を活用し、実際の仕事を指導することができる。②安全管理者は、この施設の職員に対して安全な行動がとれる訓練を行い、安全な知識と安全技能を活用することができる。③職員は様々な形で安全な訓練を受けることができる。④訓練の効果に対応してモニタリングして評価を行う。訓練の時間は以下の3つの基準に合致しなければならない。まず、安全責任者、安全管理者と職員は毎年職場内の安全教育と訓練は少なくとも8時間受講しなければならない、次に、新しい職員の職場研修、安全教育と訓練を受ける時間は24時間以上である。最後に、新しい技術を採用し、新しい設備を使用することは、少なくとも4時間練習しなければならない。

事故報告の流れについては、下記の基準に合致しなければならない。まず、職員は、施設内またはサービスの提供時、利用者に危険性があることを発見した場合には、スタッフは上司に報告し、安全管理者に報告する。安全管理者は安全性の評価を行い、関係者と連絡を取って、積極的な救済措置をとることになる。次に、事故の過失を引き起こす可能性があることと事故を発見した後は、職員は速やかに安全管理者に報告し、上級担当者の指導の下、積極的に効果的な対応措置を取って、被害の拡大を防止する。最後に、事故が発生した後、職員は直ちに安全管理者に報告し、事故の詳細を報告しなければならない。安全管理者は速やかに安全責任者に報告しなければならない。特に、重大な疫病が発生した場合、医療機関に報告しなければならない。疫病の具体的な報告の流れについて北京市民政局 2008 年 10 月から「養老サービス施設内感染症対応規範」の中に示されている。

2) 上海市の方針

上海市民政局は 2013 年 3 月から「養老施設設備とサービス基準」を施行した。その中の、安全管理の基準は「高齢者施設安全管理（养老机构安全管理）2012」の条例を順守している。特に、介護職員と同居している高齢者の割合は、表 1 のように規定された。そのため、多くの高齢者施設は 2 交替勤

表1 介護職員と入居している高齢者の人員比率の最低標準

介護等級	時間（24時間に計算）	人員比率
重度	6：00～18：00	1：8
	18：00～6：00	1：16
中度	6：00～18：00	1：20
	18：00～6：00	1：40
軽度，正常	6：00～18：00	1：40
	18：00～6：00	1：80

出所：上海市民政局の「養老施設設備とサービス基準（2013年）」より筆者作成

務制度を採用した。

3）安徽省の方針

安徽省民政局は2015年3月から「高齢者施設人員研修の管理規範」を施行した。研修は施設内部と外部に分けられる。研修について規定された基準の内容は表2の通りである。

研修の範囲は、文化、業務管理、安全管理などを含む。その中に、安全管理研修は安全管理に関する法律、法規、規則、標準を把握した上で、リスクを識別し、評価し、制御措置をする危険予知訓練を実施する。次に研修の有効性評価を行うべきである。

施設内部の評価は、関連部門が訓練に参加する人に対して有効性評価を行い、試験用紙、現場操作、作業業績評価などを採用し、記録を形成する。また、不合格者の研修を再開すべきである。施設外部の評価は、研修を受けた合格者に相応の資格証を発行し、開催機関での研修者には訓練の心得を手渡す。研修ファイル管理について、職員の育成ファイルを確立し、訓練計画、訓練実施案、訓練記録、有効性評価及び改善措置を保存する。

安徽省民政局は2015年3月から「高齢者施設のリスクの識別と対応規範」（表3）を施行した。この規範は、高齢者施設のリスクの識別と対応規範の用語と定義、リスクの分類、リスクの識別、リスクの評価、リスクの対応お

表2 研修について規定された基準の内容

内部研修	①企業の規則制度、文化、基本的な介護操作を新入職員に紹介する
	②一定の資質を持っている専門家を招き、講座を通じて施設のスタッフに訓練を行う
	③介護職員のサービススキルを向上させる
	④特定の事件（介護事故など）に対する職員の対応能力を向上させる
	⑤労働経験交流会や技能試合などの活動を展開する
外部研修	①他施設で学習と訓練を見学する
	②高齢者施設の人員は関連部門の組織の業務訓練に参加する

出所:安徽省民政局的「高齢者施設人員研修の管理規範(2015年)」より筆者作成

よびモニタリング、評価などを規定している。リスクは身体の傷害と健康被害の根源、状態、または行為、またはその組み合わせにつながる可能性があるものと定義された。

リスクの識別のルートについては、法律法規、日常の介護業務の経験やこれまでの事故記録、高齢者施設での事故事例の報道3点を参照する。また識別の方法については、高齢者施設の内部では、①組織内の仕事に経験を持つ人は、仕事上のリスクを指摘することができる。指摘されたリスクから施設に存在するリスクを分析することができる。②仕事環境の現場を観察することで、存在するリスクが発見される。③施設の事故の記録を見て、その中から発見する。④文献資料、専門家に相談などにより情報を取得する。その分析をしてリスクを出す。⑤分析を通じて組織メンバーの仕事中的についてリスクを認識する。⑥事故の発生のプロセスを解明する。その分析をしてリスクを出し、事故を予測できるようにする。⑦システムが発生した可能性のある事故の結果によって、事故に関する原因・条件・法則を探す。このような過程の分析を経て、事故を引き起こすシステム内の関連するリスクを特定することができる。

リスクの評価については、まず確定したリスクに対して1つの評価を行い、リスクごとの発生範囲、発生時とその重要な程度を確定する。次に、リ

表3 高齢者施設のリスクの識別と対応規範

	リスクの分類	リスクのアセスメント	リスク	対応策
1	物理的リスク	各種の電気設備、路線、スイッチの老化、破損	火災 感電	①職員は随時に各種の電気設備、路線、スイッチ、保険装置、接地保護などに対して検査、補修、メンテナンスを行う
2	心理的、生理的リスク	心理問題	自傷 他傷	①職員は仕事の流れに従って巡回する②心理的な指導を行う③保護性の介護を行う④親族に対して心理的な指導を行って直ちに医者にかかって、深刻な方は退く
		感染症	疾病	①初入居時に健康診断を提供する必要がある②伝染病のない方は入居可能である③健康ファイルを作って、毎年少なくとも1回の健康診断を受けて、適時に休養者の体の変化状況を理解する④食事をして接続し、人に責任を与え、食中毒を厳重に防ぐ
3	行為的リスク	誤嚥	窒息 死亡	①要介護者の食事の習慣と体の状況を把握する②食べ物には柔らかくて、小さくて、ばらばらにする③食事はゆっくり行う④心は穏やかになる
		介護過程	骨折	①職員の技能訓練②仕事の力と仕事の方法に注意する③自己防衛意識を強化する
		お湯の使用	火傷	①休養者が自らお湯を作ることを禁止する②お湯に対する管理とサービスを強化する③自己防衛意識を強化する
		転落	受傷	①ベッドの辺は防護柵を取り付ける②職員は巡回を強化する③自己の防犯意識を強化する④保護性の介護を行う
		外出	行方不明	①休養者に対して、不適切な人は外出を厳禁する②守衛、職員は管理と監督を強化する③外出時はスタッフに通知しなければならない
4	環境的リスク	施設内の日常生活	転倒 溺れる	①転倒の意識を強化して、転ぶことの知識と技能学習を強化する②補助器具などを使う③地面が落ち着いて、乾燥していて、通路、トイレは安全な手すりトイレ用の椅子を取り付けなければならない④水源があるところには、警告マークを設置する⑤滑りやすい場所に滑り止めマットを敷いている
		入浴	火傷 転倒	①手すりを取り付けて、滑り止めマットを敷いている②暖かいヒートンを貼っている③浴室の管理制度と管理人員の職責を確立する
5	生命的リスク	誤薬	中毒	①医者の指示によって使用して、薬を服用する②従業員は薬品の管理を強化③自己の防犯意識を強化④職員は監督を強化する

出所:安徽省民政局的「高齢者施設のリスクの識別と対応規範(2015年)」より筆者作成

スクの発生に対して人員活動を考慮する範囲、従来の事故記録に基づいて、サービス作業の性質などを判断する。さらに、リスクの範囲によってリスクを評価し、評価したリスクを分類する。特に、施設内のサービス範囲が変化

または新しい項目が発生した場合には、リスクの識別と評価を再開しなければならない。

リスクの対応については、まず、識別されたリストについて、初期対応策を提出し、対応策を確定する。次に、マーク、警告、管理制度、防護装備、作業プログラムなどを考慮しなければならない。最後に、サービス活動側は、環境改善などの方法を変えてリスクに対応する。

以上のように施設内でモニタリングと評価メカニズムを成立させ、組織人員はタイムリーにリスクに対する対応策を有効的に評価し、改善しなければならない。

安徽省の地方の基準によると、まず、安全規則を順守し、介護手順等の安全ルールを徹底することによって、ルール違反による事故を減少する。次に、危険発見活動をさせ、施設の管理に関する建物、設備、用具の危険箇所を発見し、改善する。介護動作で危険なやり方を発見し、見直しをする。利用者個人の身体能力に関する問題点やリスクを把握し、対応策を考える。以上のように、介護事故防止の基本活動を明記している。

3 河南省での高齢者マンションの火災事故についての検討

2015年5月25日20時ごろ、河南省の魯山県康樂園の高齢者マンションに重大な火災事故が発生し、39人が死亡、6人がけがをし、直接経済的損失は20,654万元になった。

その事故の原因の調査から中国の民政部は高齢者施設のリスク意識が低く、リスク管理が弱く、隠れているリスクがある等の問題を指摘している。その施設は民家、工業用プラント、倉庫を利用して建て直されているため、内部条件が合わず、消防設備が整っていない、安全な避難経路が確保されていないなど、セキュリティリスクに問題があった。建物の利用システムは完璧ではなく、安全作業を含む様々な活動には制度上の制約や行動規範が欠けていた。職員の安全意識や消火技術は貧弱であり、入職前の安全教育を実施

したり、緊急時および避難計画を立てたり、訓練を行ったりしていない。介護職員の数が不足しており、火災の場合には自助救助および避難を効果的に実施することができない。しかも可燃物が多量に置かれていた。家具、布団、衣類、カーテンなどはすべて可燃物であり、また、決められたベッド数以上に、ベッドが入れられていた。火を使った料理や蚊取り線香、蠟燭の照明、寝床での喫煙が可能であるなど、火事の原因となる要素が多い。また電線を無断で引き込み、品質の悪い電気製品を使用し、負荷を超えて電気を使うなどの隠れているリスクがあった。

こうした河南省での大規模火災を受けて、高齢者施設の介護事故リスクマネジメントの体制整備が全国で検討され始めた。そして、中国の公安部から、関連機関に対し消防安全対策の実施が促された。各地の消防部門は、法に基づいて高齢者施設の消防安全主体の責任を明確にし、消防安全制度を整備し、火の使用、電気管理を強化し、巡査、検査要求を厳格に実行し、直ちに火災の発生を解消しなければならない。また、高齢者の多さ、認識能力や脱出能力の差などを明確にし、効果的な通報システムの確立と避難施設の分散を要請した。また、消防教育の訓練と避難の訓練を強化し、関連する職員のリスク意識を高め、リスク管理能力を向上させることを強調した。高齢者行動の特徴を考慮して、緊急の疎開の避難予案を制定して、そして定期的に訓練を組織して、危険が起こったら、迅速に避難することができなければならない。

4 日本の介護事故リスクマネジメントの体制整備

日本では高齢者施設における体制整備により介護事故予防を図ることが2006年に義務づけられた。それから約13年が経過し、事故防止のための取り組みについては一定程度定着してきており、体制が整備されている施設においてリスクマネジメントの取り組みが行われていることが明らかになった。特に、事故を防止し、サービスの質を向上させるためには介護職員の経

験に基づくケアの提供ではなく、組織としての明確なサービス提供体制や仕組み、手順などを確立して可視化し、その中でケアを実施することが必要である。そのためには、手順書を整備することや、手順書を周知するための研修を行うこと、手順書の見直しを定期的に行うことが必要であり、それらが適切に運用されることが重要と考えられる。また、事故防止の観点からのサービスの質向上のための活動の中心として委員会が、その役割を果たすことが重要である。

以上のように、事故防止体制整備のために、日本のリスクマネジメントの中には介護業務手順書の整備、介護事故発生防止のための委員会を設置する、事故報告とその活用、リスクマネジメントに関連した研修などを行うことが重要だとしている。この点は今後の中国のリスクマネジメントの体制整備を行う上で、参考にすることができる。

第3節 中国の高齢者施設でのヒヤリング調査

1 ヒヤリング調査

1) 調査の目的

本調査は、S市における高齢者施設の介護事故リスクマネジメント等の実態を把握することを目的として実施した。

2) 調査対象

S市の5つの高齢者施設の施設長及び管理者を対象に実施した。

3) 調査期間

2018年3月3日～2018年3月6日までであった。

4) 調査方法

訪問し、半構造化面接による聞き取り調査（1人約30～60分程度）を行った。

5) 調査項目

(1) 施設の概要

(2) 事故報告の体制について (①事故発生の第一報②即時的な事故への対応・分析③報告書の作成④再発防止策の検討⑤再発防止策の周知⑥安全管理体制設置の有無)

(3) 介護業務手順書の整備について (⑦整備した手順書の種類⑧手順書の見直し⑨手順書の周知)

(4) 研修について (⑩研修の実施状況⑪研修内容⑫研修方法)

調査項目は、「介護施設における介護サービスに関連する事故防止体制の整備に関する調査研究 事業報告書」(2012年3月 三菱総合研究所)を参考に筆者が作成した。

6) 分析方法

(1) 施設の概要, (2) 事故報告の体制について, (3) 介護業務手順書の整備, (4) 研修に関することについて現在の取り組み状況を項目ごとに整理していった。

7) 倫理的配慮

本調査では、研究協力者に研究目的、方法など紙面を持って説明した上で実施した。さらに、調査協力者と協力施設に対し、調査で得たデータは本研究の目的以外に使用しないことを約束した上、書面と口頭で同意を得て行った。

2 調査の結果

2018年3月に、中国S市の介護事故防止対策を積極的に実施できている5か所の施設を選択し、ヒヤリング調査を行った。

1) 施設の概要 (表4)

A施設は2008年に開設され、運営主体は民営であった。入所定員は800人であり、現在の入所者は630人で充足率79%であった。職員数は60人であり、その内医師が3人と看護師が10人であった。全入所者数の内、要介護状態では、半寝たきりと全寝たきりの人が60人であった。半分の入所者

表 4 施設の基本情報の一覧表

質問項目	施設 A	施設 B	施設 C	施設 D	施設 E
調査対象	管理者	管理者	施設長	管理者	施設長
運営主体	民営	民営	民営	公建民営	公建民営
開設年	2008	2014	2017	2017	2016
定員数（名）	800	42	75	420	160
入所者（名）	630	40	40	200	100
全職員（名）	60	10	20	70	30
医師	3	0	0	—	—
看護師	10	3	5	—	—
部屋種類	個室 二人部屋 8 人部屋	個室 22 二人部屋 10	個室 55 二人部屋 10	三人部屋	個室 二人部屋 多人数部屋

は自立度が高い人であった。部屋の種類は個室，二人部屋，8 人部屋（寝たきり用）などがあった。毎月の使用料金は 7 万円～15 万円であった。

B施設は 2014 年に開設され，運営主体は民営であった。入所定員は 42 人であり，現在の入所者は 40 人で充足率 95% であった。職員数は 10 人であり，その内看護師が 3 人であった。全入所者数の内，半寝たきりと全寝たきりの人が 12 人で，その内 4 割が認知症であった。特に高齢者夫婦で入所する場合，一人は介護者として入所し，要介護者の日常生活を支える人であった。部屋の種類は個室 22 と二人部屋 10 であった。毎月の使用料金は 20 万円～28 万円であった。

C施設は 2017 年に開設され，運営主体は民営であった。入所定員は 75 人であり，現在の入所者は 40 人で充足率 53% であった。職員は 20 人で，その内看護師が 5 人であった。全入所者数の内，介護度の低い人が 6 割を占めた。部屋の種類は個室 55 と二人部屋 10 で，毎月の使用料金は 22 万円～35 万円であった。

D施設は 2017 年から運営している。運営主体は公建民営であった。入所定員は 420 人であり，現在の入所者は 200 人で充足率 48% であった。全職

員は70人であった。その内、介護職、医師、看護師、リハビリ専門員、栄養管理士などであった。全入所者の内分は自立度が高い高齢者、慢性病がある高齢者など約130人と、半寝たきりと全寝たきりの人が約70人であった。部屋の種類は全て三人部屋であった。この施設は入所者の内15%が生活保護者である。サービス理念については、「尊厳の保持」と「生活の雰囲気がある施設」を大切にした施設作りをされていた。毎月の使用料金は10万円～18万円であった。

E施設は2016年から運営している。運営主体は公建民営であった。入所定員は160人であり、現在の入所者は100人で充足率63%であった。職員は30人であった。全入所者数の内、要介護度の低い人が6割を占めた。部屋の種類は個室、二人部屋、多人数部屋などがあった。毎月の使用料金は12万円～18万円であった。

2) 事故報告の体制について(表5)

A施設の＜事故発生の第一報＞は、第1発見者が管理職に一報を行い、その後事故の大きさに基づいて、対応策を検討する。＜即時的な事故への対応・分析＞は、入所者の場合、治療が発生した場合や物損の場合のみ伝えている。身体上の事故の場合は、看護師に伝える。特に事故報告の流れの一番重要な内容は家族の対応策である。大きな事故が発生の場合、特に病院への搬送が必要であれば、まず、家族の対応策を決めて、次に家族へ連絡している。病院受診が必要な場合、施設で対応するが、かかった費用は本人支払いとなる。利用者によって異なる対応はしない。＜報告書の作成＞は、報告書の記載内容は事故経過、原因、結果などである。看護主任及び管理職はリスクマネジメント担当をかねている。それ以外の職員の役割は決まっていない。事故の記録などは第1発見者ではなく、看護師と管理職が担当する。＜再発防止策の検討＞は、管理職が再発防止を考える。＜再発防止策の周知＞は、ヒヤリハットが発生した場合、たとえば、転倒したが怪我がない場合は介護記録にそのことは記載しない。事故防止改善策もしていないなどで

あった。

B施設の〈事故発生の第一報〉は、第1発見者が看護師及び管理職に一報をすぐ行う。〈即時的な事故への対応・分析〉は、事故が発生した場合は、第1発見者が看護師に伝える。家族は施設での事故防止の役割を担っていない。〈報告書の作成〉は、事故の記録などは看護師が担当する。看護師はすべての事故について把握している必要があると思われるので、看護師に情報を集約し、看護師は毎月の事故記録書の集計も行う。〈再発防止策の検討〉は、改善策については、環境の見直しを行うことが多い。〈再発防止策の周知〉は、運営から4年を経て、居室、廊下での事故が多いことが客観的にわかったことにより、職員の意識が変わったという。

C施設の〈事故発生の第一報〉は、第1発見者が看護師及び管理職に一報をすぐ行う。〈即時的な事故への対応・分析〉は、病院受診が必要な事故は事故報告として提出する。病院受診を必要としない事故については「ヒヤリハット」として分類し管理者に伝える。状況分析は看護リーダーと相談しながら行う。調整の必要がある場合、管理職が事故後の家族との調整を行う。〈報告書の作成〉は、事故記録書の内容について、作成者にまかされている。記入者の負担の軽減を図るため、随時記録用語の見直しを行っている。「ヒヤリハット」は、介護記録へ反映し、転倒、転落があれば事故報告とする。〈再発防止策の検討〉は、夜間の介護事故防止活動は看護師または介護職員が行う。看護師の存在は重要である。〈再発防止策の周知〉は、改善策は管理者が検討し介護スタッフに周知するなどであった。

D施設の〈事故発生の第一報〉は、職員から施設長へ報告し、看護師が出勤後、説明を受け事後確認をする。その後、看護主任が家族へ伝える。病院の受診事故は、直ちに施設長に報告し、それ以外は事後報告とする。〈即時的な事故への対応・分析〉は、特に、事故の大きな差によって、家族への連絡の仕方も異なる。事故処理により、関係づくりをした上で、詳細に事実を家族へ伝える。〈報告書の作成〉は、自損か他損かは施設側と家族側で認識

表5 事故報告の体制について

質問項目	施設A	施設B	施設C	施設D	施設E
① 事故発生 の第一報	第1発見者→ 管理者	第1発見者→ 看護師、管理職	第1発見者→ 看護師、管理職	第1発見者→ 管理職→施設長	第1発見者→ 管理職→施設長
② 即時的 な事故 への対 応・分 析	看護師が担当 する 病院受診あり と無しの2つ にわけて、対 応する	看護師が担当 する	病院受診あり と無しの2つ にわけて、対 応する 病院受診無し 事故は「ヒヤ リハット」と して分類する	病院受診あり と無しの2つ にわけて、対 応する 事故の大きさ によって、家 族への連絡の 仕方異なる	病院受診あり と無しの2つ にわけて、対 応する 家族の対応を 中心に信頼関 係づくり
③ 報告書 の作成	事故の記録な どは第1発見 者ではなく、 看護師と管理 職が担当する	事故の記録な どは看護師が 担当する 毎月の事故記 録書の集計も 行う	記入者の負担 の軽減を図る ため、随時記 録用語の見直 しを行う	報告項目の中 に自損か他損 かは施設側と 家族側の認識 が異なる	看護師は事故 発生時の状況 説明と対応等 詳細を報告書 に記述する。
④ 再発防 止策の 検討	していない	環境の見直し を行う	夜間の介護事 故防止活動を 重視する	注意喚起 見守り強化	注意喚起 見守り強化
⑤ 再発防 止策の 周知	していない	職員は介護リ スクの認識が 向上する	改善策は全員 ではなく、介 護スタッフに 周知する	防止策ではな く、家族の対 応策を施設全 員に周知する	していない
⑥ 安全管 理体制 設置の 有無	なし	なし	なし	なし	あり
その他 (事故報告 書類の 提出経 路)	記載者→管理者 →施設長	記載者→施設長	記載者→施設長	記載者→管理者 →施設長	記載者→管理者 →施設長

が異なる場合があるので、問題になることがある。今後損傷の程度による区別が必要と考える。＜再発防止策の検討＞は、浴室で滑り止め加工することや見守り強化することがあげられている。＜再発防止策の周知＞は、現在で

は、現場の介護・看護職員も家族対応ができるようにと考えている。

E施設の＜事故発生の第一報＞は、事故発見後、事故発見者が事故報告書を管理職に提出する。事故が発生した場合、組織の中では発見者→管理者→施設長の順番で報告する。＜即時的な事故への対応・分析＞は、安全管理体制設置があり、安全管理者は施設長、管理部長より状況の報告を受け、状況を把握し、今後の対応を決定する。施設長は、家族との信頼関係づくり、また、施設の職員に対して家族の信頼を高める必要性を説いているので、正直にすべてを最初から家族と利用者には話すように注意をしている。事故の内容によって報告の仕方が異なる。たとえば、転倒による様子観察のレベルでは、とくに家族への報告を義務づけてはいない。病院受診の必要があった場合には、家族に報告する。繰り返し軽度の事故を起こされる場合には、家族に様子を報告する。小さな傷については、看護師から報告する。＜報告書の作成＞は、看護師の対応について、その時の状況説明と対応等詳細を事故報告書に記述する。＜再発防止策の検討＞は、注意喚起をする。また、見守りを強化する。＜再発防止策の周知＞は、再発防止策の施設全体への周知まではしていない。

3) 介護業務手順書の整備について（表6）

A施設では手順書の内容は簡単なサービスの流れだけで書かれていた。具体的なケアの流れ、操作の留意点などがなかった。事故の対応手順書の内容がなくて、管理職への連絡だけが決められていた。＜手順書の見直し＞は、手順書を作成したのは運営開始後3年たってからであった。しかし、その後見直しは行われていない。＜手順書の周知＞は、各フロアに配布している。新人教育時に介護主任から指導している。

B施設では手順書は香港の専門家の意見を聞いて管理職が作成している。内容は重要な点に絞っている。手順書内容の内、技術項目は書かれているが、ケアの具体的な内容が書かれていない。Bは小規模の施設であり、緊急対応マニュアルは備えていない。通常のフローチャートや手順書はある。

表6 介護業務手順書の整備

質問項目	施設A	施設B	施設C	施設D	施設E
⑦ 整備した手順書の種類	食事介助 排泄介助 入浴介助	薬の管理 与薬 移動介助 食事介助 排泄介助 入浴介助	薬の管理 食事介助 排泄介助 入浴介助 事故発生時の対応	食事介助 排泄介助 入浴介助 事故発生時の対応 救命救急など	食事介助 排泄介助 入浴介助 事故発生時の対応
⑧ 手順書の見直し	手順書の見直しは行われていない	定期的に見直す	手順書の見直しは行われていない	手順書の見直しは行われていない	手順書の見直しは行われていない
⑨ 手順書の周知	職員全員には配布せず、フロアに手順書を常備している	小冊子は職員全員に配る。新人教育時に管理職から指導している	入職時に配布し、研修を通じて周知されている	職員全員には配布せず、フロアに手順書を常備している	職員全員には配布せず、フロアに手順書を常備している

<手順書の見直し>は、マニュアルを作成したのは運営開始後1年たってからで、定期的に改定を行っている。<手順書の周知>は、小冊子を作成し職員全員に配る。新人教育時に管理職から指導している。

C施設では一部のケアについてのみ手順書が作られている。毎日の業務のスケジュール、毎週のプランも含まれる。事故の緊急対応の手順書は作られている。手順書を作成してから、一年にならないので、問題は発生していない。見直しも改定もまだ行われていないが、管理職が問題があれば処理している。<手順書の周知>は、具体的な勉強会において業務手順書を周知している。

D施設では国で決められる以前から施設の手順書を作成していた。特に事故の緊急対応の手順書についてはかなり古くから作成していた。国の安全管理条例に基づいた施設指針、およびフローチャート、手順書等を作成していた。毎日の介護の流れ、内容について簡単なサービス内容を書いた。具体的なケアの流れとケア中の留意点などはない。<手順書の見直し>は、従来の公営施設の経営理念に影響されていて見直しが重要視されていなかった。

表7 研修について

質問項目	施設A	施設B	施設C	施設D	施設E
⑩ 研修の実施状況	入職時には全員が受講する、外部研修を受けていない	外部研修を受ける、職員全員の研修は年2回にする。	外部研修を受ける 個別研修を行う	入職時研修を行う 外部の研修を受講する	入職時研修を行う 外部研修を受けていない
⑪ 研修内容	具体的な事故事例等に関する勉強会	介護事故予防、緊急対応、安全な介護技術の3テーマに関する勉強会、業務内容ごとのケアの手順の実技	指針や業務手順書などの周知 救命救急、誤嚥など具体的な事故事例等に関する勉強会	介護事故とリスク理解など具体的な事故事例等に関する勉強会 事故発生時の対応に関して	医療、介護事故防止、家族の対応策など具体的な事故事例等に関する勉強会
⑫ 研修方法	事例検討	事例検討 実技・実習	事例検討 実技・実習	事例検討	事例検討

＜手順書の周知＞は、各フロアに手順書を配置している。

E施設では、手順書や事故発生後の対応マニュアルは一部整備されている。事故予防のためのマニュアルを内部で作成している。＜手順書の見直し＞は、今まで、手順書やフロー図に沿ってケアを行っているが、ケアの中でどのようなところに危険があるのかを検証している。介護事故のリスクマネジメントの手順書は、半年ごとに見直しを行っている。＜手順書の周知＞は、職員全員には配布せず、フロアに手順書を常備している。

4) 研修について（表7）

ここでの研修とは技能研修、業務研修、リスクマネジメントの研修などのことである。

A施設の＜研修の実施状況＞は、入職時の新人研修を全員が受けている。外部研修は受けていない。＜研修内容＞は、リスクマネジメントの体制と報告についての勉強会などである。＜研修方法＞は、介護職員になるまでに受けてきた教育のレベルが違うので、指導には経験がある介護職及び看護主任技術者が担当している。指導する人材が不足していること、現場が忙しく

て、人材育成を行う時間がないことが問題点である。

B施設の＜研修の実施状況＞は、主として、外部（香港の研修チーム）の専門職を講師に招いて、研修を行っている。年2回の全体研修を行う。香港の施設運営経験がある専門員から、当該施設の介護現場で2年間以上の介護職員にOJT形式で指導する。専門員から介護スタッフに指導する。＜研修内容＞は、介護事故予防、緊急対応、安全な介護技術の3テーマを扱っている。最近増えている事故等を検討し、毎年内容を変えている。＜研修方法＞は、ビデオ撮影をして映像のどこにリスクがあるか当ててもらい事例検討が行われている。

C施設の＜研修の実施状況＞は、主に、外部（フランスの研修チーム）の研修を受ける。＜研修内容＞のテーマは救命救急、誤嚥など。＜研修方法＞は、自主研修会で他施設の研修にも参加可能である。また、フランスから認知症の予防と治療の対策を導入している。専門のスタッフにOJT形式で指導している。

D施設の＜研修の実施状況＞は、入職時研修を行っている。人材を育成しても辞めてしまうことが問題点である。＜研修内容＞は、介護事故とリスク理解など。＜研修方法＞は、リスクマネジメントに関して外部の研修を受講した場合、受講した職員から施設内の職員に研修内容を伝達する。内部研修では、経験がある介護職員が講師を務める。新入介護職員の能力向上のため、できるだけ多くの人が受講できるよう職場で研修が行われ指導される。

E施設の＜研修の実施状況＞は、入職時研修を行っている。当該会社の下で別の施設から経験があるスタッフが来て研修の講師を務める。＜研修内容＞は、医療、介護事故防止、家族の対応策など。＜研修方法＞は、主に現場が自主的に行う。

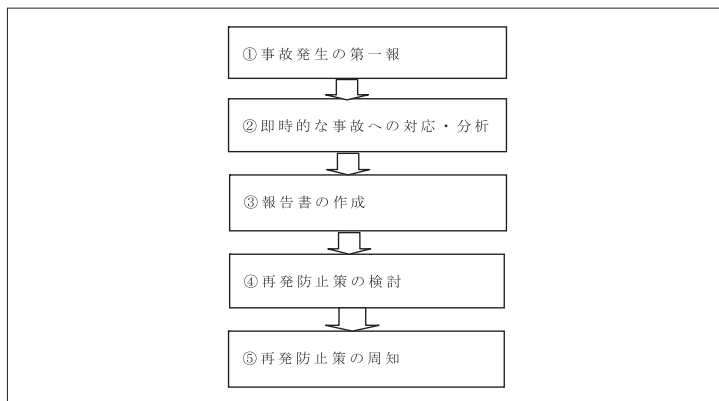


図2 事故報告の流れ

出所:三菱総合研究所「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン(2013)」
より筆者が作成

3 考察

中国の高齢者施設でのヒヤリング調査の結果に沿って、考察する。

1) 事故報告の体制について

(1) 事故発生から再発防止までの流れについて

日本の「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン (2013)」を基に、筆者が作成した図2に示された事故報告の流れの5点を基に考察する。

①から③までについてはいずれの施設も実施していた。このことから、事故報告、事故への対応、報告書の重要性は認識されていると考える。④再発防止策の検討と⑤再発防止策の周知については行われていなかった。これは、再発防止の重要性が認識されていないことを示しているのではないだろうか。

5つの施設の中で、C施設だけが①から⑤まですべて行われていた。まず、事故発生後第1発見者から管理職に報告する。次に、管理職は初期対応策を行う。また、報告書を作成して対応策を検討する。このように事故発生から

再発防止策の検討、周知までの流れが実施されている。

前述したとおり、中国の「高齢者施設安全管理（养老机构安全管理）2012」に記載されている報告の流れは、施設職員→安全管理者→安全責任者の順番が決められているだけである。制度上では、再発防止策については決められていない。そのため、施設では、事故発生から再発防止までの流れが重要視されていないと推察される。

また、リスクマネジメントのプロセスはまずリスクを特定して分析を行い、対策を立案し実施し、次に評価を行い、必要があれば再び計画を改善するという一連の枠組みのことである。つまり、リスクマネジメントに対するサイクルシステムを構築しなければ、リスクを管理することは困難である。そのため、リスクマネジメントを行う場合、再発防止策の検討と周知をすることが重要であると言える。

(2) 家族への対応について

ヒヤリングの結果、5つの施設すべてにおいて事故報告の中で一番重要なのは家族への対応策であるとしている。「病院への搬送が必要であれば、まず家族に連絡して、家族の意見を聞いて対応を決める」、「病院受診が必要な場合、それにかかった費用は本人支払いとなる」、「特に、事故の程度によって、家族への連絡の仕方も異なる」、「いずれの事故の場合も、まず事故処理を行い、家族との関係づくりをした上で、詳細に事実を家族へ伝える」などであった。

このことから事故の初期対応については中国の場合、家族の判断が重要視されていることが示された。なお、家族の対応には、看護師が主として当たる。

日本では、家族への連絡については、受診の前に家族に連絡を行い、受診の了解を得る。この連絡では本人の状態と受診への判断のみになる。詳しい事故報告は受診後に行う。家族説明の内容については、現場職員からの報告に基づき、事故の状況と施設の対応状況を説明する。また、今後は事故の原

因や施設の過失など、詳細な事故の説明を今後いつ行うか家族に約束する。事故後1週間～10日間程度が限度であるとしている（山田・下山2017）。このように、利用開始時における説明責任は、家族にとって重要であり、入所する際に必要な説明はうけていなかったということが原因となってトラブルが生じるケースも少ないからである（高野・青木2009）。

中国で家族への対応が重要視される原因は、介護事故の場合、事故の賠償問題に発展し正常な経営活動に影響を及ぼすことからである。前述したとおり、中国では現行の法整備が不足しているので、説明責任について強化をする必要があると考える。

(3) 安全管理部門の設置について

調査の結果から、安全管理部門を設置している施設はE施設だけであった。中国の高齢者施設の安全管理体制の中に安全管理部門を設置し、施設の安全管理を実施することが定められていると述べた。安全責任者は施設の法人及び主な責任者が担当する。安全管理部門のメンバーは安全責任者、各級安全管理人員及び関連部門の安全専門職員及び兼務職員を配置することになっている。安全管理部門は事故防止活動の中核として万一事故が発生した場合、迅速に対応できるよう、安全管理体制を組織化されることである。しかし、現実には、E施設以外の施設では設置されていなかった。

なお中国の高齢者施設安全管理部門は、日本で言えば事故防止対策委員会にあたる。日本では、介護事故を未然に防止するための体制について介護事故防止委員会の設置を義務づけている。事故防止対策委員会は幅広い職種により構成され、委員会の役割は次のとおりである。①情報収集を行う。②分析・評価については、収集された情報は、「委員会」で問題点の分析・評価を行う。③職員への周知については収集された事故報告書や介護事故の事例など、リスクを排除するために必要と思われる事項について、職員全体に定期的に周知徹底する。④情報の集積、活用については集積された事例から、介護事故の再発防止に活用できるよう、データとして集積しておき、また、

職員相互間で情報を共有する。

中国の調査結果をみると、安全管理体制がとられているE施設でも組織化まではまだなされていない。事故防止を中心とした安全管理者の役割が不明確である。それは施設の管理者側が安全管理部門の役割について、十分認識していないことが要因として考えられる。

2) 介護業務手順書の整備について

ヒヤリングの結果、5つの高齢者施設すべてで手順書が作成されていたが、手順書の書かれた内容は施設によって違いがみられた。たとえば、「重要な点に絞って書かれている」、「具体的なケアの流れ、操作の留意点などがなかった」、「技術項目は書かれているが、ケアの具体的な内容が書かれていない」等の意見があった。

実際に具体的な介護技術の操作手順書がなく、手順書の見直しと周知も欠いている。このような現状では、具体的な作業手順や操作説明がないことにより、介護の過程で事故が頻繁に発生する危険性があると推察される。また、手順書の作成と見直しが不十分であった施設では「ヒヤリハットを報告する」という重要な行為が軽視されていたと思われる。事故が発生した場合に報告する手順は決まっていたがその手順が守られていなかった。これについてはいつものこととして軽視されていた可能性がある。

3) 研修について

調査結果から、B施設は定期的に年2回の全体研修を行っている。他の4つの施設の研修は1回ではほぼ完結した。その中では、A施設は指導する人材が不足していること、現場が忙しくて、人材育成を行う時間がないことが問題点であるとしている。このような状況では、研修時間を確保することは困難であると考えられる。しかしながら、この問題に対応するためには、職員の参加できる時間帯と時間の長さを考慮する必要があると考えられる。

中国では、介護スタッフへの教育も立ち遅れており、現在のスタッフの質は介護事業発展のためのニーズをとて満足することができないという現状が

ある。そのため、介護職員が研修の内容について納得がいくまで同一内容で繰り返し開催する、といった工夫も必要であると考え。また、外部研修を受けた施設では外部の情報に触れて新たな知識と技術を得たことにより自分の施設を改善することができる考える。

研修実施状況については、「外部の研修を受講した場合、受講した職員から施設内の職員に研修内容を伝達する。内部研修では、経験がある介護職員が講師を務める」、「専門のスタッフにOJT形式を指導する」などがある。中国の高齢者施設の管理者は、社会福祉の専門知識についての研修を受けていない人が多く、介護職員は専門的な技術を備えていない人が多いなど介護職員のレベルの差が大きく、管理職のリスクマネジメントのレベルや意識も高められていなかったことがある。このような状況に対して、研修を行うことの有効性について検証が必要であると考え。

現在、中国の高齢者施設の管理レベルと社会の期待にはまだ距離があり、経営リスクを重視し、介護事故のリスク管理を強化していないという問題があった。高齢者施設の研修では、主に介護技術のレベルに対しての研修が行われている。一方でリスクマネジメントとコミュニケーション技術に関連する研修は少なかった。

中国の高齢者施設では、介護事故リスクマネジメントについてあまり重点を置いていないのではないかと推測していたが、調査結果も同様であった。研修やスキルアップについても整備されていないなど課題が堆積している。そのため、今後リスクマネジメント研修プログラムの構築が必要である。研修プログラムの作成はリスクマネジメント活動を推進するモチベーションの維持にとっても有意義であると考え。

第4節 結論及び今後の課題

本稿では、中国の高齢者施設における事故防止体制整備の現状から今後の中国の介護事故リスクマネジメントの課題を明らかにすることを目的とし

た。

そこから今後の課題として以下の5点を見いだした。

1) 事故発生から再発防止までの流れの明確化

リスクマネジメントは通常、収集した事例を分析、要因の検証と改善策の立案、改善策の実践と結果の評価、必要に応じた取組みの改善といったサイクルによって活用していくこととなる。したがって、事故発生から再発防止までの流れを明確化するのには、リスクマネジメントにおいては有効であると言える。

2) リスクについて利用者の家族への説明責任を果たす

介護事故を契機にして、介護事故の予防のためのリスクマネジメントを施設側と利用者・家族の相互理解の中ではかっていくことが重要である。施設には、予想されるリスクについて事前に家族に説明し理解してもらう「リスクの説明責任」、事故発生時に利用者または家族に対して迅速に報告する「事故発生時の説明責任」なども求められる。説明と理解こそが、利用者と施設の信頼を高める重要な点である。利用者・家族が自己判断・選択するのに必要な事実や情報を理解しやすい形で提供し、理解と納得を得られるよう努力することが重要である。また、記録の重要性について適切な介護サービスを提供する義務や家族への説明責任の観点から、事故発生への対応や事前に予想されるリスクについては、家族や第三者にも事実が明確に分かるように、時系列に詳細な記録の作成が大変重要となる（高野・青木 2009）。

3) 各部門の職員が事故防止のため安全管理部門の役割を果たす

各部門の職員が安全管理部門のメンバーとしての役割を果たし活動を円滑に遂行するため、メンバーの役割を明確にすることが必要である。施設内で安全管理部門の目的と役割分担、メンバーの構成などを定め、書面で施設の全員に明示する。これによって、施設の職員一人ひとりのリスクマネジメントに対する認識が高まり、促進することができる。そのため、今後安全管理部門ではチームアプローチによる介護事故防止の役割を各自が果た

す必要がある。

4) 介護業務手順書の作成と定期的な見直しを行う

中国の介護現場は介護職員個人の仕事能力に依存していて、防げる事故も頻繁に発生している現状がある。手順書の整備の状況には実際に具体的な介護技術の操作手順書がなく、手順書の見直しと周知も十分なされていない。そのため、手順書の整備や、定期的な見直しが必要である。

5) リスクマネジメントの研修プログラムの構築が必要

リスクマネジメント研修は介護業務手順書、事故報告の仕組みなどを整備し、それらを職員に伝え、運用するための重要な取組みである。中国では、どのように管理者のリスクマネジメントに対する意識を強化し、管理レベルを向上させるかが課題である。そのために、今後は介護職や管理者に対してリスクマネジメントの研修が重要になってくると言える。さらに、介護職員のスキルアップを目指すための研修プログラムの整備を行う必要がある。

おわりに

介護人材の不足は、中国の高齢者施設の発展を妨げている。そして、現在の段階では、介護人材の質を高めることが施設の安全な運営には重要な要因である。そのため、中国の高齢者施設における事故防止体制整備については量と質の両方の改善が急がれる。

本研究の限界として、調査対象施設が5事例であり、調査結果の信頼性を上げるためには、今回の調査結果をもとに、調査対象をさらに広げ、検討することが必要である。

今後の課題として、日本の研修プログラムを参考にして、中国のリスクマネジメントの研修プログラムの開発に取り組んでいきたい。

参考文献

高野範城・青木佳史（2009）「介護事故とリスクマネジメント」あけび書房。

- 田中元（2015）「介護事故・トラブル防止完璧マニュアル」ばる出版。
- 田中元（2016）「介護事故をなくすためにやっておくべき51のルール」ばる出版。
- 田中元（2016）「介護の事故・トラブルを防ぐ70のポイント」自由国民社。
- カウヘイ（2014）「養老施設の管理と運営の実務」南開大学出版（中国）。
- 亀井利明・上田和勇（2017）「リスクマネジメントの本質」同文館出版。
- 山田滋（2013）「介護の現場きけんまるわかり」（株）QOLサービス。
- 山田滋・下山名月（2017）「安全な介護ポジティブ・リスクマネジメント」プリコ
ラージュ。
- 山田滋（2018）「完全図解介護 介護リスクマネジメント・事故防止編」講談社。
- 柳瀬典由・石坂元一・山崎尚志（2018）「リスクマネジメント」中央経済社。

Risk Management for Elderly Care Homes in China

MA Tiansheng

Under rapid population growth of the elderly, the number of lawsuit cases in the elderly care homes in China is on the rise. Care accidents not only affect the health and quality of life of users, but are also a serious problem that hinders the development of elderly care homes.

In this paper, we analyze the problems that exist in the risk management of nursing care accidents in Chinese elderly care homes using literature and interview methods, and based on the effective experience of Japanese risk management, Clarify future issues of nursing care accident risk management at elderly care homes.

Keywords : elderly care homes, care accident, risk management

重度障害者の地域生活支援の方向性

—— JAGによる当事者主体の活動を手がかりに ——

清 原 舞

**キーワード：当事者団体，スウェーデン，地域生活支援，
当事者主体**

はじめに

第1節 スウェーデンにおける当事者団体と障害福祉政策

1-1 障害福祉政策の歴史的発展

1-2 当事者団体と障害福祉政策

第2節 JAG (Jämlikhet Assistans Gemenskap) による重度障害者の地域生活支援

2-1 JAG (Jämlikhet Assistans Gemenskap) による活動

2-2 JAGによる地域生活支援の実際

2-3 当事者団体による地域生活支援

第3節 当事者主体の支援—共生社会の方向性—

おわりに

はじめに

筆者は2005年6月から2006年6月までスウェーデン留学の機会を得て、スウェーデンにおける障害福祉政策や社会福祉の現状について学んだ。また、2009年からスウェーデン・カールスタッド大学社会科学科教員との学術交流を通して、現地において、当事者やその家族及び現場におけるインタビュー調査や社会福祉政策の発展について学び、日本との相違や課題を追究

してきた。

まず、2005年から2006年のスウェーデン留学の経験を基に、障害者とその家族を支えていくための支援の方向性について考察を行った（清原，2009）。次に、日本におけるスウェーデン社会福祉研究について、先行文献を基に跡づけ、筆者の研究の位置づけを明らかにした（清原，2010）。また、スウェーデンの障害福祉サービスについて翻訳を行い、障害福祉サービスの現状を紹介した（エルメル，Åほか編／清原訳，2010）。2010年には、知的障害者の当事者団体であるスウェーデン全国知的障害者協会（Riksförbundet För barn, unga och vuxna med utvecklingsstörning; 以下，FUB）を訪問し、その活動の紹介を通して、日本における知的障害者の権利擁護についての課題を検討した（清原，2011a）。2011年には、スウェーデンにおける障害者のための行動計画（2000年策定）について、2009年に作成された行動計画の報告書を基に今後の障害福祉政策の方向性を論じた（清原，2011b）。さらに、それまで焦点を当てられることが少なかったスウェーデンの身体障害福祉政策について、その歴史的な発展を通して、政策の充実に向けての取り組みを明らかにしてきた（清原，2012）。2015年には、筆者が継続的に訪問・調査を行っているヴェルムランド地方に位置するカールスタッド・コミュニティの実践に焦点を当て、当事者主体の地域生活支援の構築に向けての課題及び方向性を提示し、日本の障害者の地域生活支援体制の構築の可能性について言及した（清原，2016）。そして、スウェーデンにおける障害者を支える地域生活支援の中核となるパーソナルアシスタンス制度¹⁾について、制度を利用しながら自分らしい生活を送る当事者へのインタビューを通して、当事者の地域生活を可能にしていくための鍵になる点を提示した（清原，2017）。

1) パーソナルアシスタンスとは、LSS法第9条に規定されているサービスである。障害者の生活全般にわたるニーズに対して提供される個別援助のことであり、雇用形態は、障害者本人が面談して雇う（家族であっても良い）。清原（2017）を参照。

近年、日本においては障害者基本計画に基づき、各自治体も当事者への権利を強調し、共生社会の実現に向けての方針が表明されるようになった。しかし、社会の価値観や実践面においては、管見するところ、未だ、当事者を弱者として捉えているように、課題が多いと思われる。

中西と上野は、著書『当事者主権』（2003）の中で、当事者とは、「ニーズを持ったとき、人はだれでも当事者になる。ニーズを満たすのがサービスなら、当事者とはサービスのエンドユーザーのことである。だからニーズに応じて、人はだれでも当事者になる可能性を持っている。」としている。また、「当事者とは、『問題をかかえた人々』と同義ではない。問題を生み出す社会に適応してしまっでは、ニーズは発生しない。ニーズ（必要）とは、欠乏や不足という意味から来ている。私の現在の状態を、こうあってほしい状態に対する不足ととらえて、そうではない新しい現実をつくりだそうとする構想力を持ったときに、はじめて自分のニーズとは何かがわかり、人は当事者になる。」と主張している。このことから、「当事者」は何らかの「ニーズを持った人」ということになる。「誰でもはじめてから『当事者である』わけではない。この世の中では、現在の社会のしくみに合わないために『問題をかかえた』人々が、『当事者になる』。社会のしくみやルールが変われば、いま問題であることも問題でなくなる可能性があるから、問題は『ある』のではなく、『つくられる』。そう考えると、『問題をかかえた』人々とは、『問題をかかえさせられた』人々である、と言いかえても良い。」という上野らの主張から、障害者は、社会によって、専門家による専門的な支援の下、保護されるべき存在、弱者として考えられてきたことが窺える。また、「ニーズを持った人」が当事者であるならば、周囲の環境や社会的観念が変化し、基準や条件が異なると、「当事者」ではなくなる。このことから、当事者とは、サービス利用者のことではなく、何らかのニーズを持った主体的な存在であるといえる。つまり、“障害当事者”という言葉も、ただサービスを受け身に受けている人ではなく、自分自身で自分の人生を決め、主体的に生きる人

であると考えられる。専門家によって決められた道を歩むのではなく、自らの人生を選択し、決定していくことが当事者であり、社会に変革をもたらすのが当事者運動でもあるといえる²⁾。そこで、本稿の目的は、スウェーデンにおける当事者団体の活動に焦点を当て、その役割や意義を再確認することを通して、日本において、共生社会の実現を目指すための課題を明らかにすることである。

まず、第1節で、障害者を保護の対象として捉えてきた時代を経て、現在のスウェーデンにおける当事者団体の役割と政府や地方自治体との関係性について明らかにする。

次に第2節において、スウェーデンの当事者団体Jämlikhet Assistans Gemenskap（以下、JAG）について述べる。JAGについては、筆者が2018年に、カールスタッド支部を訪れ、活動内容の視察、スタッフや当事者家族等のインタビューを通して明らかにする。また、実際に、JAGのメンバーでもあり、パーソナルアシスタンスを利用しながら生活をしている重度障害者の生活に焦点を当て、その生活の様子から当事者が主体的に地域で生活することの意義を考察する。

最後に第3節で、日本において共生社会の実現を可能にする仕組みについて、その課題と方向性について提示する。そして、日本において障害者の地域生活を可能にするためにも、政策における理念を具体化していくための示唆とする。

なお、本稿では、上野らの定義から、支援やサービスをただ受け身で受けているだけではなく、主体的な存在であり、意思を持つ存在であるということを確認し、「当事者」という言葉を使う。

2) 中西・上野 (2003), pp. 2-15.

第1節 スウェーデンにおける当事者団体と障害者福祉政策

1-1 障害福祉政策の歴史的発展

スウェーデンの障害福祉政策を振り返ると、1960年代まで、障害児・者は保護の対象であった。障害児・者は本人の意思に関係なく、大規模入所施設で隔離されながら生活することが当然であると考えられていた。障害のある子どもは就学の権利が保障されていなかった。また優生思想の影響も受け、本人の意思に関係なく、不妊・去勢手術がなされていた時代であった。そうすることが障害児・者及びその家族にとって最善の援助であると考えられていたのである。1946年の障害者雇用検討委員会で話題になったノーマライゼーション原理³⁾は、スウェーデンでは1960年代に入るまで政策と結びつかなかった。

1960年代は、すべての国民が「安心して暮らせる」福祉社会形成のための本格的な社会福祉改革が模索されはじめ、スウェーデンにとって、最も社会保障制度の充実が実現していくための法制度が整備されてきた時代であった。そのような背景もあり、障害福祉政策に関しても、保護の対象から障害者の権利の保障の実現に向けた取り組みがなされてきた。

まず、ノーマライゼーション原理を盛り込んだスウェーデン初の知的障害者の権利法と言われる知的障害者特別援護法（旧援護法）が1968年に施行された。同法では、ノーマライゼーション原理の実現に向けて、障害者も可能な限り、障害のない人々と同じような生活のリズム、生活環境、経済水準を維持し、特別なサービスを受けながら、一般社会で生活できるように、住

3) 花村（1994）、河東田（1998）が詳しい。知的障害者の生活条件を可能な限り障害のない人と同じ生活条件にするというノーマライゼーション原理は、世界に拡がり、障害分野だけでなく、すべての人に幅広く使用されている。河東田は、1959年法制定に尽力を尽くしたバンク・ミケルセン（Neils Erik Bank-Mikkelsen, 1919-1990）は、1940年代半ばからのスウェーデン社会庁で議論されていたノーマライゼーション原理に注目していたと指摘している（河東田（2013））。

居・教育・労働・余暇など日常生活のあらゆる面での改善を具体的にはかることが目的とされた。知的障害者特別援護法施行後、施設から地域のグループホームへと生活の場の変化が少しずつなされるようになると、知的障害者特別援護法の問題点が指摘されるようになった。政府は1973年に「ケア調査委員会」を設置し、ノーマライゼーション原理に基づく、より具体的な実態にみあう新法の作成に向けて動き出すことになった。こうした中、1981年に「ケア調査委員会最終報告書」が提出され、同年、保守連立内閣の政府案として「知的障害者等特別援護法（新援護法）」が提案され1985年成立した⁴⁾。旧援護法で指摘された問題点を解決するために、対象者枠を広げ、「知的発達が遅れている人のみならず、成人に達してから脳疾患や肢体不自由・病弱のために、重篤かつ恒久的な知的障害をもつようになった人々（15歳以上の中途障害も含む）や幼少期に精神疾患（自閉症等）にかかった人々」とした。新援護法は、対象者の自己決定権や入所施設および特別病院の解体の方針を初めて明示したとされるが、新援護法による入所施設解体の方針やサービス内容を具体化していくには、実現が困難であることが認められ、施行の半年後には、法改正のための準備委員会が発足した。

1980年代からの新援護法改正の動きは、1990年代に入り、より障害者の意思決定や権利に特化した内容へと変化していく。その具体的な法律が、1993年に成立した機能障害者のための援助及びサービスに関する法律（Lag om stöd och service till vissa funktionshindrade: 以下、LSS法）である。新援護法と身体障害児等のための生徒寮に関する法律⁵⁾を統合する形で制定されたLSS法は、障害者の社会参加を可能にし、当事者の意思が反映された自己決定を可能にする支援の実現を根本的な目的としていた。LSS法によるサービス内容については、次項で述べるとするが、障害者にとって、地域生

4) 高島（2007），pp. 125-126.

5) 1965年制定。身体障害児に対する教育の権利を保障する法律。これにより、コミュニンは身体障害児に対して基礎学校や特別学校（寮制度）で教育を提供しなければならないとされた（第1条）。

活を可能にし、保護される存在ではなく、主体的な存在であることを社会に意識づける法律でもあるといえる。また、LSS法と同時に、「介護手当に関する法律（Lag om assistansersättning: 以下、LASS法）」も施行された⁶⁾。LASS法では、LSS法の第5条で規定されている「生活条件の平等化と社会参加の奨励」を具体的に制度化した法律であり、重度の障害があっても障害のない人と同じように生活する権利があることが認められたことを示している。そこには、LSS法第9条のパーソナルアシスタンスに係る費用について規定しており、1週間に20時間以上の支援が必要な場合、政府が負担し、20時間以下の支援で十分な場合は、コミュニティが負担するが、2年ごとに再審査・再決定が行われる。

1996年に国会で入所施設解体法が承認され、すべての入所施設の解体期日が1999年12月31日と定められた。それまでにすべての入所施設を解体することとされ、障害があっても地域でグループホームや特別支援付きのアパート等で生活することが当たり前になった⁷⁾。当事者の権利や地域移行が進むにつれ、ようやく明るみになったのが、1997年、1人のジャーナリストが告発した1935年～1975年まで、前述の強制不妊手術であった。政府は、その報道直後から、調査委員会を設置し、事実関係を調査したうえで1人当たり17万5000クローナ（当時約250万円）を補償するとした⁸⁾。

その後、生活の場の変化が進むにつれ、障害者の権利擁護を明確に示した政策が進められるようになった。2008年には新差別禁止法が制定され、翌年施行された。新差別禁止法は、平等法（1991年制定）と民族・宗教・信仰上の雇用差別禁止法（1999年制定）、障害者雇用差別禁止法（1999年制定）、そして性的指向上の雇用差別禁止法（1999年制定）のすべてを統合

6) 2011年1月より、パーソナルアシスタンスに係る費用等については、「社会保険法（Socialförsäkringsbalken: 以下SFB）」に統合され、LSS法についても一部改正された。清原（2017）を参照。

7) ヤンネ・ラーションほか／河東田博ほか訳編（2000），p. 172.

8) 毎日新聞「旧優生保護法を問う スウェーデン、手術2万人 『福祉国家』も強制不妊 男性『人生戻らない』」（2018年4月16日）参照。

し、より強力な差別禁止法として制定されたものである。この法律の施行により、これまでの差別禁止に関するすべての法律と平等法は廃止された。新差別禁止法においては、第1条で、性差、性同一性障害、民族、宗教、信仰、障害、性的指向、年齢による差別を禁じ、他の人と同じ権利と可能性を持てるように支援することを目的とし、職場や、雇用、教育現場、社会サービス、病院、保健・医療等、日常におけるあらゆる場面の差別を禁止している。

2008年に制定された新差別禁止法の施行と同時に、差別オンブズマン法が2009年1月1日に施行された。差別オンブズマンは、以前から設置されていた人種や民族差別を受けた人の権利擁護のための差別オンブズマン(DO)、性別を理由に差別を受けた人の権利擁護のための平等オンブズマン(JämO)、障害者の権利擁護のためのハンディキャップ・オンブズマン(HO)、同性愛者の権利擁護のための性的指向オンブズマン(HomO)が統一され、再構築されて設置された。差別オンブズマンは、差別を禁止し、マイノリティの権利擁護のために、①情報提供や研修を行うこと、また、行政機関、企業、当事者、当事者組織との連絡を常にとること、②国際動向に従うこと、また、国際組織と連絡をとりあうこと、③調査や開発研究を行うこと、④政府とともに、現状の変化に対応し、また、差別と闘うこと、⑤その他、必要に応じて適切な措置をとることを活動内容としている⁹⁾。

現在、スウェーデンにおいては、障害者だけではなく、移民や難民など母国が異なる人も増え、マイノリティ全般を包括的に支援する社会を構築していく仕組みづくりに取り組んでいる。そのため、ますます複雑化していく社会問題にどのように対応していくのが政府の課題ともいえる。

9) 差別オンブズマン(DO) ホームページ：<http://www.do.se/>（検索日：2019/10/20）参照。

1-2 当事者団体と障害福祉政策

スウェーデンの当事者団体は、現在、50団体以上あり、さまざまなタイプが存在する。当事者や家族だけではなく、社会に幅広くメンバーを募集し、情報提供サービスなど様々な活動を行っている団体もある。また多くの当事者団体は、政府による支援で運営され、その集めた資金で、メンバーにパーソナルアシスタンスなどの直接的援助活動を行っている。前項でスウェーデンにおける障害福祉政策の歴史を振り返ってきたが、1970年代後半から1980年代にかけて、当事者団体の活動が活発化し、スウェーデンの障害福祉政策に大きな影響を与えてきたと考えられる。ここでは、その関係性について確認しておく。

1983年12月、ストックホルムで自立生活運動セミナー¹⁰⁾が開かれた結果、翌年ストックホルム自立生活協同組合（STIL）¹¹⁾が、重度身体障害者の地域生活を支えるパーソナルアシスタンスの選択肢を増やすことを目的として設立された。また、1984年FUB（全国知的障害者協会）においては、全国大会で、オーケ・ヨハンソン氏が当事者としては初めて全国常任理事に選出された。そして、1985年に知的障害者等特別援護法草案に対する国会聴聞が行われた時、当事者代表としてオーケ・ヨハンソン氏が意見陳述した。また彼は、法案用語の一部を適切な用語に変えさせるなど、政策決定にあたり大きな役割を果たした。さらに1986年の新援護法施行後も、FUBの初代当事

10) 1983年12月、自立生活運動セミナーが3日間にわたってストックホルムで開催された。アメリカやイギリスからも当事者団体の設立者等が参加し、100人を超える参加者だった。参加者はパーソナルアシスタンス制度の必要性を訴えた。Ratzka.A.D（2003）を参照されたい。

11) STIL（Stockholm Cooperative for Independent Living）は、アメリカの自立生活運動に大きな影響を受け、スウェーデンにおいて障害者の自立生活を展開する当事者団体として発展した。スウェーデンの障害者福祉政策に大きな影響を与えてきた当事者団体であると同時に、アシスタンスを利用する障害者の協同組合の役割も担っている。

<http://independentliving.org/docs3/stileng.html> を参照。

者の意見として新援護法に規定している障害者の労働，教育，年金の問題点について言及し，政府に働きかけた（清原，2011a）。そのような経緯を踏まえ，障害者の権利法とも言われる画期的な法律であるLSS法が1993年に制定されたが，LSS法を制定する際にも，前述の当事者の意見が非常に大きな影響を与えていた。その後，LSS法は，何度か改正され，障害者の社会参加を可能にし，当事者の意思が反映された自己決定を可能にする支援の実現を根本的な目的とし，より当事者の権利を強める法律としている。障害種別ごとに分類するのではなく，対象者を「①知的障害，自閉症，あるいは自閉的傾向を示す人，②成人後，事故や疾病，脳出血等による脳傷害で，永続的に一定の知的能力に機能障害を有している人，③上記以外で，日常生活に支障をきたし，その結果，援助・サービスを必要とする身体的又は精神的に継続的な機能障害を有する人。通常の高齢化による機能障害は除く。」というように規定することで，以前の法律では対象とされていなかった，身体障害，視覚・聴覚障害，その他の機能障害も含まれるようになった。そして，第9条において規定されているサービスは，「①障害当事者と家族に対する助言と個別援助，②パーソナルアシスタンスによる支援とそれに関わる経済援助（65歳以下の人を対象），③移送サービス（ガイドヘルプサービス），④コンタクトパーソン¹²⁾による援助，⑤レスパイトサービス，⑥ショートステイサービス，⑦12歳以上の学童児童への課外活動（学童保育），⑧里親制度または，何らかの理由で自宅以外に住む必要性のある児童・青少年のための特別サービス付きの住居，⑨成人用の特別サービス付きの住居（グループホームも含む），⑩職業又は，学業にもついていない人のための日中活動支援」としている。これにより，障害者が地域での生活を基盤としながら支援を受ける権利をもつ存在であること，障害者が意思を持つ主体であることが広く

12) コンタクトパーソンとは，専門職者ではなく，一般の人でこの仕事に興味のある人がコミュニケーションと契約して，障害者（高齢者）本人の話し相手や相談相手，社会参加の手助けなどのサービスを提供する人のことである。

国民に認識される機会にもなった。

スウェーデンにおいて、当事者団体は障害福祉政策の領域内で、主体的に社会を変えていく役割を持つと同時に、障害福祉政策を監視する役割を担うものである。そして、当事者団体は、政府や地方自治体とも協働・協力関係にあり、法制度にも影響を与えている。また、サービス実施などの直接的な支援も担っているといえる。さらに、国内外においても、当事者団体は、障害者の権利を国民に認めさせ、障害者の権利に関する国連の条約を明確にさせるなど、非常に大きな役割を担っているといえる。

第2節 JAG (Jämlikhet Assistans Gemenskap) による重度障害者の地域生活支援

2-1 JAG (Jämlikhet Assistans Gemenskap) による活動

筆者は、2018年2月に、当事者団体の1つであるJAGの支部があるカールスタッド・コミュニケーション¹³⁾において、スタッフへのインタビュー及び重度の障害者の地域生活や活動について視察を行った。まず、JAGの活動についてみてみよう。

(1) JAGの活動内容

前述したように、当事者団体にはさまざまなタイプがあるが、当事者とともに、政府に働きかけ、政策に反映していくよう活動をしている団体は多い。そこで、直接的援助も行っているJAGの活動について焦点を当ててみたい。

JAGは、1994年に営利を目的としない組織として、重度障害者のために設立された当事者団体である。LSS法が施行された1994年、当事者団体も活発に活動し始め、さまざまなタイプの当事者団体がスウェーデン国内に設立されているが、JAGもその一つである。JAGは、たとえば、パーソナルアシ

13) スウェーデン西部ヴェルムランド地方の県庁所在地である。人口約93,000人の中規模の都市である。

スタンスなどの支援システムを利用しながらでも障害者自身がより良い生活、人生を主体的に送れるようにするために支援していくことを目的としている。その理念には、①人間としての尊厳、②自己決定の尊重、③コミュニケーションの尊重、④一人ひとりの人生の尊重がある。つまり、すべての人は、人として尊重され、本人の意思が尊重される。コミュニケーションが困難な障害者であっても、意思決定は尊重されるべきものであり、人としての権利であるといえる。そして、重度障害者に対しての直接的な地域生活支援や障害者に対するあらゆる差別や排除に、当事者とともに闘っていく組織である。

JAGは、パーソナルアシスタンス部門、日中活動部門、広報部門（1996年設立）、国外（フィンランドとノルウェー）支部とのネットワーク活動部門の4つの部門で活動している。その中で、パーソナルアシスタンス部門と広報部門に重点を置いて活動している。このパーソナルアシスタンス部門では、LSS法に規定されているサービスとして、障害児・者の地域生活を支えている。また、日中活動部門では、LSS法による日中活動サービスとして、当事者がカフェや販売など軽作業をできるようにサポートしている。この活動では、当事者の居場所づくりの支援をしており、当事者の生きがいや意欲の向上に繋がる。販売等で得たお金は、JAGを運営していくための資金の一部となる。さらに、JAGでは、当事者の権利擁護のシステムとして、当事者が不利益を被らないように、訴訟や不服申し立ての手続きの支援を行っている。

ここで、JAGとLSS法の関係であるが、スウェーデンにおいては、LSS法によるサービスについてコミューンの裁量が認められている。つまり、サービス提供主体も地方自治体によってさまざまであり、必ずしもコミューン（公）が提供するサービスだけで行っているわけではない。日中活動サービスもサービス提供主体として、コミューンや当事者団体も含む非営利組織も含まれ、パーソナルアシスタンスについては、企業や当事者の家族なども提

供者になることができる。ただし、家族がアシスタンスになる場合は、当事者のことをよく理解しているとはいえ、悪用や家族の疲弊を避けるため、慎重である¹⁴⁾。多種多様なサービス提供者があることにより、当事者の選択権を保障しているともいえる。

JAGの会員である障害児・者は、より多くの支援を必要とする、いわゆる重度の障害児・者が多い。何らかの支援がないと、地域での生活は非常に難しい。しかし、JAGの根本的な理念でもあるが、日常生活において、当事者には何らかの支援を受ける権利があるということが当事者自身や家族に浸透している。そして、JAGのスタッフと共に、「何がしたいか」「どのように生きたいか」を考え、自分自身に合った支援を選択することができる。すなわち、障害児・者は、主体的に自分自身に合った必要な支援を選び、受け身で与えられた支援を受けているだけでの存在ではない。社会に働きかける存在でもあるといえる。

(2) パーソナルアシスタンス部門

前述したように、JAGでは障害者の社会参加の場を提供するため、LSS法による日中活動やスウェーデンにおける地域生活支援の鍵となるパーソナルアシスタンスの派遣を行い、当事者の地域生活を支えている。特に、障害者の地域生活を支えるため、パーソナルアシスタンス部門に重点を置いている。

JAGのパーソナルアシスタンス部門では、国内約4,000人のパーソナルアシスタンスを雇用し、当事者の社会参加を目的として支援している。主な支援内容は、①パーソナルアシスタンスの選定・派遣、②サービス申請の支援、社会保険庁・コミュニケーション等への連絡調整、法制度の説明支援など、③パーソナルアシスタンス研修、④当事者団体・JAGと協働しての政府や国民

14) 2015年、筆者のイエテボリコミュニティにおける障害福祉サービスガイド・プロジェクトでのインタビュー調査による。

に対する広報活動が挙げられる。

前述のように、当事者はサービス提供主体を選ぶことができ、個人に合ったパーソナルアシスタンスを雇用することができる。LSS法第9条によるパーソナルアシスタンスサービスを希望する場合は、まず、コミューンに申請し、コミューンがLSS法によるサービスが適切かどうかを審査する。適切であればパーソナルアシスタンスの時間数などを検討し、当事者がコミューンから派遣してもらうのか、JAGのような当事者団体や非営利組織から派遣してもらうのか、民間企業からなのかを選択できる。パーソナルアシスタンスに関わる費用については社会保険法（Socialförsäkringsbalken: 以下、SFB）により規定されているが、1週間に20時間以上の支援が必要な場合、政府が負担し、20時間以下の支援で十分な場合は、コミューンが負担することになっている。各サービス提供主体はSFBに基づいてサービスを提供している。

パーソナルアシスタンスの勤務時間は、週40時間以内と決まっているため、たいてい、当事者は複数のパーソナルアシスタンスを雇用することになる。雇用されるパーソナルアシスタンスは、夜間や延長手当、休日が保障されるなど、労働環境にも非常に配慮されている。サービス提供主体であるJAGは、労働者であるパーソナルアシスタンスと当事者の状態を常に把握しておくことが求められている¹⁵⁾。

このサービス提供者としてのJAGにおいては、コミューンとの連携が重要となる。パーソナルアシスタンスやLSS法についての情報提供や説明をコミューンからも求められることもある。また、コミューンからパーソナルアシスタンスの派遣を求められることもあるため、お互いに定期的に情報共有などを行って、当事者の地域生活を支援している。それでは、実際にJAGからパーソナルアシスタンスを派遣してもらって地域で生活している当事者の様子をみてみよう。

15) JAGパンフレット参照。

2-2 JAGによる地域生活支援の実際

(1) 重度の障害者の地域生活①

Mさん（女性・30代）は、車いす生活をしている。物を掴んだりすることはできず、言葉でのコミュニケーションもできない。スウェーデンでは障害があっても18歳以上になれば家族から自立して暮らすケースが多いが、Mさんは両親と一緒に暮らしている。父親がMさんを活動の場へ送迎することが多い。子どもの頃からパーソナルアシスタンスサービスを利用しており、JAGの利用歴も長い。現在、5人のパーソナルアシスタンスを雇用して生活している。

日中は、JAGの提供する日中活動部門（LSS法によるサービス）で、週2日2時間程度、カフェや学校でパンやクッキー等の販売を行う（表1）。乗馬とテレビを見ることが好きなMさんは、週末に乗馬、友人と会う、パーティーに参加するなど活動的に暮らしている。Mさんは、言葉でのコミュニケーションはできないが、2014年8月からパソコンでのコミュニケーション方法を練習していた。現在は、Mさんの視線を捉え、絵文字を選択するか、文章を選択することのできるソフトを活用し、他者とコミュニケーションをとることができる。JAGのスタッフもMさんがツールを使ってコミュニケーションできないかを家族と一緒に考え、企業と交渉し、現在の視線を捉え、コミュニケーションできるソフトを使うことになった。

また、JAGの広報活動として、学校などの教育機関や首都の国会議事堂前等で、パーソナルアシスタンスの必要性についてプレゼンテーションをスタッフと一緒にしている。

Mさんのパーソナルアシスタンスは、「何をしたいのか」「次はどうするか」というMさんの意思を確認しながら支援を行う。この中で重要とされるのは、言葉でのコミュニケーションがなくても代替手段を用いながら、Mさんの意思を確認することであるという。現在は、家族と暮らしてはいるが、

表1. Mさんの一日の行動

8:00	起床。パーソナルアシスタンスによって着替え、朝食。
9:00	国民大学（folkuniversitet）で手作りのサンドイッチ、ケーキ等を販売（週2日、2時間程度）。 視線を捉えてコミュニケーションできるソフトを使用し、学生たちとも会話。
11:30	自宅で昼食
14:00	JAGの日中活動支援として別のカフェで働く（週2日、2時間程度）。 ※このカフェは重度の自閉症のある当事者が中心になって運営し、Mさんとパーソナルアシスタンスが手伝う。
17:00	帰宅・夕食
21:00	就寝

※筆者作成

JAGのスタッフは、Mさんの独り暮らしも念頭に置きながら、近い将来は、一人で生活できるように支援していく方向である。Mさんが独り暮らしという選択をできるように、少しずつ体験をさせていくことをJAGの支援の方向性としている。

(2) 重度の障害者の地域生活②

Cさん（女性・40代）は重度の知的障害と身体障害があり、車いすを使用しながらアパートで独り暮らしをしている。Cさんも長年パーソナルアシスタンスサービスを利用しているが、JAGによるサービスを利用するようになったのは5年前である。それまでは、コミュンからのパーソナルアシスタンスサービスを利用していた。Cさんの母親LさんもCさんのパーソナルアシスタンスとして登録し、派遣してもらっている。現在、母親を含む2人のパーソナルアシスタンスを雇用している。パーソナルアシスタンス及びJAGのスタッフは、Cさんの家族や友人との連絡調整も支援している。お菓子やパンを焼いたり、ボウリングに行ったり、音楽を聴くのが好きである。日中活動は、Mさんと同様に、JAGの提供する日中活動部門で、週2日程度、学

校やカフェでCさんがパーソナルアシスタンスと一緒に焼いた手作りのパンやケーキを販売している。また月1回程度、JAGの広報活動として、Mさんと同様に、学校などの教育機関等でパーソナルアシスタンスの必要性やCさん自身の生活についてプレゼンテーションをスタッフと一緒にに行っている。

Cさんは感情のコントロールが難しい面もあり、大声で泣くこともある。Cさんの母親でもあり、パーソナルアシスタンスでもあるLさんは、高齢であるが、Cさんのことをよく理解して関わっており、Cさん自身も情緒面で不安定になったときでも、Lさんの声かけにより落ち着いて活動に取り組むことができる。JAGのスタッフも、Cさんの様子について定期的に確認を行ったり、感情のコントロールが不安定になったときは、落ち着いてからCさんの気持ちを聴くなどし、情緒面でのサポートも重視している。

2-3 当事者団体による地域生活支援

地域での生活を基本とするスウェーデンにおいて、前項のように、障害の程度が重度の場合でも可能な限り自宅で支援を受けながら生活を送っている。そして、当事者の生活スタイルに合わせ、徹底した個別支援を行っているということが前項の例からもわかるだろう。LSS法成立から26年経過し、地域生活支援、障害当事者の権利擁護及び意思決定支援の強化に、より一層焦点を当て当事者の社会参加の実現を目指している。

このような地域生活を支える鍵となるのが、スウェーデンにおいては、パーソナルアシスタンスであるといえる。サービス提供主体として、コミュニティが提供する支援¹⁶⁾もあるが、スウェーデンの場合はLSS法により保障されているため、公的なサービスと当事者団体や民間等が提供するサービスの質にはそれほどの違いは感じられない。当事者団体が提供する場合は、行政に対してサービス改善やLSS法の改正に働きかけることができるということと、当事者のことをよく理解し、家族や当事者の立場に寄り添っ

16) 清原（2017）を参照。

た支援が可能というメリットが考えられる。Mさんのように、JAGからパーソナルアシスタンスを5人派遣してもらい、日々の生活を送っているケースは決して珍しくはない。前述したように、パーソナルアシスタンスの1週間の労働時間は非常に厳格に規定されており、週40時間を超えないようになっている。そのため、1人のパーソナルアシスタンスが障害者の介護を24時間行っているわけではない。また、スウェーデンの支援の方針として、非常に重要なのが、当事者ができることは手伝わないことである。時間がかかっても自分でできることは、パーソナルアシスタンスや他の支援者が手伝うことはない。当事者が本当に必要なことのみを手伝うという考え方であるが、これを可能にするためには、当事者と支援者の関係性の構築や支援者が当事者の可能性を全面的に信頼することが求められる。

前項の支援の実際のように、LSS法によるサービスとして、日中活動やパーソナルアシスタンスサービスを提供し、重度の障害のあるMさん及びCさんの地域生活を支えているが、彼女たちの「できること」に着目をしながら、社会や地域と触れ合う居場所を作る。それだけではなく、当事者が作った食べ物を販売することにより達成感を感じてもらうことが重要であることがわかる。また、サービス利用に関してサービス提供者の選択やパーソナルアシスタンスを雇用する際の選択、日中活動など、さまざまな日常の場面で当事者自身が「選択」する機会を重視されているといえる。LSS法第6条には、当事者の自己決定を尊重した支援について規定され、支援は当事者の意思に基づいてなされなければならないとされているが、それを具現化しているといえる。JAGのスタッフは、「障害の程度が重度であろうとも、本人抜きに決めることはできない。彼らには意思があるので、私たちはさまざまな場面で選択の機会を作り、彼らの意思を確認することが大事であると思う」と話していた¹⁷⁾。また、「私達は、子どものときから自分自身の考えや意見を大切だと考えている。例えば、親同士が話し込んでいるときに、自分の子

17) 2018年のJAGのスタッフへのインタビュー調査による。

どもが割り込んできたり、騒いだりしたときに、まずは、子どもに目を向けて、何が言いたいのかを聴くようにする。障害があろうとなかろうと、それが基本ではないか。」と言うが、その考えは支援の根幹でもあるといえるのではないだろうか。

JAGの役割は、当事者及びその家族に寄り添った支援が可能であることと、コミュニケーションや政府の監視役ともなることができる。また、コミュニケーションや政府と対立の関係ではなく、対等であり、時に連携しながら当事者中心の支援を展開することができる。また、当事者もコミュニケーションや政府に働きかける役割を持つことで、双方の立場を共有することも可能となる。その前提として、当事者を意思あるものとして、主体的な存在であると捉えることが必要になると考えられる。

第3節 当事者主体の支援—共生社会の方向性—

スウェーデンにおいては、歴史的な面からも当事者団体の活動が障害福祉政策に大きな影響を与えてきた。そして現在も当事者団体の活動や広報により、行政の政策に対して監視する役割も担っている。その影響もあり、LSS法も何度も改正され、現在に至る。法律が施行された当初は、障害児を対象とはしていなかったが、今では、障害児も対象とし、支援の幅や障害児・者の権利についても言及されるようになり、まさに「権利法」としての意義が深まってきたといえる。そして、2000年初期の頃は、軽度の障害者が地域で自立した生活をし、重度の障害者はグループホームなどの小規模のホームで暮らしているというイメージであったが、重度の身体障害・知的障害、あるいは言葉でのコミュニケーションに困難を抱えていても地域での生活を継続することができるようになってきている。そこで、本節では、スウェーデンにおける重度障害者の地域生活支援について課題を総括し、今後日本において障害者の社会参加の実現、ひいては共生社会の実現に向けての方向性を提示したい。

(1) 当事者の意思決定に基づく支援

障害者を意思のある、主体的な存在として捉えることが重要である。私達は、特にコミュニケーションのとれない重度の障害があると、できない面ばかりを見て、代わりに「やってあげる」ことが良いと思いがちである。日本の重度の障害児・者を見ると、圧倒的に社会での経験が少なく、選択するという経験が少ないのが現状である。住む場所にしても、施設しか住む場所を知らなければ、地域での生活は想像することができない。障害のない人が経験し、さまざまな場面で選択する機会があるにも関わらず、障害により選択場面が圧倒的に制限されてしまう。それこそ、ノーマライゼーション原理で、ニイリエが提唱した8つの原理¹⁸⁾のように、日常生活の様式や条件を社会の主流にある人々の標準や様式に可能な限り近づけることという考えは、障害者の社会参加を実現するにあたって、必須であるといえる。

言葉によるコミュニケーションが困難な場合でも前節のMさんのように、ツールを使いながら意思確認ができるのである。スウェーデンにおいては、様々なツールを活用することにより、当事者の意思を確認する場面が多くなっていると考えられる。それは、言語も異なる移民や難民を受け入れることで、より一層意思決定に基づく支援が重視されるようになったともいえるだろう。日本においては、いつの間にか当事者の意思ではなく、支援者の意思にすり替えられてしまう可能性を懸念するようであるが、「言葉で伝えなくても気持ちを察する」ようであれば、いつしか支援者の意思にすり替えられてしまう可能性はあるだろう。そこには、やはり、「重度の障害者は何もわかっていない」という支援者側の考えもないとは言いきれない。

日本においては「障害福祉サービス等に係る意思決定支援のガイドラインについて」(平成29年)の中で、意思決定支援の定義等を示しており、障害

18) ①1日のノーマルなリズム、②1週間のノーマルなリズム、③1年のノーマルなリズム、④一生のノーマルな経験、⑤本人の選択や願いの尊重、⑥男女が共に暮らす世界、⑦ノーマルな経済水準、⑧地域に住み、公共施設などにアクセスしやすい、利用しやすいことという8つの原理を提唱した。

福祉サービスを利用するにあたって、本人の意思決定が反映された支援計画を作成すること等を地方自治体に通知している。地域移行、共生社会の実現を政府の方針とするのであれば、軽度の障害者だけではなく、重度と言われる障害者も地域社会での生活が可能であること、そのためには、当事者の意思を確認できるようなコミュニケーション・ツールの活用も考慮し、個別に支援していくことが重要である。「できない」から「させない」のではなく、当事者一人ひとりが「何ができるか」を見つけ、支援に繋げていくことが現場の実践には求められる。

(2) 多機関・多職種との連携

スウェーデンにおいては、JAGのような当事者を中心とした団体やさまざまな機関、専門職、行政等が分野を超えて重度の障害者の地域での生活を支えているといえる。政府もコミューンも当事者団体と対立ではなく、時にぶつかり合い、時に連携しながら、政策・制度を見直している。また、JAGのスタッフが、「コミューンとの連携は重要」と話していたが、地域生活の中心であるのは当事者であり、行政とも当事者が必要な支援やサービスはお互いに共有していくことを示していると考えられる。また、地域で生活をするということは、専門職だけではなく、友人や家族、近隣住民などさまざまな人や関係機関を活用していくことになる。障害の程度が重度か軽度かに関係なく、障害者を生活の主体であることに目を向けることが重要であるといえる。

近年、日本においては、地域移行や多職種との連携が強調されるようになったが、単純に入所施設者数を減らしグループホーム等の地域移行者数を増やすことを目的とする計画ではなく、障害者を「生活者」として捉える視点を支援者が持つことが重要である。そして、「生活者」を中心とした多機関・多職種との連携が可能となるシステムを構築していかないと、障害者が「生活者」として地域での生活を送ることは可能にならないといえる。

(3) 家族を含めた支援体制

日本において、特に重度の障害者の場合は家族を含めた支援体制が必須である。親と共に長い間生活をするケースとその逆に早くから施設に入所させるケースがあるが、いずれにせよ、障害のある子どもを抱えた家族にとっては、家族との関係性は非常に強い。

児玉（2019）は、「日本の障害者福祉では、『障害児者一人と、頑健な両親および家族』という家族モデルのみが想定されているが、親も生身の人間として疲れ、病み、老いる身体的脆弱性のほかに、親が抱えうる精神的脆弱性もそこでは埒外に取り残されている。（中略）重い障害のある子どもの母親が時に心を病むのは、ただ介護負担のためというよりも、負担の多い子育てからくる心身のストレスと他の生きづらさとが互いに増幅しあう消耗的な状況に追い詰められるためだと思う。」と課題を指摘している。また、児玉は、専門職との隔たりや社会の無関心にも言及している。さらに、日本においては医療、福祉、教育等の領域で専門職は、障害児・者の家族が関わりすぎることを拒み、専門家に任せてほしいと考えるケースもあるが、家族自身も抱えている自責の念や子どもの幸せを考える親の思いにどこまで気づくことができるかが重要ではないだろうか。

18歳で子どもが独立することが当たり前となっている社会であるスウェーデンにおいても、障害のある子どもを持つ家族の結びつきは、強い。しかし、支援を「国民の権利」として捉えることもあり、生まれる前から亡くなるまで何らかの支援を権利として受けることができる。そこにあるのは、「社会の無関心」や「専門職の隔たり」を感じ、孤独や生きづらさを抱えこんでしまう日本の現状とは異なる。家族は、専門職、行政、当事者団体等、何らかの形で、繋がりがあるのがスウェーデンである。行政の職員やJAGのスタッフも「家族を抜きにして支援は考えられない」と言い、本人の思いと家族の思いを聴き、支援体制を作っている。前節のMさんとCさんも親との繋がりが強く、親と一緒に暮らしていたり、親がパーソナルアシスタ

ンスの一人としてCさんの支援をしていたりする。どちらの親も高齢になりつつある中で、Mさん、Cさん自身の支援のネットワークの中に、組み込まれ、家族に対する見守りや相談も可能にしている。家族を除外するのではなく、家族も当事者の生活を支える一部であり、生身の人間であるということ意識し、繋がりをサポートしていく体制作りこそが必要であると考ええる。

おわりに

スウェーデンにおいては、当事者団体が障害福祉政策に大きな影響を与え、障害者が主体となり、行政に自分たちの声を届けているということが鍵となっている。概観してきたように、JAGにおいても、広報・普及活動として、重度障害者が地域での生活を可能にするパーソナルアシスタンスの必要性やLSS法の意義をあらゆる場所で伝えていくことを重視している。当事者の声であるからこそ、伝える声に重みが増す。それでもせめぎ合いはあり、政府は、予算を難民受け入れやLGBT支援など新しい課題に充たさせるなど対応に追われているのは事実である。権利法LSS法に関しても、特にパーソナルアシスタンス・サービス利用については、2019年より複数のパーソナルアシスタンスを雇用する際の条件が厳しくなり、また、対象者の幅を狭める対応をするということが現状では窺える¹⁹⁾。しかし、政府が制限すると、当事者団体の声は強まるというのもスウェーデンであるといえる。ここで重要であるのが、障害者を主体として捉え、彼らの意見を聴くことを政府が実践していることであろう。その意味では、当事者とのせめぎ合いの中から障害福祉政策の発展に繋がっているといえる。

日本においては、ようやく障害者の意思決定の尊重について意識されるようになったが、未だ「弱者」であり「特別な存在」として捉える考えが残っている。一方で意思決定の尊重を主張し、地域移行を掲げているにも関わらず、現場での実践と乖離している印象を受けてしまうのである。障害の程度

19) 清原 (2017) を参照。

に関係なく、障害者の地域生活を可能にしていくためには、障害者の意思決定支援や権利擁護、包括的な連携システムを構築する等、適切な準備が必要である。一人の人間として捉えていく視点が重要であり、支援を受けることを権利として認めていくことが必要なのである。そのためには、スウェーデンにおける実践面や支援の仕組みを参考にすることは一つの手がかりとなると考えられる。ただ、スウェーデンのシステムを参考にするには、マクロレベルの政府の政策面、メゾレベルのコミュニティの役割や当事者団体の役割、そしてミクロレベルの現場の実践面という全体で捉え、分析する必要がある。

今後、日本における障害者の地域生活を可能にしていくために、スウェーデンにおける当事者の生活について実態調査を深めると同時に、日本においても現場における実践や課題を明らかにし、両国の実態を丁寧に分析して積み重ねていくことを課題とする。

<参考文献>

- 石原孝二ほか編（2016）『精神医学と当事者』東京大学出版会。
- 上野千鶴子（2011）『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』太田出版。
- エルメル、Åほか編（2010）／清原舞訳「スウェーデンの社会政策第6章「社会サービスとそれに関連するケアとサービス」」『桃山学院大学社会学論集』第44巻第1号、桃山学院大学総合研究所。
- 岡沢憲英（2009）『スウェーデンの政治—実験国家の合意形成型政治—』東京大学出版会。
- 岡部耕典編（2017）『パーソナルアシスタンス—障害者権利条約時代の新・システムへ—』生活書院。
- カールスタッド・コミュニティホームページ（Karlstad Kommun）：
<https://karlstad.se/>（検索日：2019/9/13）。

- 河東田博（1992）『スウェーデンの知的しょうがい者とノーマライゼーション—当事者参加・参画の論理—』現代書館.
- 河東田博（2009）『ノーマライゼーション原理とは何か—人権と共生の原理の探究—』現代書館.
- 河東田博（2013）『施設化と地域生活支援：スウェーデンと日本』現代書館.
- 木口恵美子（2014a）「自己決定支援と意思決定支援—国連障害者の権利条約と日本の制度における「意思決定支援」—」『東洋大学福祉社会開発研究』6号.
- 木口恵美子（2014b）『知的障害者の自己決定支援—支援を受けた意思決定の法制度と実践—』筒井書房.
- 北野誠一（2015a）『ケアからエンパワーメントへ—人を支援することは意思決定を支援すること—』ミネルヴァ書房.
- 清原舞（2009）「障害者の生活保障と生活支援—スウェーデンのコミュンでの事例研究に基づいて—」桃山学院大学『社会学論集』第43巻第1号，桃山学院大学総合研究所.
- 清原舞（2010）「日本におけるスウェーデン福祉研究」桃山学院大学『社会学論集』第43巻第2号，桃山学院大学総合研究所.
- 清原舞（2011a）「知的障害者の権利擁護—スウェーデン全国知的障害者協会（FUB）の活動を手がかりに—」桃山学院大学『社会学論集』第44巻第2号，桃山学院大学総合研究所.
- 清原舞（2011b）「21世紀の障害者福祉政策の方向性—2000年の行動計画とその総括—」桃山学院大学『社会学論集』第45巻第1号，桃山学院大学総合研究所.
- 清原舞（2012）「身体障害者福祉政策の歴史的展開」桃山学院大学『社会学論集』第45巻第2号，桃山学院大学総合研究所.
- 清原舞（2016）「障害者の地域生活支援体制の構築に向けて—スウェーデン・カールスタッド・コミュニティにおける実践を手がかりに—」『桃山学院大学社会学論集』第49巻第2号，桃山学院大学総合研究所.
- 清原舞（2017）「地域社会における当事者主体の障害者支援システム—スウェーデンのパーソナルアシスタンス制度とその課題—」桃山学院大学『社会学論集』第51巻第2号，桃山学院大学総合研究所.
- 厚生労働省（2017）「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて」
- 児玉真美（2019）『殺す親 殺させられる親—重い障害のある人の親の立場で考える

尊厳死・意思決定・地域移行―』生活書院.

差別オンブズマンホームページ：

<https://www.do.se>（検索日：2019/10/20）

スウェーデン国会ホームページ：

Lag (1993:387) om stöd och service till vissa funktionshindrade:

<https://www.riksdagen.se>（検索日：2019/9/21）

高島昌二（2007）『スウェーデン社会福祉入門―スウェーデンの福祉と社会を理解するために―』晃洋書房.

竹端寛（2013）『権利擁護が支援を変える―セルフアドボカシーから虐待防止まで―』現代書館.

中西正司・上野千鶴子（2003）『当事者主権』岩波新書.

仲村優一ほか編（1998）『世界の社会福祉―スウェーデン・フィンランド―』旬報社.

長瀬修ほか編（2012）『障害者の権利条約と日本―概要と展望―』生活書院.

ニイリエ, B（1998）河東田博ほか訳編『ノーマライゼーションの原理―普遍化と社会変革を求めて―』現代書館.

Föreningen JAG (2013). *JAG ÄR MED! Om personlig assistans och barns delaktighet i familjeaktiviteter.*

Bergstrand.B.O (2005). *LSS och LASS: stöd och service till vissa funktionshindrade 2005.* Bokförlaget Kommunlitteratur.

毎日新聞「旧優生保護法を問う スウェーデン、手術2万人 『福祉国家』も強制不妊 男性『人生戻らない』」（2018年4月16日）

JAGパンフレット（2018年）

JAGホームページ：<https://jag.se/>（検索日：2018年3月9日）

Ratzka.A.D (2003). *Independent Living in Sweden.* (Internet publication
URL: www.independentliving.org/docs6/ratzka200302b.html)

ラッカ, A.D（1991）河東田博ほか訳『スウェーデンにおける自立生活とパーソナル・アシスタンス―当事者管理の論理―』現代書館.

Directions of the Social Support System
in the Community for the Severely Disabled:
Based on Self-Determination Activities of JAG
(Jämlikhet Assistans Gemenskap)

KIYOHARA Mai

I have been exploring directions of the social support system in the community for the disabled in Japan through studying Swedish social work for the disabled by literature and field surveys. This paper aims to show directions for the inclusive society by researching self-determination activities of JAG which is an organization of disabled in Sweden.

First, I examine activities of organizations of the disabled and their cooperation with the central government and municipalities through over-viewing the history of policies for the disabled in Sweden. Second, by referring case studies which I carried out in Karlstad, I introduce the social support system in the community for the disabled in which the severely disabled can choose their own life. Third, I show directions of the social support system in the community for the severely disabled and search for possibilities of constructing the inclusive society in Japan.

Keywords : Organizations of Disabled, Sweden,

Social Support System in the Community, Self-Determination

<研究ノート>

Il chiostro come una forma della coscienza

SAITO Caterina Caoru

Keywords : coscienza, chiostro, labirinto, uscita, soggettività

1. A che parte si deve trovare l'uscita della conoscenza della coscienza?

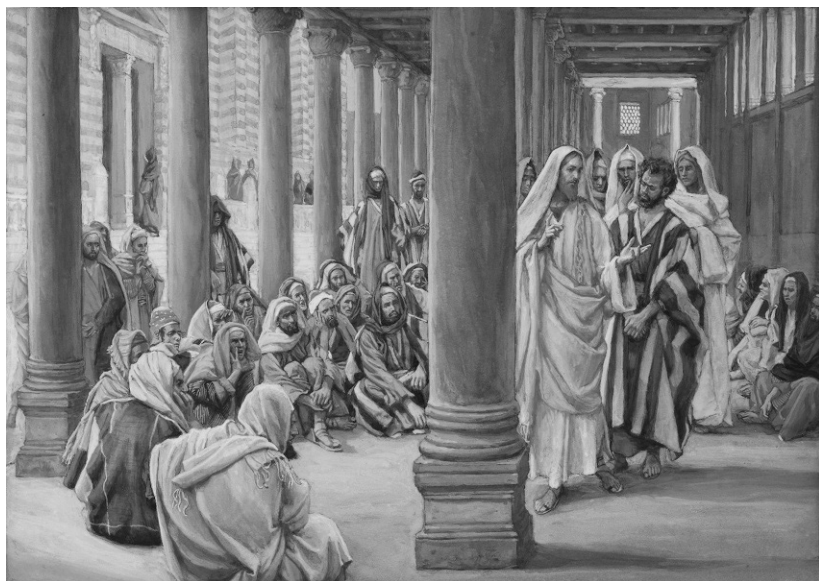
L'uomo è un enigma. Non è una macchina, non è una fiera, e non è senz'altro Dio; ma talvolta è insensibile come una macchina, talvolta è brutale come una fiera, e talaltra è arrogante e prepotente come se fosse Dio. Lo spavento concreto dell'enigma dell'uomo è più disumano sotto l'aspetto relativo che sotto l'aspetto fisico, proprio l'uomo è come una canna al vento nel suo essere come un animale sociale. Eppure, nonostante ciò, l'uomo è, mentre invece, anche qualche possibilità per essere come un essere semplice che non sarebbe nient'altro che un uomo solo, affrontando il suo essere come un enigma. E tal affrontamento è proprio il cosiddetto fenomeno della coscienza.

Nell'area della cultura europea, dall'antica Grecia all'oggi, si esprime il fenomeno della coscienza come <qualche cognizione con

qualcuno»: a dirla oppostamente nell'area della cultura europea, dall'antica Grecia all'oggi, non si sente il bisogno di un'altra espressione felice continuamente quando si racconta la esperienza del fenomeno della coscienza come «qualche cognizione con qualcuno», o può darsi che non ci sia campo spigliato di pensare a un'altra espressione felice continuamente. Comunque, cioè in greco antico «*συν-εἶδησις*», in latino «con-scientia», in italiano «co-scienza», in tedesco «Ge-wissen», in francese ed inglese «con-science» eccetera, le cose sulle strutture delle lettere che mostrano il fenomeno della coscienza stanno così¹⁾.

Queste cose sulle strutture delle lettere che mostrano il fenomeno della coscienza per primo fanno un interrogatorio in contraddittorio, a parte un interrogatorio del fenomeno della coscienza come qualche voce interiore che accuserebbe etica e morale del soggetto d'azione, come grave questione che identificherebbe «con chi», cioè «con chi il soggetto avrebbe qualche cognizione nella conoscenza della coscienza?», mettendo in rilievo un certo labirinto inevitabilmente seguentemente. Nella conoscenza della coscienza c'è veramente severamente qualche voce come un certo interrogatorio che darebbe qualche ordine di fare «qualche cognizione con qualcuno» subito, ma c'è sempre anche una grave questione come un altro interrogatorio in contraddittorio, che accompagna la voce logicamente inevitabilmente nella

1) Cfr. Caterina Caoru Saito, Lo sviluppo della teoria della coscienza di Kant: il Significato e il limite della teoria della coscienza di Kant, in *Φιλοσοφία*, il giornale scientifico del dipartimento di filosofia, n.14, Università di Kobe, scritto in giapponese, 1998. Cfr. Saito, Caterina Caoru, Dove mai va la trascendenza nel fenomeno della coscienza?: una paragone della teoria della coscienza di Heidegger con la teoria della coscienza di Bonhoeffer, in *Φιλοσοφία*, il giornale scientifico del dipartimento di filosofia, n.16, Università di Kobe, scritto in giapponese, 2004. Cfr. Saito, Caterina Caoru, La coscienza e la resilienza: una considerazione preliminare per il progetto di una nuova comprensione del fenomeno della coscienza oltre Kant, Schopenhauer, Heidegger, Bonhoeffer e Grundtvig, in: *St. Andrew's University Sociological Review*, vol.50, n.2, 2016.



Gesù cammina nel Portico di Salomone²⁾

conoscenza della coscienza, e che aprirebbe l'ingresso di un certo labirinto della coscienza senza concreta risposta alla voce come una concreta uscita nella vita quotidiana.

Con tutto ciò, ma che cos'è «qualche cognizione con qualcuno»? Come decorre la esperienza del fenomeno della coscienza? Comunque si sia, si apra l'ingresso di un certo labirinto o no, se sarebbe una esperienza interna, deve essere un certo chiostro interno del soggetto; perché qualche cognizione come qualche consenso del plurale verrebbe generalmente tramite i pensieri molti e profondi come l'andamento del chiostro, ed infatti

2) James Tissot (1836–1902), *Jésus se promène dans le portique de Salomon*, 1886–1896, Brooklyn Museum. Questa pittura mostra in un certo senso doppio chiostro, perché per le persone in questa situazione anche Gesù stesso è fondamentalmente un altro chiostro. Le persone riescono a concentrare l'attenzione sulla struttura che è composto dal racconto di Gesù, lasciando la quotidianità sotto la struttura del chiostro.



Purificazione del tempio³⁾

veramente si va sempre al chiostro vero quando pensa coscienziosamente, ne gli esempi diversi si riesce a citare anche nella Bibbia.

2. Alcuni articoli che abbiano a che fare con la coscienza nella Bibbia

Guarigione alla piscina di Betesda

Dopo questi avvenimenti, C'era una festa dei Giudei e Gesù sali

3) El Greco (1541–1614), *Purificazione del tempio*, c.1570, Minneapolis Institute of Arts. Questa pittura è più suggestiva per conseguenza dell'espressione rinascimentale. Le persone che fanno massa non riescono a contrattaccare Gesù, perché probabilmente consapevoli dei motivi d'atti di Gesù. Anche i grandi uomini di quei tempi non spiccano una parola, occupando un po' di posto in basso a destra. Ed il cielo è infinitamente azzurro, riflettendo il suo colore sui cappelli delle certe persone.

a Gerusalemme. A Gerusalemme, presso la porta delle pecore, c'è una piscina, chiamata in ebraico Betesda, con cinque portici. Sotto questi portici giaceva una moltitudine di infermi, ciechi, zoppi, invalidi [che aspettavo il movimento dell'acqua. Un angelo infatti ad intervalli scendeva nella piscina e agitava l'acqua: il primo ad entravi dopo l'agitazione dell'acqua guariva da qualsiasi malattia]. C'era là un uomo infermo da trentotto anni. Gesù, vistolo disteso e saputo che si trovava già da molto tempo in quello stato, gli dice: «Vuoi guarire?». Gli rispose l'infermo: «Signore, non ho un uomo che mi getti nella piscina quando l'acqua viene agitata; e mentre io mi avvio per andare, un altro vi scende prima di me». Gli dice Gesù: «Alzati, prendi il tuo giaciglio e cammina». L'uomo fu guarito all'istante, prese il suo giaciglio e camminava⁴⁾.

Questa scena di cinque portici suggerisce l'importanza della soggettività per il ristabilimento sociale e il ritorno secolare di una persona: Gesù indica che occorre non la condizione sociale ma la soggettività personale per guarire essenzialmente. E certamente una cosa che degna di nota è la semplicità della persona, che deve essere meditare, considerando la durata della sua vita di trentotto anni.

Gesù Messia-pastore e le sue pecore

A Gerusalemme ricorreva allora la festa della Dedicazione. Era inverno e Gesù passeggiava nel tempio, sotto il portico di Salomone. Lo circondarono i Giudei e gli dicevano: «Fino a quando ci tieni con l'animo sospeso? Se sei il Cristo, diccelo apertamente».

4) La Bibbia, Vangelo secondo Giovanni 5,1-9.

Rispose loro Gesù: «Ve l'ho detto e non credete. Le opere che faccio in nome del Padre mio, esse mi rendono testimonianza. Ma voi non credete, perché non siete delle mie pecore. Le mie pecore ascoltano la mia voce e io le conosco e mi seguono. Io do loro la vita eterna e non periranno mai; e nessuno le strapperà dalla mia mano. Il Padre mio che me le ha date è più grande di tutti e nessuno le può strappare dalla mano del Padre. Io e il Padre siamo uno». I Giudei raccolsero di nuovo delle pietre per lapidarlo⁵⁾.

Questa scena del portico di Salomone suggerisce una cosa che si rivela in tal luogo: in altre parole per certa gente tal luogo non è per meditare o esitare, ma è per persistere nel suo intento; Gesù indica che anche l'atteggiamento delle persone che non credono l'opere di Gesù ha la soggettività in tal luogo, in altre parole la soggettività della persona abbia qualche condizione superiore a qualche potere vincolante di tal luogo.

La potenza del nome di Gesù

Poiché quegli si teneva stretto a Pietro e a Giovanni, tutto il popolo corse verso di loro sotto il portico detto di Salomone, con grande stupore. Pietro, vedendo ciò, prese a parlare al popolo: «Uomini d'Israele, perché vi meravigliate di questo fatto? Perché guardate verso di noi, come se per nostra forza o per nostra bontà avessimo fatto camminare quest'uomo? Il Dio di Abramo, d'Isacco e di Giacobbe, il Dio dei nostri padri ha glorificato il suo servo Gesù, che voi avete consegnato e rinnegato davanti a Pilato, mentre egli aveva deciso di liberarlo. Voi avete rinnegato il santo

5) La Bibbia, Vangelo secondo Giovanni 10, 22–31.

e il giusto, avete chiesto che vi fosse fatta grazia di un assassino e avete ucciso l'autore della vita. Ma Dio lo ha risuscitato dai morti e noi ne siamo testimoni. È per aver avuto fede in lui che quest'uomo, che voi vedere e conoscete, è stato risanato in virtù del suo nome. Sì, la fede, che è già suo dono, ha dato a costui la piena guarigione di fronte a tutti voi ⁶⁾.

Questa scena del portico di Salomone suggerisce la precedenza dell'emancipazione, che è avanti con una certa nuova gioia del ristabilimento sociale e l'esaltazione del ritorno secolare di una persona; esponendo la scelta soggettiva della persona per fuggire dalle ottiche solite. Si sottintende che la soglia di una certa nuova gioia è la soggettività della persona.

Miracoli degli apostoli

Per mano degli apostoli avvenivano molti miracoli e prodigi in mezzo al popolo. Tutti stavano insieme uniti e concordi nel portico di Salomone. Nessuno degli altri osava unirsi ad essi, ma il popolo ne faceva grandi lodi. Sempre più andava aumentando il numero dei credenti nel Signore, una moltitudine di uomini e di donne, tanto che i malati venivano portati nelle piazze e posti su lettini e barelle perché, quando Pietro passava, almeno la sua ombra ricoprissi qualcuno di loro. La folla confluiva anche dalle città attorno a Gerusalemme, portando malati e persone tormentate da spiriti immondi, i quali tutti venivano guariti⁷⁾.

6) La Bibbia, Atti degli Apostoli 3,11–16.

7) La Bibbia, Atti degli Apostoli 5,12–16.

Questa scena del portico di Salomone suggerisce i significati sociologici della formazione del luogo particolare che sarebbe formato così dai vasi di elezione formalisticamente e superficialmente. È che in un certo senso per formare questo luogo concorsero molte persone che ebbero ruoli diversi inclusi «Nessuno degli altri», «il popolo», e «una moltitudine di uomini e di donne» fondamentalmente e sostanzialmente.

Difesa di Paolo

Paolo, dopo che il governatore gli fece cenno di parlare, rispose: «Sapendo che da molti anni tu sei giudice di questo popolo, di buon animo io mi accingo a difendere la mia causa. Tu ti puoi assicurare che non è più di dodici giorni che io sono salito a Gerusalemme per fare adorazione. Non mi hanno trovato né nel tempio in disputa con alcuno o a provocare subbuglio tra la folla, né dentro le sinagoghe né per la città. Non ti possono portare le prove di ciò di cui ora mi accusano. Anzi ti confesso che io servo al Dio dei miei padri, secondo la Via che essi chiamano setta, credendo a tutto ciò che è conforme alla legge e che è scritto nei profeti. Ho in Dio speranza, che anch'essi condividono, che vi sarà una risurrezione dei giusti e degli iniqui. Perciò anch'io procuro di mantenere una coscienza irreprensibile davanti a Dio e davanti agli uomini, in ogni occasione. Dopo molti anni, io ora me ne sono venuto allo scopo di portare delle elemosine al mio popolo e di offrire dei sacrifici. Così mi hanno trovato nel tempio, purificato, al di fuori di ogni assembramento o tumulto. Furono alcuni Giudei dell'Asia a trovarmi, quelli che avrebbero dovuto ora presentarsi qui ad accusare, se avessero qualcosa contro di me. O questi stessi

dicano se hanno trovato qualche cosa di riprovevole quando stavo davanti al sinedrio, se non questa sola parola che io ho gridato stando in mezzo a loro: “È a motivo della risurrezione dei morti che io sono oggi in giudizio di fronte a voi”»⁸⁾.

In questa scena della giustificazione con la parola «coscienza» Paolo nega che la sua coscienza disonori il tempio e il sinedrio, facendo accenni a loro, cioè i luoghi che somigliano al chiostro fondamentalmente; dunque in questa scena Paolo suggerisce l'utile di loro per conservare, mantenere, e dimostrare la soggettività del soggetto nel fenomeno della coscienza.

3. Il chiostro come una forma della coscienza che darebbe l'uscita della conoscenza della coscienza

È naturale, o non c'è nient'altro da fare, che un soggetto dell'esperienza della conoscenza della coscienza esiti; perché la coscienza, qualche voce come un certo interrogatorio che darebbe qualche ordine di fare «qualche cognizione con qualcuno» subito, veramente naturalmente mette il soggetto in pericolo mondano. Ma tuttavia tal esitazione deve essere una certa attività intellettuale spiritualmente. Tal esitazione deve essere una certa attività umile seriamente nella tutta la spiritualità del soggetto, non come una cosa al labirinto ma come una cosa al chiostro, e dovrebbe essere realizzabile, infatti veramente dalle cose delle Sacre Scritture si riesce a prendere qualche direzione dell'uscita alla realtà sociale.

Sin dall'antichità il chiostro, sfuggendo al tempo burrascoso sotto il tetto, sfuggendo al rischioso fastidioso quotidiano su un lato del muro, è sempre aperto verso il cielo azzurro: nel corso della storia il chiostro, come anche le

8) La Bibbia, Atti degli Apostoli 24,10-21

Sacre Scritture descrivono, è sempre non solo lo spazio religioso che difende e protegge l'atto di silenzio ma anche lo spazio pubblico che difende e protegge l'atto di racconto. Si potrebbe sviluppare il fenomeno della coscienza così. Si potrebbe trovare l'uscita della conoscenza della coscienza così. E veramente non si potrebbe fare diversamente da così. Il tetto, un lato del muro, e il cielo azzurro: occorre quelli per sviluppare sanamente il fenomeno della coscienza.

Ma perché dunque che cos' è l'azzurrità del cielo, che sia assicurata con il tetto e un lato del muro? A saperne, è inutile dire che questo tipo di domanda dovrebbe andare laboriosamente su una strada stretta fra la logica e la sensibilità, e che questo tipo di domanda dovrebbe svelare sociologicamente la situazione del soggetto del pensiero più o meno, si dovrebbe anche meditare necessariamente sull'uscita della conoscenza della coscienza; perché il profilo essenziale dell' essere umano si potrebbe sapere più bene dall'angolo relativo non solo esistenzialmente ma anche sociologicamente, come l'azzurrità del cielo si potrebbe sapere più bene dall'interno dell'edificio che aperto all'esterno.

L'azzurrità del cielo, non è un concetto ontologico che descrive qualche situazione del cielo di sé stesso, è un concetto epistemologico che compone qualche relazione con fra il mondo creato dal creatore e l'essere umano. Quando si pensa al fenomeno della coscienza interpretando il luogo del chiostro allegoricamente, anche l'azzurrità del cielo, come un concetto epistemologico allegoricamente, può appoggiare il soggetto della conoscenza della coscienza verso l'uscita del fenomeno della coscienza: quando il soggetto della conoscenza della coscienza sento l'azzurrità del cielo, può trovare alcune scelte verso la realtà sociale, conoscendo il creatore che il cielo suggerisce, e riconoscendo la sua posizione come una creatura.

Insomma, la struttura del chiostro può comporre un certo luogo dinamico che agisca sulla conoscenza della coscienza. E così se si comprendesse «qualcuno» di «qualche cognizione con qualcuno» nel fenomeno della coscienza non come un soggetto con personalità, cioè per esempio Dio o gli altri sociali, ma come una struttura dinamica con «spazio e tempo» per comprendere sé stesso, si farebbe strada per sfondare la fragilità che non si allontana finora dalla storia del pensiero sul fenomeno della coscienza⁹⁾.

Bibliografia

- Boehm, C.**(2012), *Moral Origins: The evolution of Virtue, Altruism, and Shame*, Basic Books.
- Bonhoeffer, D.**(1998), *Widerstand und Ergebung*, hrsg. v. Gremmels, C., Bethge, E. u. Bethge, R. in Zusammenarbeit mit Tödt, I.(DBW 8), Gütersloh.
- Id.**(1998³⁾), *Ethik*, hrsg. v. Tödt, I., Tödt, H. E., Feil, E. u. Green, C.(DBW 6), Gütersloh.
- Bultmann, R.**(1972⁷), *Glauben und Verstehen*, I, Tübingen.
- Crusius, C. A.**(1744), *Anweisung vernünftig zu leben*, Leipzig, in Die philosophischen Hauptwerke, hrsg. v. Tonelli, G., Bd.1, Hildesheim, 1969.
- Grundvig, N. F. S.**(1817), *Om Mennesket i Verden*, i Danne-Virke II, redigeret af Gjesing, K. B., Poul Kristensen, 1983.
- Heidegger, M.**(1979¹⁵), *Sein und Zeit*, Tübingen.
- Hobbes, T.**(1998), *On the Citizen*, Tuck R. and Silverthorne, M. eds. Cambridge University Press.
- Id.**(1991), *Leviathan*, Tuck R. ed. Cambridge University Press.
- Hollenbach, J. M.**(1954), *Sein und Gewissen, über den Ursprung der Gewissensregung, eine Begegnung zwischen Heidegger und thomistischer Philosophie*, Baden-Baden.

9) Quindi, in fondo, anche i problemi sulla soggettività del soggetto nel fenomeno della coscienza che rimangono insoluti, devono essere considerati in relazione con questa struttura dinamica.

- Hume, D.**(1999), *An Enquiry concerning Human Understanding*, Beauchamp, T. L. ed., Oxford University Press.
- Id.**(2000), *A Treatise of Human Nature*, Norton, D. F. and Norton, M. J. eds., Oxford University Press.
- Id.**(1998), *An Enquiry concerning the Principles of Morals*, Beauchamp, T. L. ed., Oxford University Press.
- Johnson, W. S.**(2001), Rethinking Theology: A Postmodern, Post-Holocaust, Post-Christendom Endeavor, in *Interpretation*, 1.
- Jodl, F.**(1918), *Allgemeine Etik*, Berlin.
- Kant, I.**(1793), *Die Religion innerhalb der Grenzen der Bloßen Vernunft*, Königsberg, in Werke in zehn Bänden(= WW), hrsg. v. Weischedel, Bd.7, Darmstadt, 1983⁵ / 1956¹.
- Id.**(1788), *Kritik der Praktischen Vernunft*, Riga, in Werke in zehn Bänden(= WW), hrsg. v. Weischedel, Bd.6, Darmstadt, 1983⁵ / 1956¹.
- Id.**(1797), *Metaphysik der Sitten*, Königsberg, in Werke in zehn Bänden(= WW), hrsg. v. Weischedel, Bd.7, Darmstadt, 1983⁵.
- Löwith, K.**(1958), M. Heidegger und F. Rosenzweig, in *Zeitschrift für philosophische Forschung*, Bd.XII, Heft 2.
- Maslow, A. H.**(1962), *Toward a psychology of Being*, Van Nostrand Reinhold Company.
- Menzer, P.**(Hg.)(1990), *Eine Vorlesung Kants über Ethik*, verbesserte Aufl. v. Gerhardt, G., Frankfurt a. M..
- Mill, J. S.**(1989), *On Liberty*, Collini, S. ed., Cambridge University Press.
- Rothe, R.**(1869²), *Theologische Etik*, Bd.2, Wittenberg, Neudr. Waltrop 1991.
- Saito, C. C.**(1998), Lo Sviluppo della Teoria della Coscienza di Kant : il Significato e il limite della Teoria della Coscienza di Kant, in *Φιλοσοφία*, il giornale scientifico del dipartimento di filosofia, n.14, Università di Kobe, scritto in giapponese.
- Id.**(2004), Dove Mai Va la Trascendenza nel Fenomeno della Coscienza? : una Paragone della Teoria della Coscienza di Heidegger con la Teoria della Coscienza di Bonhoeffer, in *Φιλοσοφία*, il giornale scientifico del dipartimento di filosofia, n.16, Università di Kobe, scritto in giapponese.
- Id.**(2008), Il Superamento dell'Impossibilità logica del Concetto della sovranità

- superema come le esigenze della Storia della Filosofia nei Pensieri di Leonardo Boff, in *The journal of Christian studies*, n.51 dall'Università Aoyama-Gakuin, scritto in giapponese.
- Id.(2017), La Coscienza e la Resilienza : una Considerazione Preliminare per il Progetto di una nuova Comprensione del Fenomeno della Coscienza oltre Kant, Schopenhauer, Heidegger, Bonhoeffer e Grundtvig, in *St. Andrew's University Sociological Review*, vol.50 n.2, Università Momoyama Gakuin.
- Schopenhauer, A.(1979), *Preisschrift über die Grundlage der Moral*, hrsg. v. Ebeling, H.(PhB 306), Hamburg.
- Stelzenberger, J.(1962), Art. Gewissen in *Handbuch theologischer Grundbegriffe*, Bd.1, hrsg. v. Freis, H., München.
- Stoker, H. G.(1925), *Das Gewissen*, Bonn.
- Thielicke, H.(1951), *Theologische Etik*, Bd.1, Tübingen.
- Thyssen, A. P. and Thorberg, C.(1984), *N. F. S. Grundtvig, tradition and renewal : Grundtvig's vision of man and people, education and the church, in relation to world issues today*, Nordic Book.
- Tietz-Steiding, C.(1999), *Bonhoeffer's Kritik der verkrümmten Vernunft* (BHT 112), Tübingen.
- Tomasius, C.(1730⁷ / 1720¹), *Institutiones iurisprudentiae divinae*, Halle, Neudr. Aalen, 1994.
- Wolff, C.(1733⁴ / 1720¹), *Vernünftige Gedancken von der Menschen Thun und Lassen* (= DE)Frankfurt, Leipzig / Halle, in *Gesammelte Werke*, hrsg. u. Bearb. v. Ècole, Hoffmann, Thomann u. Arndt, Abt.1, Bd.4, Hildesheim, 1976.
- Id.(1738), *Philosophia practica universalis*(= LE), Frankfurt / Leipzig, in *Gesammelte Werke*, hrsg. u. Bearb. v. Ècole, Hoffmann, Thomann u. Arndt, Abt.2, Bd.10, Hildesheim, 1971.

<書 評>

山口慎太郎『「家族の幸せ」の経済学：データ
分析でわかった結婚，出産，子育ての真実』

(光文社，2019 年，259 頁)

軽 部 恵 子

著者の山口慎太郎は，東京大学経済学部政策評価研究教育センター准教授である。1999 年に慶應義塾大学商学部を卒業し，2 年後に同大学院商学研究科修士課程を修了し，2006 年にアメリカのウィスコンシン大学マディソン校で経済学の博士号を取得した。同年 7 月からカナダ・オンタリオ州にあるマクマスター大学で助教授に就任し，6 年後に准教授へ昇任した。2017 年 8 月には，東京大学大学院経済学研究科の准教授として着任した。

本書の奥付および著者の勤務先でのホームページによると，著者の専門は，結婚・出産・子育てなどを経済学的手法で研究すること（「家族の経済学」），および労働市場を分析する労働経済学で，社会調査の結果を駆使し実証的研究を行っている（東京大学大学院経済学研究科・経済学部，<http://www.e.u-tokyo.ac.jp/fservice/faculty/yamaguchi/yamaguchi.j/yamaguchi01.j.html>）。また，近年は日本の公共政策が女性の就業および子どもの発達に及ぼす影響の研究にも取り組んでいる。

著者がこの分野を研究対象とした理由は，「はじめに」で述べられているとおり，単純明快である。著者曰く，「アメリカやカナダでは，女性の活躍はめざましく，社会の重要な地位についている人も珍しくありません。日本

でも、女性がより活躍することで、経済と社会の活性化につながるのではないかと考えたのが『家族の経済学』を研究するようになったきっかけです」(p.8)。

本書は、「はじめに」および「おわりに」の他、全6章で構成されている。第1章「結婚の経済学」、第2章「赤ちゃんの経済学」、第3章「育休の経済学」、第4章「イクメンの経済学」、第5章「保育園の経済学」、第6章「離婚の経済学」である。まさに、カップルの出会いから結婚へ、子どもの出産、育児、そして場合によっては離婚という、家族の各ライフステージを経済学の視点で分析した。

第1章「結婚の経済学」は、人々が結婚に求めることをマッチングサイトのデータ分析で明らかにする。もてる要素は男女によって異なり、容姿は男女ともに重要な要素だが、背の高い男性は女性に好まれる一方、背の高い女性は男性の間で不人気という (p.35)。また、学歴は男女ともに自分に近い者を好むが、女性は男性に自分より高い学歴を求め、男性は学歴のある女性を避けるような傾向が見受けられるという (同)。いずれにしても、似たもの同士で結婚するのが世界共通のようである (「3 マッチングサイトが明らかにした結婚のリアル」)。

第2章「赤ちゃんの経済学」は、出生時の体重がその後の人生に大に関係すること、必要ではない帝王切開が増えているという懸念、母乳育児は赤ちゃんの栄養面、健康面、知能の発達などによいのかということを詳しく見ていく。日本では、世界で2番目に新生児の出生体重が低いという衝撃のデータもある (p.70)。また、日本で帝王切開が増えている理由は医師にとって儲かるからか、それとも出産時の事故を防ぐためなのか (p.82-84)、母乳育児にはメリットしかないのか (pp.90-94) など、現時点で母親である人、母親になるのが間近い人、医療関係者の誰にとっても気になる内容が続く。

第3章「育休の経済学」では、育休制度が母親の働きやすさに及ぼす影響

や子どもの発達に与える影響を考察する。著者は、経済学の理論とデータ分析の手法を組みあわせ、2013年に安倍晋三政権が打ち出した育休3年制度が実は母親のキャリアにとっては無意味であり、1年が最も良いと主張する(pp. 130-136)。また、給付金より保育園を充実させることが、母親の仕事復帰に効果的であると指摘する(p. 136)。とくに2008年秋の世界金融危機以来、待機児童が減らない、無認可保育園ですら入りにくいという声がよく聞かれるが、出産後の女性に労働市場へ再参入してほしいなら、幼稚園より保育園を早急に充実させるべきではないか。

第4章「イクメンの経済学」は、父親が育児休業を取らない理由と、どのようにすれば育休を取るようになるのか、父親が育休をとると家族がどう変わるかを分析する(p. 140)。日本は、1981年のILO（国際労働機関）156号条約（家族的責任条約）を1991年に批准するにあたって育児休業法を制定し、その後、育児・介護休業法へと発展させてきた。しかし、北欧では7割の父親が育児休業を取るのに、日本では依然として5%程度である(p. 144)。一方、周囲に育休を取得した男性がいると、男性の育休取得率が11-15%も上昇する(p. 152)。

第5章「保育園の経済学」は、幼児教育施設としての保育園を取り上げ、幼児教育に関する経済学的研究の成果を整理し、保育園へ通うことによって日本の子どもたちにどのような影響があったか、著者自身の研究を含めて検討する(p. 177)。幼児教育が子どもの知能指数をはじめ、意欲、忍耐力、協調性などの社会情緒的能力を改善し、その後の人生に大きな影響を及ぼすことが明らかにされてきた(p. 178)が、それを説明するために著者はジェームズ・ヘックマン著『幼児教育の経済学』（東洋経済新報社、2015年）を解説する。この研究では、調査対象が40歳になるまで追跡されているが、幼児教育は周囲の人と軋轢を生じる問題行動を減らし、高校卒業率を高め、卒業後に仕事に就いている確率を高め、ひいては所得を増やし、生活保護受給率や逮捕率を引き下げたという(pp. 182-183)。もちろん、著者は

この就学前プロジェクトを日本に導入することが可能なのか、慎重に検討する (pp. 186-191)。

第6章「離婚の経済学」は、離婚が簡単にできるようになると家族の幸せにどのような影響を与えるか、そして、離婚後の共同親権によって家族、とくに子どもの幸せが変化するかを論じる (pp. 221-222)。離婚の法的ハードルを下げるために破綻主義を導入すると、家庭内のDVや女性の自殺が大幅に減るという (pp. 235-236)。なお、アメリカの研究ではDVが夫から妻に対するものだけでなく、妻から夫への暴力も同数報告されているが、夫婦関係が悪化した時に離婚という選択肢が容易であれば、DVの歯止めになり得ると著者は考える (pp. 234-235)。

本書は、「家族の経済学」の書であるが、実証的研究としてのアンケート調査を用いながら問題の本質を解説するため、経済学を学ぶ学生はもとより、社会学および社会調査を専攻する学生にとっても非常に有益な文献である。さらに、家族やジェンダーに関する人権を学ぶ者にも大いに役立つであろう。なぜなら、家族やジェンダーに関する政策は、得てして科学的な証拠に基づかない「理念」が優先され、社会の実態からずれる傾向が多いからである。社会通念も例外ではない。たとえば、「母性愛神話」「三歳児神話」は今も根強く、出産後の女性がキャリアを継続できない大きな要因と思われるが、大日向雅美・恵泉女学園大学学長がNHKラジオで語った母性愛神話との闘いの経験は、まさに壮絶であった (NHKラジオ、読むらじる。、ママ☆深夜便「母性愛神話との闘い半世紀 (前編)」, 2019年9月13日, <https://www.nhk.or.jp/radio/magazine/detail/shinyabin20190913.html>)。

その点、著者は、自身の価値観に基づきアンケート調査から強引な結論を導くことはなく、アンケート調査の結果の現れ方を慎重に検討する。たとえば、離婚によって子どもが直面した困難は、離婚自体が引き起こしたのか、あるいは社会経済的に恵まれない夫婦が離婚しやすいため、恵まれない家庭で育ったことが困難の原因である可能性があり、既存の調査では因果関係が

明らかでないとする (pp. 239–241)。SNSの影響で、単純化しすぎた「わかりやすい」主張がいつも簡単に広まる昨今、1つのデータを様々な角度から眺める訓練は、分野にかかわらず、大学教育全般に求められている。

著者の文章は口語体だが論旨明快で、大学初年次生はもとより、高校生にも読みやすい。同時に、学術的にも掘り下げているため、卒業論文や研究論文のアイデアを探す4年次生・大学院生にとって示唆に富み、研究者にとっては自身の研究を磨き直す機会を与えてくれる。本書の帯に、『「学力」の経済学』（ディスカヴァー・トゥエンティワン、2015年）の著者である中室牧子の言として、「私が選んだ、2010年代のベスト経済書。ものすごくわかりやすいのに、知的刺激に満ちた一冊」とあるが、その通りといえよう。

本書に要望を出すとするれば、著者がアメリカで博士号を取得し、カナダで大学教員としてのキャリアをスタートしたため、本書の各章の末尾に記された参考文献が英語文献に限られている点である。改訂版を出版する機会があれば、日本語の参考文献または参考サイトをぜひ付してほしい。著者の専門分野である「家族の経済学」がより多数の、より多様な読者にとって、さらに身近なものとなるからである。そして、「家族の幸せ」を追求することが、人権として「そうすべき」というだけでなく、経済学的に見て「割に合う」ことが認識されるかもしれない。

2018年12月に発表された世界経済フォーラムの「ジェンダーギャップ指数」によると、日本は149カ国中110位であった（先進7カ国の中で最下位）。ジェンダーギャップ指数は、「経済的機会」、「政治的な意思決定への参加」、「教育の機会」、「保健・医療」の4分野で評価するが、経済分野では男女の賃金格差、女性管理職の割合などが依然として悪く、政治分野では国会議員の男女比、女性閣僚の比率、過去50年間の女性首相在任期間が評価を下げていた（泉野由梨子, ShinoTanaka, 加藤藍子「ジェンダーギャップ指数2018, 日本は110位でG7最下位 日本は男女平等が進んでいない」, 『ハフィントンポスト』, 2018年12月18日, <https://www.huffingtonpost.jp/>

2018/12/17/gender-gap-2018-japan_a_23618629/, 2019年12月1日アクセス)。この状況を何とか変えていくために、本書が一石を投じてくれることを大いに期待する。

<資料>

日常に遍在する冒険

——バンクーバー編——

大 野 哲 也

キーワード：冒険，生き方，バンクーバー

1. 自転車旅行のはじまり

1993年5月、僕は荷物を満載した自転車とともに、アメリカ・シアトルのダウンタウンにある安ホテルの前に立っていた。

これから自転車による無期限世界一周の旅が始まるのだ。

僕は、都合6年間在籍した中学校の教員を辞めたことで地道で安定した、しかしともすれば平凡ともいえる生活を営む権利は失った。だが、そのかわりに、完全な自由を手に入れた。今からは、誰かから指示や命令を受けることはない。すべての選択権を手に入れた僕による、僕だけの人生が始まるのだ。そう思うと、底抜けの解放感が胸にこみ上げてきた。

しかしこの解放感と相反するように、そして矛盾しているのだが、これから始まる「僕がやりたかった」はずの自転車一人旅にはまったく気乗りしなかった。旅に対する期待に胸が高鳴るというよりは、億劫な気持ちが僕の胸のほとんどすべての容積を占めていた。すばらしい自然を目の当たりにすること、面白い文化を経験すること、そして想像もしないような生き方をして

いる人たちに出会うことへの期待と高揚感はもちろんあった。だが、「旅に出る」こと自体に、漠然とした面倒臭さを感じたのである。

とりあえずやってきたシアトルという地に大きな意味があったわけではない。手始めにアメリカ大陸を横断しようと思った僕が見つけた一番安い航空券がたまたまシアトル行きだった、というだけだ。

重たい荷物を積んでも耐えられるように各部分を補強したので、自転車本体の重量は約20キロになった。それにテント、食料、衣類、自転車の予備パーツなどを合わせると総重量は50キロをオーバーした。ただ、そのなかに地図やガイドブックの類はいっさい入っていなかった。

せっかく仕事を辞めて完全自由の身になったのだから、ナニモノにも自分の行動を束縛、拘束、規定されたくはないというのがその理由だった。誰が書いたのかもわからないガイドブックや、先の見通しがわかってしまう地図なんかに僕の未来を誘導されるなんてまっぴらごめんだ。僕が向かう場所は僕が決めるのだ。何のしがらみもない自由を手に入れた僕はそれを謳歌しながら、当面の目的地であるカナダ・バンクーバーを目指すことにした。

アメリカ・シアトルの北に位置するバンクーバーは、友人であるマイクさんとドナさん夫婦が住む町だ。「いきなり行って彼らを驚かせてやろう」、僕が旅の手始めにバンクーバーを目指したのは、たったそれだけの理由だった。僕はそんな暢気なことを考えながら、太陽を眺めてどっちが北の方角かを確認して走り出した。

だが、自由気ままな自転車の旅は、はじめから思い通りにはいかなかった。「太陽を見れば自分が今進んでいる方角がわかる。バンクーバーはシアトルの北にあるのだから、北上していればいずれは到着するだろう」とタカをくくってペダルを漕ぎ出したのだが、現実はそのような甘いものではなかった。大都市シアトルには縦横無尽に道路が敷設されていて、バンクーバーへ続く一本道があるわけではないからだ。頻繁に出くわす交差点を、その時の気分で適当に直進したり曲がったりしているうちに、あっという間に迷子に

なってしまった。

「明らかに間違っている」と感じたり、住宅地に迷い込んだり、行き止まりに突き当たると、自分が「ここまでは正しかったはずだ」と確信していた交差点まで戻るのだが、それを繰り返していくうちに、自分の「ここまでは正しかったはずだ」という確信そのものが揺らぎ、にっちもさっちもいなくなってしまう。

方向感覚を完全に失ってどうにもならなくなった僕が、なんの変哲もない交差点でただひたすら呆然と佇んでいると、それを見かねた近所のおばさんが親切心からだろう、「あなたは自分が今どこにいるのかわかっているの?」と不思議そうに尋ねてきてくれた。おばさんの気遣いに、僕は見栄を張って「うん、たぶんね」と答えた。なぜだかわからないが、正直に、おばさんに道を聞く気にはなれなかった。

頭上からは太陽が、5月とは思えないほど強い日差しと熱を容赦なく放射している。僕の皮膚は表面から大粒の汗を噴き出しながら、みるみるうちに白から赤へとひりひりした痛みとともに変色していった。

そんなこんなを繰り返しているうちに、不思議なもので、3日かかって、なんとかカナダに入国し、バンクーバーの手前までやってくることができた。あとは、目の前にある大きな橋を渡れば、そこがバンクーバーだ。

だが……。意気揚々とペダルを回しているうちに、いつしか自動車専用道路に迷い込んでしまった。あまりにも交通量が多いので、もう引き返すことはできない。そう諦めた僕はそのまま猪突猛進するべく、立ち漕ぎをして力いっぱいペダルを踏みつけた。

そんな僕に対して、世間の常識は容赦なかった。追い抜いていくドライバーが律儀にも全員「歩道を通れ、バカヤロー」「お前、アホか」「轢かれて死ぬぞ」などの罵声を浴びせるのである。烈火の如く怒りに燃えた形相の連続に、故意と悪意によって本当に轢かれてしまう恐怖を感じた僕は、アドレナリン全開で橋の急勾配を必死になって駆け上がった。

全身から冷や汗を噴出させながらなんとか橋を通過したあと、バンクーバー市内で再び迷子になりながら、ようやくお目当てのストリートを見つけ出し、マイクさん宅に転がり込むように到着することができた。

「いきなり行って彼らを驚かせてやろう」という当初のもくろみは、違うカタチで成就された。重度の日焼けでパンパンに腫れ上がった僕の体を一目見た彼らは「これはたいへんだ」と目をまんまるにしながら、久しぶりの挨拶もそっちのけで、薬局まで、やけど用のローションを慌てて買いに走ったのである。

2. マイクさん一家との出会い

僕とマイクさん一家との出会いは、1984年3月に遡る。当時、僕は大学を卒業したばかりで、住所不定無職になりたてのほやほやだった。

僕は大学在学中にまったく就職活動をしなかった。子どもの頃から抱き続けていたプロ野球選手になるという人生最大の夢は儚く砕け散っていた。そんな僕が、プロ野球選手の次に思いついた第二希望、それがアメリカで暮らすことだった。なぜアメリカだったのか、今となっては、その理由は思い出せない。日本で働き蜂になって生活することは嫌でたまらなかった。だがアメリカだったら、もう少し自由に、自分なりの人生を歩んでいけるのではないかと思ったのだろう。二人いる叔父のそれぞれが、日本企業の駐在員としてニューヨークで長く暮らしていて、向こうの生活を時々小耳に挟んでいたことが、僕にアメリカへの憧れを抱かせたのかもしれない。

アメリカで暮らす叔父の一人に相談したところ「いいよ、おいで」と快諾してもらった僕は、ニューヨークに渡る準備をすすめていたところだった。そういう経緯で、一番時間をもてあましていたのが僕だったのだろう、ある日、友人の一人が面白そうな話を持ってきた。「学生時代にホームステイをさせてもらったカナダ人一家が近々高知に遊びにくる。車でいろいろな場所に案内したいので、10日間ほど運転手をやってくれないか」。

いい暇つぶしになると思った僕がその役目を引き受けて、出会ったのがマイクさんとドナさんと一人息子の中学生クリスだったのである。

生まれて初めて「外国人と交遊する」ことは、とても面白かった。僕のたどたどしい英語が、彼らに通じることが嬉しかった。また、彼らと一緒に食事をしたり車に乗って移動するという「ありふれた」行動がとても新鮮に感じられた。彼らは、たとえ家族同士の会話であっても、僕が疎外感を抱くことがないように、僕にも理解できる単語とスピードで、僕が会話に参加できるように配慮してくれていた。そういう気遣いがとてもありがたかったし、彼らが作り出すアットホームな雰囲気心が心地よかった。

ただ、その一方で、彼らの行動は僕にとっては不思議なことが多かった。一番理解できなかったのは、たとえ大雨が降ったとしても彼ら（特にマイクさんとクリス）が傘をささないことだった。傘を手渡すと「いや、要らない」と頑に拒否する。どうしてか理由を聞くと、「濡れてもすぐに乾くし、だいたい面倒くさい」と答える。小雨ならばともかく、大雨でも決して傘を持とうとしない親子の傘嫌いは徹底していた。冬が明けたばかりでまだ底冷えする季節にずぶ濡れになることをいっさい厭わず、それよりも傘をさすほうが面倒くさいという彼らの心性が僕にはさっぱりわからなかった。

また四国内の観光地に行くよりも、友人の家でカードゲームやバックギャモンやジグソーパズルをして遊ぶほうが良いという彼らの志向も理解しがたかった。マイクさんは、「プラモデル屋に行きたい」と毎日のように言う。三人は高知に来る前は東京と大阪に滞在しており、そのときに、高知のような田舎の品薄店よりももっと充実したプラモデル屋にさんざん入り浸っていたはずなのに、である。

マイクさんとクリスの希望を叶えるべく三畳ほどの古くて小さなプラモデル屋に連れて行くと「ここが高知で一番好きな場所なんだ」と言ったあと、上機嫌で「ヘナガイジン」と日本語で繰り返しながら長時間居続ける。彼らが満足すればそれがなによりなのだが、いろいろプランを練っていたこち

らの意向が空回りしている感じは拭えなかった。

ただ、僕が彼らに会った1984年は、彼らにとって4年連続4回目の高知訪問でもあった。したがって四国内の大方の観光地は制覇していたから、観光に対する満足感が彼らのなかにはすでにあったのかもしれない。

「今日はどうする？何がしたい？」と聞くと、決まってドナさんは「家で遊ぼうか」とこちらの同意を求めるように言う。一方、マイクさんとクリスは、判で押したように「プラモデル屋に行こう」と言うので、「今日はどうする？何がしたい？」という質問をするのは数日でやめた。その日のプランはこちらで決めておいて、「こういう予定を立てたのだけど、どう思う？」という言い方に変えたのである。せっかくはるばるカナダから高知に来ているのだから、行ける範囲の地域文化を味わってもらいたいと思った。ただ、言い方を変えても結果は同じで、ほとんど毎日、僕は彼らとゲームをやり続けた（それはそれで面白かった）。

1984年以降も、彼らは毎年のように日本に来た。かつてホームステイで世話をした学生が住む東京、大阪、高知を約1ヶ月かけて周遊してカナダに戻るといふ旅行を毎年律儀に繰り返した。

一方、僕は、叔父を頼ってニューヨークに渡ったものの、アメリカで職を得るといふ第二希望も結局叶えることができなかった。皿洗いや清掃という仕事はみつかったのだが、なぜだか、それらの仕事には食指が動かなかった。「行けば、仕事もビザもなんとかなるだろう」という考えが甘すぎたことは頭で重々理解してはいたが、僕は大きな失意のうちに半年間の漫遊を経て日本に戻ってきた。そして高校時代を過ごした高知県で、先輩宅で居候をしながら、朝から晩までパチンコ屋に入り浸り続けるという怠惰な生活を始めた。

約1年間のパチンコ生活のあと、数ヶ月の古紙回収業を経て、僕は、「中学校の体育の教員になる」といふ人生の第三希望をようやく見つけ出すことができた。そして臨んだ教員採用試験に幸運にも合格することができ、高知

県の山奥にある全校生徒 11 名という小さな中学校の教員になった。勤務先は高知市からだいぶ離れていたが、マイクさん一家が日本に来たときは仕事の合間を縫って運転手をつとめた。

毎年遊びにくる彼らといろいろな会話をしているうちに、なぜ毎年家族 3 人で 1 ヶ月もの間日本に遊びにくることができるのか、そのリッチな謎が解き明かされた。

マイクさんは、バンクーバーにあるヘリコプターの製造・販売を手がける会社で働いていた。この会社はアジア各国にヘリコプターを輸出しており、部品などを配送するために日本の航空会社と委託契約をしていた。なぜ日本の航空会社だったのかというと、当時は、唯一その航空会社だけがバンクーバーからアジアへの直行便を運行していたからだ。

マイクさんが勤めていた会社では、福利厚生の一環として、社員とその家族はカナダー日本間を一人 99 カナダドル（当時のレートで 1 カナダドルは約 175 円）で往復できるという制度を持っていた。これを利用して、毎年、まとめて休暇をとって、3 人で日本に遊びにきていたのだった。

こうして僕は、彼らのライフスタイルの一端を知ることができたわけだが、それ以外の「深い」話はお互いにはほとんどしなかった。真面目な話をするような雰囲気ではなかったというほうが、言い方としては合っていたのかもしれない。もちろん、それはそうだろう。日々のストレスから解放されて、遥か日本まで遊びにきているのだから、深刻な話などはしたくもないはずだ。

マイクさん一家は、常に冗談を言い合い、ゲラゲラ笑うという明るい一家だった。しかもその冗談というのは言葉遊びが多かった。

たとえばこういう調子だ。

「テツヤ。車に FORD っていうブランドがあるだろう？ 何の略だか知っているかい？ Fix Or Repair Daily（毎日修理してばかり）の略なんだ」

3. 2016年3月カナダ・バンクーバー

僕がマイクさんの家を再訪したのは2016年、自転車旅行で初めて訪問してから23年が経っていた。だが、彼らの軽妙洒脱なコミュニケーションは健在だった。

マイクさんの自宅近くには「Callingwood Street」という名の通りがある。そこを通るたびに彼はくすくす笑いながら「いったいどんな木が“呼んで”んだ？（What kind of wood is “calling”?）」と冗談を飛ばしていた。僕が滞在していた時、この通りを3度通ったのだが、そのうち2回、独り言のように喋り、一人で笑っていた。お気に入りの冗談にちががなく、おそらく、僕という同乗者がいないときもこのフレーズを口ずさんでいるのだろう。

また、北米では、まるで電車のように2両連結されたバスが多く走っている。そのバスを見るとマイクさんは必ず「曲がるバス！（Bending Bus!）」と歓声を上げる。最初に「曲がるバス」と聞いたときには「はほー。今まで知らなかったけれど、このバスの正式名称はそうなのか。ユーモアのある名前だな」と納得しかけたのだが、瞬時に「いやいや、マイクさんが言うことだから当てにはならないぞ」と思い直した。

念のためにドナさんに確認してみると、やはり僕が疑ったとおりで、「『曲がるバス』ではないことは確か。正式名称は『延長バス（Extended Bus）』か『連結バス（Articulated Bus）』だと思う。マイク（Mike）が話しているのは『イングリッシュ（English）』じゃなくて『ミクリッシュ（Miklish）』だから真に受けてはだめよ」と途中までは真面目に、最後には、ケラケラ笑いながら落ちをつけて説明してくれた。

ともあれ、“Callingwood”も、“Bending Bus”も、“FORD”と同様、お気に入りのジョークに違いない。きっと死ぬまで言い続けるはずだ。

今回、マイクさんに「ライフヒストリーを聞きたいのだけど?」と尋ねる

と「もちろんかまわないけど、僕の人生なんか3分もあれば全部しゃべれるよ。だって何もないんだから」と言ってハハハと笑った。

こうして聞き取りが始まった。

マイクさんは1943年にイギリスで生まれた。その3年後、両親は一人息子のマイクさんを連れてカナダ・バンクーバーに移住した。父親は、バンクーバーで軍関係の仕事をしていたそうだ。

マイクさんは高校を卒業して自動車会社に就職した（残念ながらFORDではなくクライスラー）。幼少期のことを聞くと、

マイク：イギリス時代の記憶はまったく無いよ。

大 野：では、小さいときはどんな子どもだったの？

マイク：普通だなあ。

大 野：じゃあ、なんか思い出やエピソードはある？

マイク：いいや、特に何もないよ。

とにかく何を聞いてもこんな調子で、いろいろな角度から質問をしても、箸にも棒にもかからない。

ともあれ、自動車会社ではパーツ部門で15年間働いた。その後、転職した先がヘリコプター会社で、ここではパーツ部門と配送部門に配属され25年勤め上げた。

いつも多機能コンパクト万能工具を持ち歩き、プラモデルや車やバイクをいじるといような細かい作業が大好きなマイクさんにとって、自動車会社やヘリコプター会社で大好きな「部品」に囲まれながら働くことは、趣味と実益を兼ねた「いい職場」だったのだろう。

マイクさんには出世欲がまったくなかった。事実、役職や給料という意味で、大きな出世はしなかった。その一方で、立身出世という夢を見ないことで、仕事上での、厄介な人間関係に苛まれることも、巻き込まれることも、

そして大きな挫折や絶望を味わうこともなかった。また、他人を批判したり、他人に嫉妬したり、他人を羨むこともしなくてすんだ。昇格や昇給という欲望を完全に断ち切ることはできなかったかもしれないが、彼なりに、そういうものから距離をおくことで、心の平安を手に入れた。

その対価として、自分が興味関心を抱く、木工作業やラジコン遊びに熱中することができた。言葉遊びをして周囲を笑わせるというような、日々の生活の身の回りにある「小さな幸福」を発見・創造し、その日その瞬間を楽しむことに人生の面白さを見いだしていった。

マイクさんは、そういう意味では唯我独尊を貫いていた。そもそも、僕はマイクさんが他人について話しているのを聞いたことがない。もちろん、「孫娘のパートナーはとてもいい人だ」くらいの話はするが、身内や友人を超える範囲の「他人」にはほとんど関心がないように、僕にはみえる。

マイクさん宅で泊まったときには、YouTubeの「おバカな運転手たち(stupid drivers)」にハマっていて、深夜のリビングでタブレットを見ながら、一人大笑いをしていた姿が印象的だった。いかにもマイクさんらしいと思った。

一方、ドナさんは1943年にバンクーバーで生まれた。地元の高校を卒業した後、バンクーバーにあるブリティッシュコロンビア大学に進学した。大学では数学と物理を専攻していて、卒業後は学校の教員になりたいと思っていた。

「だけど、勉強しているうちにとても疲れてしまって、教員になる気がまったくなくなったの。それで卒業したら木材会社に就職して経理部で42年働いたわ」

僕は、ドナさんを「とても賢い人」だと思っている。とにかく頭の回転が速いのだ。たとえば会話をすると、僕の英会話力を瞬時に見抜き、僕の実力

に見合ったスピード、単語、文章（の長さ）で話をしてくれる。マイクさんにもそのような洞察力はあるが、それでもマイクさんは、こちらが理解しているがいまいが、自分が話したいように話すという面がある。だから、「細かい揚げ足取り」の冗談を言って、僕が理解できないことも多い。

そういう時は、ドナさんが瞬時にそれを察知して、僕にでもわかる別の言い方で、なおかつ面白さが伝わるように翻訳してくれる。

2016年2月に僕がバンクーバーに行ったときには、膨大な量のバンクーバーの観光パンフレットを事前に用意して、僕の滞在中の毎日のスケジュールを組んでくれていた。僕は、ドナさんの指示通りに動けばいいだけだったので、時間のロスもなく充実した日々を過ごすことができた。

ドナさんは読書やカードゲームが好きなインドア派だ。なかでも一番のお気に入りにはジグソーパズルである。彼らの家の地下室には、これまで完成させてきたジグソーパズルの箱が山のように積まれてある。ドナさんもマイクさんと同様「細かいことを組み立てていく」作業が性に合っているようだ。

そんな二人は1963年、ある友人が企画したホームパーティーで知り合った。15人程度の若者が集まったパーティーで、二人はすぐに意気投合した。その2年後の1965年に結婚し、3年後の1968年に一人息子のクリスが生まれた。

彼らが日本人留学生のホストファミリーになったのは1977年のことである。新聞で偶然見つけた「日本人留学生のホストファミリー募集」という広告がきっかけだった。

それから1991年までのあいだに18~20歳の女子17名と男子1名を受け入れた。学生たちは毎年3月か8月のどちらかに、3週間の予定で来ていたそうだった。

91年が最後の受け入れになったのは、当該留学プログラムが「危険だから」という理由でバンクーバーから撤退したからだ。僕はバンクーバーが危険だとは一度も感じたことがないので、この理由はとても意外だった。

ドナさんに尋ねてみると、「ここが危険だとしたら、いったい他のどこの都市で留学プログラムができるのかなあ。だから危険だから撤退するという説明はあったけど、本当は、何か別の問題が起こったんじゃないかって思ってる」と言っていた。

「学生たちは、一人で滞在することもあったけど、二人を同時に受け入れたこともあったわ。一人より二人の方が彼らにとっては良いみたい。一人だと、私たち家族から逃げようがないでしょう。だからそれがストレスになっちゃう。二人いれば日本語で会話できるからそれがガス抜きになるのよ。学生を受け入れるうえで気をつけていたことは、ゆっくり話すこと、短いセンテンスで話すこと、そして婉曲な表現を避けて直接的に話すこと、この3つ。彼らは日に日に英語が上達していくので、それに合わせて話すようにしていた。

ホストファミリーに応募したのは、毎年いろいろな子がやってきたら、楽しいに違いないと思ったから。実際、楽しかったしね。ホストファミリーになっても金儲けにはならないわ。だってわずかな額が食費として出るだけだから。そもそも、電気代や水道代やガソリン代はこちらの持ち出しだからお金のことだけを言ったら赤字よ。だけどそんなこと全然関係ないわ。だって私たちも楽しんできたんだから」

彼らのホストファミリーの経験を聞いて、僕ははっきりその経験があったから日本に興味を持ち、日本に遊びにくるようになったのかと思った。しかしドナさんの言葉は、僕の予想とは異なっていた。

「これまで日本には11回行ったかな。最後は2009年だったっけ。行くのは3月か11月に、約1ヶ月間。マイクが勤めた会社に日本に安く行ける福利厚生制度があったから行っただけで、日本の文化や社会に興味があったわけ

じゃない。日本人留学生を受け入れたのも、たまたま見つけた留学プログラムのホストファミリーの広告が日本人学生ただだけで、私たちが、あえて日本人を選んだわけじゃない。南米でもアフリカでもヨーロッパでも、どの学生でも良かったの。だから、日本人留学生を受け入れて日本に興味をわき、日本に行きたくなったわけじゃない。また、日本に行けるから、たとえば日本語に慣れるためというような目的があって、日本人留学生を受け入れたわけでもない。たまたま、偶然よ。二つはまったく別のことで、これはこれ、それはそれよ」

彼らは、日本人留学生を受け入れることと、日本に遊びに来ることを関連づけては考えていなかった。この言葉を聞いたときには意外な感じを受けたのだが、のちのち、彼らがなぜ両者を関連づけないのか、僕なりに理解できるようになった。

ともあれ、ホストファミリーになることは楽しかったに間違いないだろうが、まったく問題がなかったかといえばそんなことはない。

「ある年、深夜に電話がかかってきたのよ。その日はダウンタウンでパーティーがあると聞いていたから帰りが遅くなることはわかっていたんだけど、それにしても遅かった。心配していたら電話がかかってきたの。女の子がオロオロしながら『自分がどこにいるかわからない。帰りたいけどどうしていいかわからない』って言うのは理解できたけど、来たばかりで土地勘がないし、焦って英語がうまくしゃべれないから、私たちも彼女がどこにいるのかわからない。すぐに車でダウンタウンに行って探して、なんとか見つけることができたわ。他の家でホームステイをしている二人といっしょに私たちが来るのを路上でずっと待っていた。その二人もそれぞれの家に送って行って事なきを得たんで、よかったけど。もしも自分が彼らの親だったら『なんていい加減なプログラムなんだ』とものすごく腹が立ったと思うわ」

一人息子のクリスは高校を卒業するとすぐに結婚してすぐに父親になった。

クリスと初めてあったとき、彼はまだ言動の随所に幼さが残る中学生だった。僕が彼らの運転手をしていたからだろう、クリスは僕を下僕扱いして「僕が言うことにはなんでも『はい、ご主人様』と答えるんだぞ。さもなくば拷問の刑だからな!」というセリフが毎年の恒例であり彼のお気に入りの冗談だった。

クリスが高校3年生になった年には、マイクさんとドナさんは二人だけで日本にやってきた。僕が「今年はクリスは来ないの?」と尋ねると、「彼は結婚するんだ」とマイクさんがさりと答えた。だが、あまりにもさりと発せられたその言葉から、クリスの「できちゃった婚」を察した僕は、心の底から驚いた。なにせ、クリスには「無邪気なユーモアを発揮する幼い少年」というイメージしか持っていなかったから。

それと同時に、一人息子が18歳で結婚するという想定外の事態に、「さぞ戸惑い苦悩し葛藤したことだろう」とマイクさんとドナさんの心情を慮った。だが彼らは、もちろん、そんなことはおくびにも出さなかった。そして二人は滞在中にそれ以上のことを話すこともしなかったし、僕も聞かなかった。

現在、クリスはコンピューター・プログラマーとして多忙な毎日を過ごしている。妻アンジェラとのあいだには、長男マイケルと長女ジェニファーがいて、二人にもすでにパートナーがいる。僕が出会った時には3人だった一家は、32年という時を経て8人になっていた。

マイクさん一家は、誰かの誕生日には8人でパイ投げパーティーをやったり、スーパーカーのドライブ体験に応募してランボルギーニに試乗したり、5ピンボーリングに行ったり、自宅のガレージを自分たちの手で改築したりして(4ヶ月かかっても、まだ足場が組まれただけで作業は遅々として進まない)、その日その日を楽しく過ごしている。マイクさん宅に集まって、全

員で食事をすることも多いそうだ。

僕の目には、「よけいなことは極力考えない」、「不必要だと思ったらライフスタイルから思い切って削ぎ落とす」、「自分の好きなことに徹する」、そういう生き方を彼らは実践してきたように映る。

いや、というよりも、極力、行為に連続的な意味を持たせないといったほうが、僕の実感にはより近いかもしれない。たとえば僕は、自身の「生き方」に過去、現在、未来という時間軸を設定し、それに関連させながら行為に意味をもたそうとする傾向が強い。「今日、努力するのは将来の目標を達成するためだ」とか、「あのときの経験が今に生きている」という具合に、だ。しかしこの生き方は、努力が必ず報われるわけではないので、挫折がつきものだ。また、行為に連続的な意味を持たすという志向性は、「昨日より今日、今日より明日の自分は、より良くなっているはずだ」という「前進主義」（大野 2012）の肯定にもつながる。そしてこの前進主義は、現代社会における資本主義の精神と親和的だ。受験、就職活動、昇進、結婚というような人生のすべての要素が競争の原理によって駆動されているグローバル資本主義社会において、勝者になるためには、日々の努力によって自己成長を成し遂げていかなければならないからだ。

つまり、僕には、マイクさんらの生き方が、それに対する異議申し立てであるようにみえるのだ。

もちろんこれは表面的なこと、あるいは努力目標で、実際にはさまざまな欲望や嫉妬心などが心中で渦巻いているのかもしれない。きっと大なり小なりそうなのだろう。あるいはクリスがティーンエージで結婚したときも、親として思い悩んだことがあったかもしれない。だが、金銭欲にはきりがない。出世欲や名誉欲にも際限がない。向上心や学習への意欲も同様だ。また結婚も、結局は、当人の意志に帰してしまう。しかし「果てがないから」といってそうした欲望をバカバカしいものとして断ち切ることなど不可能だ。

したがって、私たちは、自分の能力や、自分がおかれた環境や状況を把握

して、どこかでその欲望や葛藤に折り合いをつけ、己の限界と己の人生を
渋々ながらも認めなければならない。決断のポイントにやってきたならば、
自己の限界を受け入れなければならない。その上で、それらの欲望や葛藤や
嫉妬心を抱えながら生きていかなければならない。

だが、マイクさん一家の生き方を見ていると、彼らの「折り合いと見切り」
のポイントが僕よりもずっと「手前」にあるように思える。

彼らと僕の生き方はまったく違う。僕は、プラモデルにもジグソーパズル
にも、部品や言葉遊びにも興味はない。普通に考えると、僕たちは「合わない」
はずなのだが、それでも僕が彼らの生き方に強く惹かれるのは、彼らの
趣味や性格という表層的な部分ではなくて、彼らの深層にある、僕には真似
することができない潔さに深く共感しているからだろう。

私たちはどうすれば「満足」することができるだろうか。

僕は二人に尋ねてみた。

「日本人を受け入れて、日本に行って、自分の価値観や人生観が変わったこ
とはある？」

一瞬の間のあと、ドナさんは「そうねえ、具体的にどうとは言えないんだ
けど、ありきたりだけど世界にはいろいろな文化があり、それを体験すること
によって私たちのモノの見方や考え方が・・・」と話し始めた。

しかし「一瞬の間」によって、ドナさんが僕の意を汲んで、僕が期待する
ものを話してくれていることを僕は悟った。彼女は、僕が文化人類学をやっ
ていて、今回のカナダ訪問と彼らへのインタビューがいずれ公のものとな
る、ということを了承してくれていた。また、前日には、三人で、ドナさん
の母校であるブリティッシュコロンビア大学の文化人類学博物館に行ってきた
ばかりだった。ドナさんは僕の「文化人類学」という部分に見事なまでに
波長を合わせ、さりげない態度で僕を気遣いながら「模範解答」をしてくれ

ようとしていた。

ドナさんに対して「申し訳ない」と思った瞬間、ドナさんの言葉をかき消すようにマイクさんが会話に割り込んできた。

「そんなもの、あるわけじゃないか。日本に行ったから、多くの日本人留学生を受け入れたからって考え方や生き方が変わったなんてことは全然ないね。ただ、楽しかったし、楽しみが増えた、それだけさ。

テツヤがこうして何度もバンクーバーに来てくれることもそうだし、カズエの結婚式に呼ばれて東京でスピーチをしたときには面白かったよ。

ほかにも面白エピソードはたくさんあるよ。

若い頃のドナさんは、サラサラのブロンド・ヘアーだった。大阪の下町の美容院に行ったとき、ガイジンの髪を切ったことがそれまでなかったんだろーうね、美容師みんながドナさんのまわりに集まって『あーでもない、こーでもない』って言いながらおっかなびっくりで髪を切り始めたんだ。まるで見せ物だったよ。

大阪で阪急電車に乗ったときには、超満員でね。周囲の大人たちに押しつぶされそうになっていた小さな男の子が父親の手と間違っ僕の手を掴んできたんだ。いきなり誰かに手を掴まれたから僕が驚いて下を見たら、その子と目が合った。そしてその子が、自分が握っている僕の手を見て、父親ではなくヘンナガイジンの手を握っていることに気づいてびっくりした。『ギャーッ！』という叫び声が満員の車内に響き渡ったよ。

以前の高知は、今とは違ってガイジンがまだほとんどいなかったから、高校生や中学生が僕たちを見つけると、ニコニコしたり手を振ったりしながら寄ってくるんだ。

そんな楽しいことがたくさんあった。それで今もこうして楽しんでいる。ほんと、それだけさ」

マイクさんの口調は、まるで、「今の行為を過剰に意味づけて過去や未来に関連させない。その場その場を楽しく生きるのだ」という己の生き方を宣言しているようだった。それは、同時に、「前進主義を拒否する」という意思表示のように僕には思えた。

4. 「挑戦しない」という冒険的な生をいきる

誰もが「当たり前」に持っている“前進主義的な理想の自画像”に「挑戦すること」を拒否することによって、どんなに努力してもそこに到達できないという苦悩を、その価値観ごと否定する。そして、日々の小さな幸せを積み重ねていこうとする生き方がここにある。マイクさんとドナさんが実践する生き方は、社会的な尺度でいえば、大きな名誉や金銭的利得を得ることはできないかもしれない。しかし、それらを手に入れようと努力するそのプロセスに意味があるというような前進主義的価値観からは解放されているように思える。

一方その対極には、日々の小さな幸せを諦めて、目指す“前進主義的な理想の自画像”のためにたゆまない努力を続けながら、屈辱やストレスを耐え忍ぶ生き方がある。もしかしたらその忍耐の先に大きな満足が待っているかもしれない。そうしたプロセスの先に、自分だけのゴールテープを切ることができたとしたら、それは素晴らしいことかもしれない。だが、たとえ努力をし続けても“前進主義的な理想の自画像”を現実化できる保証はない。たとえば僕は、幼少の頃から抱き続けていたプロ野球選手になるという夢は叶えることができず、次の目標としたアメリカ生活は挫折し、第三希望の中学校教員という仕事も長続きはしなかった。

愚問ではあるが、幸福度を「幸福から不幸やストレスを引いた量」で表すとしたら、大きな幸福を諦めて日々の小さな幸福に徹底して生きた場合と、日々のストレスに耐え続けその結果として大きな目標を達成した場合と、どちらが高い数値を示すのだろうか。

現代日本社会では、安定志向（従来の価値観）から脱却して自分らしく生きていく人びとの姿が共感を持ってメディアで紹介されることが多い。だが、そのような報道は、かえってそういう生き方を選択する人がマイノリティであることを物語っている。もしもそれが人びとにとって「当たり前」の生き方であれば、報じる意味などないからだ。

マイクさんとドナさんの生き方をみていると、彼ら二人が生きてきた、そしてこれからも歩いていくのであろう生き方は、ともすれば忍耐と努力を美德とし、目標に向かって常に歩み続けることを善とする、現代日本社会で暮らす多くの人びとが共感する道徳観や幸福観に対して、鋭いアンチテーゼとなっていると思えるのである。

5. 2018年1月大阪

久しぶりの再会を果たしたわずか2年後の2018年、あれほど元気だったマイクさんが亡くなったという知らせを受けた。あまりにも唐突すぎて、これは英語が正しく読めていないのではないかと自分自身を疑った。しかし何度読んでもそのメールは、そうとしか読めなかった。

ガンが見つかったらしいのだが、そのときにはすでに治療のすべがなかったようだ。眠るようにおだやかに息を引き取ったという。涙に暮れるドナさんからのメールにはこう書かれてあった。

「家の近所にあるディア・レイクを散歩するのがマイクの日課でした。湖畔を歩きながら写真を撮ったり散歩している犬を撫でたりするのが好きでした。彼にはハム無線で知り合った多くの友人がいました。また多くのラジコン・ボートの仲間にも恵まれました。彼はプラモデル作りに夢中でした。最近3Dプリンターがお気に入り、息子や孫たちのためにいろいろなアイテムを作ることに熱中していました。彼の宝物の一つはゴールドウイングというホンダ製の大型バイクで、ツーリングが趣味でした。遠路、ワシントン

DCに旅行したこともありました。彼は日本が大好きでした。特に、ホームステイで知り合った日本の友人を訪ねることを楽しみにしていました。いたずら好きで、一度、浴槽に何時間も隠れて出てこず、『マイクさんが行方不明になった』と皆を大慌てさせたこともありました。バンクーバーで、日本人形をつくる教室に通ったこともありました。イギリスで生まれた彼は4歳の時にカナダにやってきました。そして2006年にヘリコプター会社を退職した後は、ボーイスカウトの活動に熱心に取り組んでいました。古い映画が大好きで、映画については博学でした。曲がった事が大嫌いで、たとえ結婚式というようなめでたい場であっても『だめなものはだめ』を貫く人でした」

冒険には「挑戦する」という要素が含まれている。マイクさんが貫いた生き方は、冒険的な要素がないようにいっけん見えるかもしれない。だがそういう見方はおそらく間違っているのだろう。

マイクさんは、「出世したい」とか「経済的に裕福になりたい」というような多くの人が「当たり前」に持っている欲望を断ち切り、自分の身の回りにある「小さな楽しみ」にとことん没頭するという生き方を選んだ。だが、「出世したい」とか「経済的に裕福になりたい」という欲望から逃れる、あるいはそれを断ち切ることは、現代社会においては相当困難だ。なぜなら、これらの欲望は、それを是とする社会システムによって、日々の生活の中から自然に、何度もなんども繰り返して湧き上がってくるからだ。

この厄介な欲望を、毎日根気よく断ち切ることは、難しかったに違いない。つまりマイクさんが実践した「趣味に生きる」という生き方を徹底するためには、強い決意と意思を持って「欲望を断ち切ることに挑戦し続ける」ことが必須だった。

そう、マイクさんは己の信念を貫き通して、メインストリームの価値観には迎合しないという大冒険を生き切ったのである。

参考文献

大野哲也, 2012, 『旅を生きる人びと バックパッカーの人類学』世界思想社。

博士論文の要旨および 博士論文審査結果の要旨

氏 名	雨 森 直 也
学 位 の 種 類	博士（社会学）
学 位 記 番 号	社会博乙第1号
学位授与の日付	2019 年 9 月 21 日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
博 士 論 文 題 目	エスニシティの構築とエスニック・バウンダリーの維持 —中国の少数民族ペー族についての事例研究— Construction of Ethnicity and Maintenance of Ethnic Boundary: A Case Study of Chinese Ethnic Minority 'Bai'
論 文 審 査 委 員	主査 宮本 孝二 教授 副査 木下 栄二 教授 副査 大野 哲也 教授 副査（外部審査） 松田 素二 京都大学大学院文学研究科教授

<博士論文の要旨>

エスニシティの構築と エスニック・バウンダリーの維持

—— 中国の少数民族ペー族についての事例研究 ——

雨 森 直 也

1. 論文の目的と論文の構成

本論文は、中国雲南省大理ペー族自治州鶴慶県に住むペー族を事例とし、エスニシティの構築とエスニック・バウンダリーの維持について、彼らの日常実践をもとに考察するものである。

ペー族を取り上げるには二つの理由がある。

第一に、社会主義国家である中国で、ペー族は少数民族として自治権を認められているからである。日本の「単一民族論」などのような暴力的で差別的な言説を、少なくともペー族に関しては生じさせていない政治的機構を持つ中国という、自由主義国家からみれば「特異」な状況下で、それを検討することは、有益な示唆を得ることができると考えるからである。

第二に、ペー族が自己を存立、存続させるためにおこなっている日常実践が、民族紛争の場面で、高い頻度で生起する暴力とは真逆の戦略をとっているからである。ペー族は、戦うことで自己を確立させようとするのではなく、他民族との摩擦を避け、他民族に「牙を剥かない」、「善良」で「おだやか」なエスニシティを構築することで、国家の中で確固たる地位を築き上げてきた。

現代社会では、政治、経済、法、教育、マスメディアなどを支配する民族が強大なパワーを持つがゆえに、それらのパワーを持たない少数民族は、自身の文化のみならず、個々のアイデンティティをも維持することが日々困難になってきている。つまり、独自の慣習や言語などを守っている民族は、「同化」の圧力を巧みにかわす方法を意識的か無意識的かは別にして、保持していると考えて良い。少数民族が自己を存立し、存続させるためには、習慣や言語などの有形無形の指標を基礎としてエスニシティを構築し、エスニック・バウンダリーを維持し、それらを次世代につなげていくことがきわめて重要なのである。

中国の民族政策の根幹をなす民族区域自治や民族区域自治法は、すべての少数民族を対象としている。現在、いくつかの少数民族であっても集住さえしていれば、民族自治政府の設立が可能である。また、民族区域自治法のなかでの自治権は、限定された自治にすぎないが、保証されている。こうした前提を踏まえて、ペー族を対象に考察をすすめていく。

論文の目的を述べた第1章に続く第2章では、エスニシティとエスニック・バウンダリーの先行研究の整理をおこない、残された課題を明らかにし、本論文の立場を明確にする。

第3章は、本論文の調査対象地域および、重点的にフィールドワークをおこなったN村とX村の概要を述べる。さらに調査方法と調査内容を説明する。

第4章では、現代中国における少数民族政策と歴史的背景について検討する。そして少数民族への政治的かつ文化的な同化政策が、歴史的にどのようにおこなわれてきたのかを概観するとともに、中国共産党（以下、「共産党」と表記する）の民族政策や少数民族にかんする基本政策について考察する。

第5章は、二つの内容で構成されている。一つは、現在、中国の教育現場で民族教育がどのようにおこなわれているのかをペー族のある女性のライフ・ヒストリーから再構成し、学校現場でおこなわれている教育が、彼女にどの

ように「消化・吸収」されているのかを考察する。

もう一つは、N村とX村で生活を営むペー族の結婚を取り上げ、配偶者選択がどのような力学でなされているのかを世代別に考察する。そして、両村の配偶者の地理的領域、結婚の「理想の条件」、そして世代別の変化から、ペー族のエスニシティの構築とエスニック・バウンダリーの維持のメカニズムに迫る。

第6章では、N村とX村を事例として、出稼ぎや村内における農業以外の職業（以下、「農外就業」と表記する）の実態について、他民族との関係性という視点から考察する。

第7章では、2村落の銀匠を利用した観光について考察をすすめる。現在ペー族は、「銀匠」や「立派な家屋」を前面に押し出し、エスニック・ツーリズムを活用して経済的な成功を収めている。だが奇妙なことに、ツーリズムの個々の現場では、彼らは自らの「ペー族性」を表現することを極端に控えている。つまり、ツーリズムは一見、エスニシティの強化には繋がっていないのだ。こうした「迂回的」な実践の有効性について考察をする。

第8章では第4章から第7章までの議論を総括しつつ、ペー族のエスニシティの構築プロセスとエスニック・バウンダリーの維持について分析していく。

第9章では、本論文の結論として、歴史的背景や各章の事例にみられた日常実践から、ペー族の「善良」で「おだやか」なエスニシティがどのように構築され、エスニック・バウンダリーがどのように維持されているのかを総合的な視点から導き出し、それが現代社会の中でどのような意味と意義を持っているのかを述べる。

2. 先行研究の到達点と課題

中国の少数民族を対象としたエスニシティ研究では、国境を越えた「同胞」を持つ朝鮮族や徳宏のタイ族のように少数民族に焦点を当てた研究が一

定の成果を挙げている。しかし、彼らのように複数の国家を「跨いで」存在するがゆえに、重層的なエスニシティを創出できる少数民族は、中国少数民族の中においては稀なケースである。

他方、中国という国家に完全に内包された少数民族のエスニシティ研究では、漢族の政治、文化、社会、経済的な力が圧倒的に強いことから、「漢族」がつねに参照点になり、「漢族」と「少数民族」の関係性が固定化される傾向がある。つまり、少数民族のエスニシティは単一的かつ固定的であるとみなされやすい。したがって、これまでの国家に完全に内包された少数民族のエスニシティは、単一的で固定的なエスニシティを暗黙の了解として研究が進められてきた。

だが、スチュワート・ホール（1992=1996:29）は、文化的なアイデンティティは、固定されず、常にハイブリッドであり、暫定的な位置性にすぎないと指摘している。本論文もホールと同じ立場に立っている。つまり、中国という国家に完全に内包された少数民族であっても、彼らのエスニシティは多様で可変的であるということである。本論文で事例とするパー族もまた、中国という国家に完全に内包された少数民族であり、状況的かつ一時的な位置性としてのエスニシティを体現していると思われる。彼らは、長い歴史の積み重ねや、現在の生活の現場における他者との折衝・交渉・葛藤という「困難」なプロセスのなかから、その場の状況に対応してエスニシティを構築し続けているのである。

エスニック・バウンダリーという用語を用いて、民族間の境界に着目した研究の先駆者はフレドリック・バルト（F. Barth 1969=1996）である。彼はエスニック・バウンダリー（ethnic boundary）という概念によって、現在の文化人類学のエスニシティ研究に大きな影響を与えた。彼の議論のもっとも大きな論点はそれまでのトライバリズム（tribalism）の考えにもとづく文化変容のアプローチから抜け出す理論的枠組みを示したことである。これによって、エスニック・バウンダリー論のみならず、エスニシティ研究もま

た、集団から個人の研究に大きくシフトすることになった。

バルトは、エスニック・グループがエスニック・アイデンティティを維持している場合、そこには成員資格となる基準があり、その基準を示したり、成員ではないと排除する方法があると指摘した。また、個人によるエスニック・バウンダリーの越境は、社会集団であるエスニック・グループの境界の維持には影響しないと述べている。

トーマス・ハイランド・エリクセン (T. H. Eriksen 1993=2006) は、エスニック・バウンダリーの維持には他者が必要だと主張した。他者とのコミュニケーションのプロセスでエスニシティが構築されたり、エスニック・バウンダリーが維持されたりするのだ。自己の存立には、自己とは異なる他者の存在が不可欠なのである。

エリクセン (1993=2006) は、ほとんどの人類学者がバルトの議論に同意している一方で、いくつかの問題点も存在していると述べる。

たとえば金明美 (2000) は、「バルトは「個人」における認識レベルの自他の範疇化を、「集団」としての行動レベルの社会組織に一致させてしまっている」(2000: 81) と指摘している。つまり、個人の認識の集積 (= 帰結) であるはずの集団としての認識は、一致することもあるが、一致しないこともある。さらに金 (2000) は、バルトのエスニック・バウンダリー論には、二つの前提があると指摘している。一つは、バルトの議論は集団間の関係を平等なものとしなしているということ。もう一つは、そこには、自己の利益を最大化させて、不利益を最小限に抑えるといった目的合理性が反映されているということだ (金 2000: 81)。金の問いかけに答えるためには、エスニック・グループの日常的実践によって浮かび上がるエスニシティとエスニック・バウンダリーを考察し、それらの理論化に取り組むことが必要となる。

3. ペー族について

ペー族は、雲南省大理ペー族自治州を中心に居住する少数民族である。人口は193万人（2010年）で、雲南省には8割にあたる156万人が住んでいる。ペー族の祖先については「白蛮」だとされており、白蛮は現在の雲南から四川南部まで広範囲に居住してきた歴史がある。だが、彼らがなぜ大理地方だけに集中しているのかという理由はよくわかっていない。白鳥芳郎（1953a, 1953b）によれば、大理地方（現在の鶴慶県も含む）に居住していたとされる白蛮は「西洱河蛮」と呼ばれる集団であり、南詔国の建国を助け、大理国を運営していたという。

ペー族の祭祀は多くが漢族のそれと似通っているが、細部では異なっている。宗教は、「本主教」と呼ばれる独自の信仰をもち、村ごとに守護神がいる。その一方、仏教信仰も根強く残っている。

次に、中国の少数民族政策をペー族とのかかわりを中心に述べていく。

漢代から元代の民族政策は、北方や西域の強大な周辺民族の国家に対して、征服を繰り返すという強硬な政策をとっていた。一方、中小の民族に対しては、唐代から羈縻政策をおこないながらも、十分に統治しているとはいい難かった。唐代になると雲南地方には南詔国、その後は大理国が出現した。南詔国は吐蕃や唐とも渡り合った国だった。大理国は南詔国とは異なり、宋との間に安定的な関係を築き、宋による冊封を受け入れていた。

モンゴル帝国及び（東アジアでは）元による支配に組み入れられ、土司制度のもとで支配を受けた。明、清王朝もまた、元の統治方法である土司制度を踏襲しつつ、「改土帰流」や「土流併治」といった手法で少数民族の勢力を削減していった。さらに流官と呼ばれる科挙官僚による統治では、少数民族の慣習が否定されることもあった。こうして一旦、中国支配に組み入れられると、少数民族の側も中国文化を積極的に受け入れる行動をとることもあった。このように、少数民族は歴代中国王朝の民族政策に翻弄されてきた

のである。

共産党は、政権を奪取した直後から少数民族の把握に努めるために1951年から「民族識別工作」をおこない、少数民族を確定していった。その後の文化大革命は、民族政策自体が階級問題にすり替えられてしまった結果、有名無実化してしまい、少数民族にとって過酷な時代であった。しかし、文化大革命が終結したのち、鄧小平が指導者となり、民族政策も回復し、民族自治地区における一定の行政管理権が確保されるようになった。改革開放では、沿海部を中心に経済発展に成功した一方で、少数民族を多く抱える内陸部は経済発展から取り残されていった。そのなかで2001年から「西部大開発」と呼ばれる政策が実施された。内陸部の経済発展をめざした同政策によって、観光の目玉として少数民族の文化などを資源とした観光開発が大々的におこなわれた。その結果、観光産業が大きく飛躍することになり、観光を通じて民族文化が再創造されることになった。

ペー族は、徐々に中国王朝に取り込まれてその勢力を削減されながらも、中国王朝を受容しながら、自らの民族を維持し続けることを選択してきた。共産党政権下の現在も、ペー族は共産党の政策に従順な存在だとみられている。一方で、彼らは民族政策や様々な政策をうまく利用することで民族としてのエスニシティを構築し、エスニック・バウンダリーを維持してきた。

4. 教育と結婚

「教育」では、S（女性）のライフヒストリーを通じて日常の実践を構成し、漢族とのエスニック・バウンダリーを考察した。Sが生まれ育った村では、小学校まで同級生はペー族の子どもたちのみであった。教員には漢族もいたが、地元の出身だった。そのため、彼女は小学校を出るまで、他民族とのコンフリクトを経験することはなかった。中学校に進学すると漢族の生徒とも一緒に学校生活を送ることになった。生徒もペー族の教員も、普通語や漢語を使用することが増えた。

草海中学から葉園中学に転校してからは、ペー族であることを強く感じるようになった。友人関係はペー族が多かったものの、漢族の友人もいて、人間関係は民族で固定化しているわけではなかった。高校に入ってから中学校からの環境に大きな変化はなかった。つまりSは、学校のなかで民族間のコンフリクトは経験しなかった。少なくとも彼女の周囲においては、ペー族と漢族は平和的で安定的な関係を構築していた。

「結婚」では、ペー族が主に居住する二つの村を対象とし、聞き取りにもとづいて結婚の世代別・民族別の傾向および、聞き取りから明らかにした彼らの結婚の「理想の条件」をもとにペー族のエスニック・バウンダリーを考察した。

ペー族の一般的な結婚は、女性が男性のイエに入る父方居住婚である。また少数ではあるが、男性が女性のイエに入る母方居住婚もある。財産は父系で相続され、婿養子に行かなかった兄弟のあいだで平等に分配される。彼らは男女ともに、比較的早婚であり、10代後半から20代初頭に結婚することが多い。現在、恋愛結婚も増えてきたが、「包弁婚」の慣習も残っている。さらに、両親や親戚から反対された時は「駆け落ち婚」をおこなうこともある。

結婚形態に関わらず、迎える側が送り出す側に結納金などの婚資を渡すことに変わりはない。たとえ駆け落ち婚であっても、事後、婚資が支払われる。つまり「送り出す側」が婚資を受け取るということであり、たとえ両家が反対したとしても最終的には、結婚は両家に認められる。

両村で聞き取りをおこなった結果、村内婚の割合が若い世代で減少傾向にあることが明らかになった。また、この「減少傾向」を吸収していたのは、近隣の村落の住民との結婚であることが明らかになった。さらに民族別の結婚では、ペー族同士の結婚が非常に多く、漢族との結婚は少数しかない。また、ある一つの村ではチベット族の結婚もわずかながらみられた。

ペー族では、村内婚と母方イトコ婚が過去から現在まで彼らの「理想の条

件」であり続ける一方で、若い世代は、共産党による宣伝教育の影響によって、親戚婚を回避するようになっている。その結果、村内婚での配偶者選択は限定的になってしまった。そして、村内婚に次ぐ選択肢であった村外のペー族との結婚が、「理想の条件」に含まれるようになり、増加している。さらに、民族別の結婚についてみると、ペー族同士の結婚が「理想の条件」である一方で、漢族との結婚はN村とX村でその認識に違いが認められた。

ペー族は、チベット族のことを山地民として蔑視する傾向があり、ペー族の多くの人々はチベット族との結婚を「回避したい」と考えている。そのため、もしもチベット族と結婚した場合は、「例外」として語られる場合が多い。

ペー族は結婚に関して「理想の条件」を概ね実現させていた。ただ、「理想の条件」は変化していた。つまり、共産党の宣伝教育を知らず知らずのうちに内面化して親戚婚を忌避し、村内婚を減らしながらも、村外のペー族との結婚を増加させていた。ペー族は、外圧に柔軟に対応しつつ結婚における「理想の条件」を巧みに変化させ、エスニシティを構築しエスニック・バウンダリーを維持していた。

5. 農外就業

「農外就業」では、結婚の事例と同様の二つの村を対象として、出稼ぎや村内における仕事の実態について、他民族との関係性に焦点をあてて考察した。

対象とした二つの村がある鶴慶盆地は、古来より大工や石工の農外就業が広くおこなわれてきた。その他にも、革靴などを製造する皮革加工業、小炉匠、銀匠や鉄匠などの金属加工業、家屋の木材に彫刻を施す彫刻業などが現在、農外就業として成立している。鶴慶盆地の農外就業の特徴は、学校などの公的機関で技術を習得するわけではなく、徒弟制で技術を獲得しているこ

とだ。彼らは中学校を卒業または中退後、親や親戚、友人などのツテを頼りに弟子入りする。このため、個々の村で農外就業の職種は大きく異なっている。

大工を主な農外就業としているX村では、大工などの建築の技術を持つ者と、村に住む大工の棟梁や建設会社の社長は、相互に補完し合う関係だ。改革開放後は、大工や、それから発展した建設業などに加えて、農業、特に養蚕が主たる仕事となった。こうした就業を支えたのは出稼ぎ先の近接性と、「同じ村の出身である」という社会関係資本であった。

銀匠を主な農外就業としているN村では、銀加工品を製作したり、工房を経営したり、出稼ぎ先で店を開き、銀加工品による一大産業を形成していた。伝統的な農外就業は小炉匠という利益の上がらないものであったが、改革開放後、住民はその技術を銀匠へと変化させて成功を収めた。彼らは銀匠に特化し、銀加工品の製造と販売をおこなう産業を築き上げ、鶴慶県でもっとも多く収入を得るにいった。

両村ともに職種に違いがありながらも「村をベースとした」「ペー族の住民によるもの」という点では共通していた。何の変哲もないありふれた農外就業なのだが、両村の農外就業は「同族（ペー族）だけで労働ネットワークをつくる」という点で、他民族、特に漢族の「他民族とともに働くことも厭わない」という経済活動とは一線を画していた。両村の特徴は大工にしろ、銀匠にしろ、技術を教えてくれる先達がいるだけではなく、村の住民を雇用する村の経営者がいるということである。

両村の若者は、連綿と続く社会関係資本を利用しながら、村の農外就業を次世代に継承していた。彼ら「独自の農外就業」は、ペー族のエスニシティの構築とエスニック・バウンダリーの維持にとって欠かすことのできないものであった。

6. エスニック・ツーリズム

「観光」では、銀匠をしているN村を対象とした。村が観光開発された1999年以降を中心にして、ペー族のエスニシティの構築プロセスとエスニック・バウンダリーの維持の仕組みについて考察した。

村が観光開発されるとき、県は、銀匠の歴史を「千年もの悠久のとき」をもつと宣伝を始めた。だが、これは明らかな「伝統の創造」である。たとえば、銀匠の第1世代への聞き取りでは、誰一人として「千年もの悠久のとき」を肯定しなかった。ただ、この「伝統の創造」を含めた村の観光促進のプロモーションが、村の知名度を飛躍的に上げたことはたしかである。とくに、村で銀加工品を製作する技術を地域の文化資源にしたり、銀製品を地域ブランドにして村の知名度を向上させた。

村民が銀加工品や観光で稼いだ収入は、「立派な家屋」に費やされていた。「立派な家屋」はこの地方のペー族の慣習を踏まえたものになっていた。それだけではなく、村では「立派な家屋」を建てることで、先祖への顔向けができ、社会的地位を上昇させる。それは子どもの結婚にも影響する。「立派な家屋」に多くの肯定的な意味が付与されるにつれて、古い家屋には価値がないどころか、そのイエが隆盛しなかったことを示す証拠にもなった。

だが奇妙なことに、村民は、観光化によって知名度を上げた銀加工品を「ペー族」のエスニック・シンボルとしなかった。そして「立派な家屋」の建造に充てることを通じて、ペー族としてのエスニック・アイデンティティを強化していた。「立派な家屋」を建てることは村内での自らの地位を上昇させるとともに、先祖と子孫に対する貢献を示し、ペー族としてのエスニシティを（再）確認する重要な装置となっていた。

7. 考察と結論

「教育」、「結婚」、「農外就農」、「ツーリズム」の4事例のペー族の戦略に

通底するのは、「エスニック・マジョリティである漢族と民族的なもめごとをおこすことなく、平和的に共存する」というものだった。また、外からの変化の圧力に対して、抵抗や否定をせず、受容している側面があった。しかし、ただ単純に受容するわけではなく、ペー族の文化へと改変して受け入れていた。つまり、慣習や技術を「ペー族化」というソフトな戦略によって、エスニシティを構築しエスニック・バウンダリーを維持していたのである。

本論文では、二つの知見を得ることができた。一つは、エスニシティの構築とエスニック・バウンダリーの維持に関する知見である。ペー族の人々は伝統に固執せず、むしろ、新しいものを次々と「受容」していた。しかしそれは、受け身一辺倒の受容ではなく、彼らの生活の都合に合わせて改変したり再解釈したりしたうえでの「受容」であった。それによって「今・ここ」にふさわしいと彼らが考える「ペー族」を体現していたのである。

ペー族は「善良」で「おだやか」なエスニシティを構築し、エスニック・バウンダリーを維持していた。もちろん実際の生活では、他民族相手に、あるいはペー族同士で「もめごと」を起こしたり、他者に「立腹」することがある。だが、彼らはそれを「例外化」することで、自らのエスニシティを堅持しようとする。こうした他者と不断に繰り返される交渉と折衝、そして自己の内面でおこる激しい葛藤のすえにようやくエスニシティの構築とエスニック・バウンダリーの維持ができる契機に到達できるのであり、それはまるで「スイッチを切り替えるように」「軽やかに」達成できるものではないのである。

もう一つは、彼らのソフトな日常の実践が持つ現代的な意味である。ペー族が実践する「ソフト」な戦略は、現代世界で頻繁に生起している「武力を用いてでも自民族の尊厳を守る」というような「ハード」な戦略とは一線を画している。ペー族の戦略は、他者との争いを徹底的に避けたいうえで、他者の要求を柔軟に吸収しながら、自己を存立させていくというものだ。こうし

た困難でアクロバティックな実践によって、彼らは「人権」と「民族」を両立させているのだといえるだろう。これは彼らなりの生活知なのである。

参考文献

- Barth, F., 1969, "Introduction," Barth, F. ed., *Ethnic Groups and Boundaries: The Social Organization of Culture Difference*, Oslo, Scandinavian University Press, 9-38. (青柳まちこ編・監訳, 1996, 「エスニック集団の境界」青柳まちこ編・監訳『「エスニック」とは何か』新泉社, 23-71。)
- Eriksen, T. H., [1993] 2002, *Ethnicity and Nationalism: Second Edition*, London, Pluto Press. (鈴木清史訳, 2006, 『エスニシティとナショナリズム—人類学的視点から—』, 明石書店。)
- 金明美, 2000, 「日本におけるエスニシティ論の再検討—バウンダリー論を中心として—」『民族学研究』65(1): 78-93。
- 前山隆, 2003, 『個人とエスニシティの文化人類学—理論を目指しながら—』御茶の水書房。
- ホール, S., 小笠原博毅訳, 1996, 「あるディアスポラの知識人の形成」『思想』859: 6-30。
- 白鳥芳郎, 1953a, 「烏蛮白蛮の住地と白子国及び南詔六詔との関係—雲南の蠻族, 烏蠻と白蠻とについて (第1部) —」『民族学研究』17(2): 127-146。
- , 1953b, 「南詔・大理の住民と爨・樊・羅・民家族との関係—雲南の蠻族, 烏蠻と白蠻とについて (第2部) —」『民族学研究』17(3・4): 247-274。

<博士論文審査結果の要旨>

論文提出者：雨 森 直 也

論文題目：エスニシティの構築とエスニック・バウンダリーの維持

— 中国の少数民族ペー族についての事例研究 —

学位申請の種類：乙（論文博士，社会学）

桃山学院大学大学院社会学研究科において、これまで博士号は8名の院生に授与してきましたが、いずれもいわゆる課程博士号であり、今回初めての学外からの博士学位請求論文の審査となります。まず、この審査に至る事情について説明することから始めます。

雨森直也氏は1980年生まれで、1998年に埼玉大学教育学部に入学し、2002年に同大学を卒業後、2004年に立命館大学文学部地理学科の3年次に編入学し、2006年に同大学を卒業し、同年、同大学大学院文学研究科人文文学専攻地理学専修博士前期課程に進学しました。大学院における雨森氏の指導教員は江口信清先生（文化人類学）で、雨森氏は江口先生のもとで博士号の取得を目指していましたが、2014年に江口先生が脳腫瘍を発症して休職され、翌年残念ながら先生は亡くなりました。しかしながら立命館大学大学院においては、指導教員を失った雨森氏を引き受けて指導する教員が現れず、雨森氏は2015年にやむなく、同博士後期課程を単位取得退学せざるをえなくなりました。その後、雨森氏は地元の名古屋に帰り、高等学校の任期付教員として勤務しました。しかし博士論文の完成と博士号取得の意思は強く、本学社会学研究科に論文審査を依頼するに至りました。

本学社会学研究科に「桃山学院大学での博士号の取得可能性」を問い合わせてきた理由は、副査の大野教授が江口先生と交友があり、2006年ごろに江口先生が立ち上げた研究会に大野教授が参加した折に、雨森氏と知己となり研究上の交流を継続してきたからです。その問い合わせを受けた大野教授

は、宮本教授に相談しつつ論文の内容確認と改訂指導を2019年1月以来継続し、4月に入ってから木下研究科長および宮本教授と協議し、こうして本学社会学研究科において、論文博士審査のための諸規程の整備が進められ、雨森氏の論文の申請受付、受理審査、そして論文審査が順次実施されてきました。

雨森氏の博士学位申請論文は、中国の雲南省に暮らす少数民族ペー族を事例として、彼らがいかにしてエスニシティを構築しエスニック・バウンダリーを維持しているのかについて、教育、結婚、仕事、住居、ツーリズムという観点から考察したものです。

その基礎にあるディシプリンは文化人類学・社会人類学ですが、社会学的にもきわめて興味深く、本学研究科の審査委員3名もそれぞれの研究テーマである国民国家論、社会調査論・家族社会学、観光社会学との関連で査読してきました。しかしながら、文化人類学・社会人類学の立場からも厳正な審査が必要であると考え、京都大学大学院文学研究科でその分野において研究・教育を展開してこられた松田素二教授に外部審査委員を委嘱申し上げ、快諾していただくこともできました。

それでは、以下に審査報告を申し述べます。

本論文の構成は全9章で、第1章が本論文の目的、第2章が先行研究のまとめと残された問題の整理、第3章が調査地の概要と調査方法、第4章が少数民族に対する民族政策と中国共産党の基本政策、第5章が公教育および結婚にみるペー族の日常的実践のなかのエスニック・バウンダリー、第6章が農外就業にみるエスニシティの構築とエスニック・バウンダリーの維持、第7章が観光開発にともなうエスニシティの構築とエスニック・バウンダリーの維持、第8章が考察—ペー族のエスニシティとエスニック・バウンダリーの戦略、第9章が結論—ペー族の日常的実践の現代的な意味と意義となっています。この構成と各章のタイトルからもうかがえるように、きわめて内容豊かな論文です。

主査の宮本は近代化論ないし国民国家論の視点から、中国における国民国家の形成の歴史における少数民族の存続可能性の興味深い事例研究として査読し次のように評価しました。

「中国の国民国家の生成過程において、ウィグルやチベットやモンゴルのようにその存続を脅かされる場合もありますが、ペー族の場合は民族の規模も小さく独立志向をもたず漢民族との協調路線が可能になったのです。この点については、少数民族に対する民族政策と中国共産党の基本政策を記述した第4章で明らかにされています。そのような全体的構造の中での位置づけゆえに、ペー族が少数民族として存続するために、雨森論文がフィールド調査の結果明らかにしたようなエスニシティの構築とエスニック・バウンダリーの維持にかかわる日常的実践が不可欠となったことが、第5章以下の各章で解明されています。近代化における国民の形成とエスニック・マイノリティとの関係性についての示唆に富む貴重な研究成果であると高く評価できます。」

副査の木下は、社会調査論・家族社会学の視点から査読し次のように評価しました。

「まず調査論の観点からは、地道なフィールドワークとインタビュー、そして各種資料を用いて、ペー族の姿を描き出した秀逸なモノグラフとして高く評価できます。次に家族社会学の観点から述べます。論文では、結婚行動に着目して、「理想の条件」として村内婚と母方イトコ婚が存続する一方、村外のペー族との結婚も「理想の条件」に含まれてきたことを明らかにします。また、民族別の結婚について、ペー族同士の結婚が最も理想とされる一方で、イトコ婚禁止という異文化をもつ漢族との結婚も強く回避している訳ではなく、漢族との平和的で安定的な関係を構築していることを明らかにします。そして、これらの知見が、変化への圧力に対するペー族側のエスニシティとエスニック・バウンダリー維持の戦略と結び付けて考察されている点は、とても興味深く価値あるものだと言えます。」

副査の大野は、グローバリゼーション時代における民族問題、とくに民族の「生き方」という視点から本論文を査読し次のように評価しました。

「「民族」をめぐるさまざまな問題が噴出している現代において、「民族」の可能性を探求した本論文の評価できる点は、まず調査地において地道なフィールドワークを10年以上続けてきたことにあります。X村の全383世帯とN村の全250世帯を訪問調査したことは特筆に値します。また調査で収集したデータからペー族の「おだやか」で「平和的」なエスニシティを構築する日常実践に着目し分析した点は高く評価できます。というのも、こうした日常実践を基礎としたエスニシティの構築とエスニック・バウンダリーの維持は、「民族」をめぐる、激烈な差別や、時には血で血を洗う凄惨な事態が生起し続けている現代社会において、「民族」の平和的共存と連帯の可能性を内包するものだからです。ペー族が実践する柔軟性に富んだ「生き方」を的確に捉えた本論文は、人類学的にも社会学的にも大きな価値と意味があると思います。」

そして、今回外部審査をお願いした京都大学大学院文学研究科教授、文化人類学者の松田素二教授も、この論文が博士学位を授与するに値するものであると、次のように述べておられます。

「本研究は、改革開放期において中国の少数民族の一つであるペー族社会が、外部からの変化の圧力に対してどのように向き合い、それをときに一方的に受容し、ときに折衝・妥協し、ときには微細に抗いながらその巨大な力を「飼い慣らし」ていったのかを、現場の個人的・家族的レベルの対応まで視野にいれながら考察した点で興味深い民族誌的意義があり、また文化人類学のエスニシティ理論研究に部分的に貢献するものです。とりわけ民族対立が増幅され暴力化している現代世界において、こうした「対立」を顕在化させない思考と実践に焦点をあててエスニシティ生成を議論しようとする点は、きわめて重要かつ実践的な意義があり、この研究の独創的な視点として高く評価できます。こうした貢献をふまえて、本研究は、博士学位を授与す

るに値するものと判断します。」

以上に示した主査および副査の評価のとおり、本論文は博士論文としての意義を十分に認めうるのですが、当然ながらそこには不十分な点も見られます。松田教授から今後への期待も込めて最も厳しい指摘がなされており、主査・副査全員がそれに賛同し、最終審査時に雨森氏に申し伝えました。松田教授のご指摘は次の通りです。

「総合的に評価していることを確認した上で、いくつかの問題点もあります。これらについては今後の研究の進展のなかで自覚的に改善する必要があることも指摘しておきたいと思います。それは大別すると4つの点にまとめることができます。

第一の問題点は、エスニシティの理論的研究に関わるものです。エスニック・バウンダリーの形成という視点は、たしかにF. Barth (1969) から議論されてきました。しかし1994年の論文で修正を試みた後も、この25年の間に多くの批判派あるいは修正的支持派の議論がなされてきています。いちいちその説明をここではしませんが、たとえばE. Hummell (2014) あるいはA. Wimmer (2008) などは検討必須でしょうし、エスニック・バウンダリー論自体の議論の50年間を振り返るのであればT. EriksenとM. Jakoubekの *Ethnic Groups and Boundaries Today : A Legacy of Fifty Years* (2018) は必見でしょう。こうしたエスニック・バウンダリーの理論的枠組の検討とは別に、別の視点でエスニシティをみるという参照軸もエスニシティを議論するのであれば必要です。その点でエスニシティ理論全体の今日的議論が十分になされているとはいいたい点があるので、これについては今後さらに研鑽を深める必要があります。

第二の問題点は、現代中国におけるエスニシティあるいは少数民族性についての検討に関するものです。本文の中で指摘されているように、中国における少数民族は、中央政府によって制度的に規定されています。つまり「公許」のエスニシティが、社会的に機能しているわけです。これはBarthが提

起した主観的な帰属意識に依拠したエスニシティとはまったく異質なものです。もちろん公許のエスニシティのなかに、主観的な帰属意識の生成がなされることは通常ですから、それについては問題ないのですが、国家（中央政府）があるべきエスニシティの境界と実体を制度として上から課するという構造の特殊性についての考察が欠けているように思えます。たとえば同じような公許のエスニシティを制度化しているシンガポールでは、有名なCMIO方式（Chinese, Malay, Indian, Other）が導入され、団地の入居など社会のあらゆる領域でこの公許のエスニシティにしたがって制度が整備されています。これを研究した鍋倉聡さんは、この方式で生成されるエスニシティを「フォーマル・エスニシティ」と規定しています。団地などの現場では、Chineseといっても出身地域ごとに複雑に多層化していますし、同様のことはMaley, Indianにもあてはまります。鍋倉さんはこうした公許のエスニシティの外部に現場で構築されるエスニシティを「インフォーマル・エスニシティ」と呼び、両者の関係性を分析しています。このように「公許」のエスニシティが課される社会におけるエスニシティ研究の特殊性・固有性については、やはりもう少し突っ込んだ分析と考察が必要だと思います。

第三の問題点は、ペー族エスニシティの分析のための枠組に関わるものです。本研究では、教育、婚姻、労働、観光がとりあげられていますが、これについても、①なぜ生活諸相のなかでこの領域をとりあげるのかという根拠についての説明、②それぞれの事例でとりあげられている個別のエピソードがエスニシティとバウンダリー構築とどのようにむすびついているのかという論理的接続についての説明、③個別エピソードから冒頭の問題意識である「対立を顕在化させない社会的仕組み」をどのようにして析出できるのかについての説明、④個別事例でふれられているのが、ペー族全体についての同胞意識なのか、それとも同郷あるいは同門についての同胞意識なのかを区別する説明（つまり助け合っているのは同じペー族だからなのか、同じ出身地、同じ一族だからなのかという違いは重要で、アフリカ研究の場合、これ

まで同じ民族だからといわれてきた互助がじつは同郷同門に閉じられていることが知られています）が十分とは言えません。

第四の問題点は、個人的事例をどのようにして民族全体の性向につなげていくのかに関わるものです。本論で取り上げている事例自体はたいへん興味深いものが少なくありません。しかしそれはきわめて断片的な個人のエピソードです。その個人についてもどのような生活史をもった個人であるのかについては、厚い記述はありません。その個人の断片的（数行足らずの）な経験を観察者が観察して記述したものをもとに、ペー族全体のエスニシティを議論し断定するのは困難です。そこには説得的な仕掛けが必要です。これについては十分な民族誌データをもっているようですからそれをもとにより工夫して提示することを勧めます。

以上、いくつかの問題点を指摘しましたが、全体としては21世紀初頭のペー族社会の一断面を活写した価値ある考察と評価できます。今後のいっそうの研鑽を期待しています。」

松田教授の以上のご指摘のように、雨森氏の博士論文はいくつかの問題点を含んではいますが、現時点で改訂可能な箇所はすべて改稿した上で、前述のように審査員一同は全員一致して、本論文が博士学位請求論文に値することを認定したことを、ここにご報告申し上げます。

以上

審査委員（主査）	宮 本 孝 二
審査委員（副査）	木 下 栄 二
審査委員（副査）	大 野 哲 也
審査委員（副査）	松 田 素 二

桃山学院大学社会学会会則

第1条（名称） 本会は桃山学院大学社会学会（St. Andrew's University Sociology and Social Welfare Association）と称する。

第2条（目的） 本学会は、社会学、社会福祉学を中心として社会科学関連分野に関する研究をおこない、あわせて会員相互の学術研究を促進することを目的とする。

第3条（事務所） 本学会の事務所は桃山学院大学内におく。

第4条（事業） 本学会は第2条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 研究会の開催
- (2) 機関誌の編集・刊行
- (3) 講演会その他集会の開催
- (4) その他本学会の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員） 本学会の会員は、桃山学院大学の専任教員で、本学会の目的に賛同する者を正会員とする。

2 本学会の会員であって定年退職した者およびこれに準ずる者は、本学会の名誉会員となることができる。

3 本学大学院社会学研究科の修了生および在学生で、本学会の目的に賛同する者は、本学会の準会員になることができる。

4 正会員は、本学会の総会および第4条に定める各種事業に参画し、本学会の刊行物の配布をうける。

5 名誉会員および準会員は本学会の開催する研究会および講演会に参加し、また本学会の機関誌などの刊行物の配布をうけることができる。

6 正・準会員は年額2,000円の会費を納入する。

7 本学会への入会あるいは本学会からの退会を希望する者は、その旨を会長に届け出なければならない。

第6条（機関誌） 本学会の機関誌の名称は『社会学論集』（St. Andrew's University Sociological Review）とする。

2 機関誌の編集は本学会の責任においておこない、桃山学院大学総合研究所がこれを刊行するものとする。

3 機関誌の投稿規定は別に定める。

第7条（役員） 本学会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 理事 4名（編集担当2名、研究会担当1名、庶務・会計担当1名）

(3) 監事 1名

2 役員はすべて総会において正会員の互選によってこれを選出し、その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

3 会長は本学会を代表し、会務を統括する。

4 理事は会長を補佐して会務を運営する。

5 監事は本学会の会計を監査する。

第8条（総会） 本学会は毎年度1回、総会を開催する。

2 会長は、必要があると認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

第9条（会計および監査） 本学会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第10条（会則の改定） 本学会会則の改定は、総会の議決を経なければならない。

附則 この会則は2002年1月25日より施行する。

桃山学院大学社会学会機関誌『社会学論集』投稿規程

1. 本誌は、定期刊行物であり、原則として年2回発行する。
2. 機関誌に投稿できる者は、原則として本学会正会員および名誉会員とする。
準会員は、指導教員もしくはこれに準ずる者の推薦と、編集委員会の承認があれば、投稿することができる。これらの会員以外の投稿については、編集委員会の審査を経て受理することがある。
3. 編集委員会は本学会会長および編集担当理事2名によって構成する。
4. 投稿は、「論文」、「研究ノート」、「資料」、「翻訳」、「書評」、「その他」とするが、編集委員会によってその類別を変更することがある。
5. 投稿の分量は、「論文」で28,000字（欧文の場合は14,000語）、それ以外は14,000字（欧文7,000語）を一応の限度とする。この限度を超えるものについては、編集委員会の判断により分載となることがある。
6. 投稿には英文タイトルを別記し、「論文」の場合には400語以内の英文抄録を添付する。また、「論文」、「研究ノート」には日本語および英語によるキーワードを5語以内で記すこととする。
7. 投稿は横書きとし、完全原稿を提出しなければならない。
8. 投稿者による校正は原則として再校までとし、定められた期日内に校正刷りを返却しなければならない。
9. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
10. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。

執筆者紹介

本間	栄男	社会学部	科学思想史
南	友二郎	社会学部	社会学 ソーシャルワーク実践方法論
馬	天生	社会学研究科 博士後期課程	社会学
清原	舞	茨城キリスト教大学 生活科学部	社会学
齋藤	かおる	社会学部	哲学, 精神保健福祉学 ヨーロッパ文化史
軽部	恵子	法学部	国際法
大野	哲也	社会学部	冒険研究, スポーツ 社会学, 観光人類学

社会学会役員 (2019 年度)

会 長 : 川 井 太 加 子
理事(編集) : 平 野 孝 典
理事(編集) : 大 野 哲 也
理事(研究会) : 宮 本 孝 二
理事(庶務・会計) : 石 川 明 人
監 事 : 本 間 栄 男

2020年2月27日発行

桃山学院大学社会学論集

第53巻 第2号

編 集 桃 山 学 院 大 学 社 会 学 会

発 行 桃 山 学 院 大 学 総 合 研 究 所
594-1198 大阪府和泉市まなび野1番1号
TEL 0725-54-3131 (代表)

印刷所 東洋紙業高速印刷株式会社
556-0029 大阪市浪速区芦原2-5-56
TEL 06-6567-0511 (代表)

ST. ANDREW'S UNIVERSITY

SOCIOLOGICAL REVIEW

VOL. 53 NO. 2 2020

Articles:

- Herbart on feeling and emotion in *Lehrbuch zur Psychologie*
.....HONMA Eio (1)
- Method to Create Inclusive Society in a Community
Based on Interviews to Ex-Leaders of Council
of Social Welfare of Miyakonojo City
.....MINAMI Yujiro (33)
- Risk Management for Elderly Care Homes in China
.....MA Tiansheng (59)
- Directions of the Social Support System
in the Community for the Severely Disabled:
Based on Self-Determination Activities of JAG
(Jämlikhet Assistans Gemenskap)
.....KIYOHARA Mai (93)

Note:

- Il chioistro come una forma della coscienza
.....SAITO Caterina Caoru (121)

Book Review:

- Shintaro Yamaguchi, *"The Economics of Happiness of Family: The Truth of
Marriage, Child-bearing, and Child-raring through Data Analysis"*
(Tokyo: Kobunsha, 2019, p.259)
.....KARUBE Keiko (135)

Material:

- The Adventures Ubiquitous in the Everyday Life
Episode 2: Vancouver
.....OHNO Tetsuya (141)
- Summary of the Doctoral Thesis by AMEMORI Naoya
with the Examiner's Comments
..... (163)

Published by the Research Institute,

St. Andrew's University

1-1 Manabino, Izumi,

Osaka 594-1198, Japan
